辻　達也著

大岡越前守

名奉行の虚像と実像



中公新書

56

辻　達　也著

大岡越前守

名奉行の虚像と実像



中公新書

56

大岡越前守

辻　達也著



56

大岡越前守

中公新書　56

■ 中公新書　既刊より

南蛮史料の発見　松田毅一著
豊臣秀吉　岡本良知著
徳川家康　北島正元著
江戸の刑罰　石井良助著
江戸城　村井益男著
海商三代　西村通男著
山伏　和歌森太郎著

中公新書 56
大岡越前守
辻　達也著

『大岡政談』で知られる機智・頓才の大岡越前守ははたして名奉行だったのか。中級の旗本の家に生まれ、異例の出世街道を進んで、将軍徳川吉宗のもとに幕府官僚として厳しい手段をとった大岡忠相の実像が、大岡裁きの名裁判官に変貌していく過程を、近世政治史を専攻する著者が、当時の民衆意識、出版形態、政治状況から浮きぼりにする。大衆文芸・巷談・俗説の世界と歴史学の研究分野との間隙を埋めようとする野心的試みである。

1223−073056−4622

中公新書



56

忠相像の変遷過程を
明らかにして俗説と
史実の間隙を埋める

大岡越前守

横浜市立大学教授
辻　達也著

中公新書　56　￥380



■ 中公新書

54 長　崎　原田伴彦著
55 クーデター　尾鍋輝彦著
56 大岡越前守　辻　達也著



中公新書 56

辻　達也著

大岡越前守

名奉行の虚像と実像

中央公論社刊

装幀　白井晟一

まえがき

日本史に関して一般の人々がもっている知識には歴史書以外のものがもたらしたところが多い。ことに江戸時代については、講談・落語・演劇・小説などが時代像なり、人物観なりの形成に影響しているところははなはだ大きいものがある。ここに私が描こうとしている大岡越前守忠相（ただすけ）などはその代表的なものである。

彼は享保二年（一七一七）四十一歳で町奉行（江戸町奉行というのは俗称で、江戸の場合には大坂町奉行・京都町奉行のように地名を冠せず、ただ町奉行という）に就任し、あしかけ二十年の長きにわたって在職し、元文元年（一七三六）には当時旗本としてはまったく例外的な抜擢をうけて寺社奉行に昇進し、大名にまでなった。

忠相の活躍した時期は江戸幕府中興の名君といわれた八代将軍徳川吉宗を中心として、いわゆる享保の改革が遂行されたときである。家康から家光まで三代のあいだに強固に組み立てられた江戸幕府の支配体制も、創立以来約一世紀をへた五代将軍綱吉の元禄年間から弛みをかくしきれなくなっていた。財政の不健全化、行政機構の弛緩・腐敗、一方、都市商人（町人）の経済力のいちじるしい向上、農村社会の変動など、幕府政治のうえに大きな問題が山積するようになった。

元禄以来の幕府政治史はこういう問題に当面した幕府政治家の苦悩と試行錯誤の歴史である。そうしてともかくはじめて問題解決に一応成功したのが享保改革である。こういう時機において、将軍吉宗の有能な部下として、幕政上重要な役割を演じた官僚群の代表というべき人が大岡忠相である。歴史概説書や教科書などにおいて、ほとんど例外なく享保改革、あるいは徳川吉宗・大岡忠相の名が述べられているのもこういう観点からである。

しかし今日まで大岡越前守の名が、おそらく将軍吉宗以上に有名なのは、必ずしもオーソドックスな歴史書によって、江戸幕府の享保改革上の重要人物として取り扱われているからではない。むしろその名は俗説のなかに語り伝えられ、多数の逸話によって死後二百年後の今日まで広く親しまれてきている。つまり彼は教場で学ぶ史上の人物ではなく、古くは寄席や芝居、今日でもテレビ、ラジオや小説などのうえで人々と結びついている人物である。

彼は機知に富み、人情味にあふれ、公正・明快な裁断をくだした名裁判官といわれている。その裁判物語を集めたのが「大岡政談」である（類似の名称は沢山あるが、現在出版物はもっぱらこの名を用いており、もっとも親しまれている名であろう）。

この「大岡政談」として伝えられているいろいろの物語は、実はほとんどすべて大岡忠相とは関係のない創作であるということは、すでに歴史家においては定説になっている。なかには「梅雨小袖昔八丈（つゆこそでむかしはちじょう）」のように河竹黙阿弥が明治になって作ったものもあるが、たいていは幕末に講釈師

によってまとめられたものらしい。そうしてその原型は忠相の死後ほどない宝暦・明和あたりにできたと想像される。さらにその原典となったものは、元禄から享保ごろに作られた名奉行の小話であり、その一部はさらにさかのぼってインドや中国の故事に出典を求めうるという。つまり数多くの名奉行物語が一人の実在した奉行に仮託されて「大岡政談」というものができあがった。人々はそれを通じて大岡越前守という人物像を考えているのである。

いわばそれは名奉行の虚像である。しかし「大岡政談」が大岡忠相の事績というのは偽だ、あれは実際の忠相とは関係のない創作だと突き放してしまっただけでは多くの人の満足はえられまい。「大岡政談」が虚像ならば、大岡忠相の実像はどういうものなのか。忠相ははたして名奉行といえるのかどうか。また虚像と実像とはどのように結びつくのか。こういう疑問は当然起こってくるであろう。

ところで一口に名奉行といっても、専制君主たる将軍あるいは幕府にとって有能な行政的手腕家と庶民的人望とは必ずしも一致するものではない。また行政的手腕といっても、それを発揮する時代によって、その果たす歴史的意味は当然違っている。大岡忠相が名奉行であったか否かは、こういう諸条件のなかで考え、理解すべき問題である。

私は本書において、こういう問題に対して歴史家としてどこまで実証的に回答が出しうるか、それを試みたいのである。もし本書によってほんの一部分でも巷談・俗説の世界と歴史学の専門

的研究分野との間隙が埋められ、あるいは大岡忠相を通じて江戸幕府政治、ひいては江戸時代に対する読者の理解の増進に資することができれば幸いである。

なお本書作成にさいし、大岡忠輔氏および大岡家菩提寺茅ヶ崎市浄見寺は貴重な資料の閲覧を許され、森銑三、遠藤武両氏からはいろいろ御教示いただいた。また職務とはいいながら、中公新書編集部から多大の御協力をえた。諸方の御厚意に対し謹しんで謝意を表する。

昭和三十九年九月

著者

目次

まえがき 1

I 大岡政談の成立

大岡政談と史実 2

天一坊事件
直助権兵衛
白子屋お熊

大岡政談と名裁判官物語 25

越後伝吉
小間物屋彦兵衛
傾城瀬川
後藤半四郎
三方一両損

大工裁き
地蔵裁判
仏市兵衛鬼源蔵
法華浄土宗論裁判
寺院の肴代金裁き
大岡政談の流布　58
出版統制の盲点だった写本
庶民の貸本屋文化
大岡政談の庶民性

II　大岡忠相の実像　79

逸話からみた大岡忠相　80
系譜と経歴　89
享保時代の裁判と法律　103
乱れていた幕府の裁判
白石の改革への努力
吉宗親しく裁判をみる
借金銀相対済令
目明し・拷問禁止の実態
残酷な刑罰の修正
遵法精神の涵養
「御定書百箇条」の成立
町奉行の民政　156
新しい商人統制策
米相場とうちこわし
隠し売女の取締り
町火消いろは四十七組
忠相の農政
名奉行の意味　179
主要参考文献　188
大岡忠相略年譜　190

I　大岡政談の成立



大岡忠相像

大岡政談と史実

大岡越前守の名裁判ぶりを伝える物語はかなり数多くのこっているが、そのなかで比較的ひろく流布しているのは、明治二十九年『帝国文庫』に収録された「大岡政談」十六篇であろう。その題名は次のとおりである。

天一坊、白子屋お熊、煙草屋喜八、村井長庵、直助権兵衛、越後伝吉、傾城瀬川、畔倉重四郎、小間物屋彦兵衛、後藤半四郎、松田お花、嘉川主税、小西屋、雲切仁左衛門、津の国屋お菊、水呑村九助

これらの物語にはおそらく何人かの作者があり、また何回かの潤色をほどこされていると思える。そうしてほとんど史実との結びつきは認められない。しかしこのなかには実際に享保時代に生じた事件を題材としているものが三篇ある。それは「天一坊」「直助権兵衛」「白子屋お熊」である。まずこの三篇の物語と、これらの事件に関するほぼ正確といいうる史料にもとづく概要とを比較してみよう。

天一坊事件

紀州藩第二代藩主徳川光貞の三男徳太郎信房は、故あって家老加納将監に養われていたが、やがて腰元沢の井を寵愛した。懐妊した沢の井に対し、信房は家康以来秘蔵の短刀と、子供は自分の血筋に相違ないから、もし男子が出生すれば時節をまって呼び出す旨の墨付きをあたえ、これを平沢村の親もとへさがらせた。やがて宝永三年三月、沢の井は男子を生んだが、その子はすぐ死んでしまい、これを聞いた沢の井も産後の血があがって死んだ。そのため母のお三婆は気が狂ってしまったが隣村平野村の名主甚左衛門が引き取って世話するうち、ようやく正気にもどった。

さてここに長州藩士原田兵助はふとしたことから浪人となり、原田嘉伝次と名をあらため、紀州平野村にいたって妻をえて住みつき、宝永二年三月玉之助という男子をえた。しかし夫婦とも早く死んだので、のこされた玉之助は同村感応院に引き取られ、名を宝沢とあらためた。

この宝沢はたまたまお三婆の口から当時の信房、現将軍吉宗の落し胤と証拠の二品のことを聞き、悪心をおこしてお三婆を殺して、二品を奪った。さらに自分を養育したことが発覚せぬよう感応院も毒殺した。そうして、ほどなく修行に出ると称して村をはなれ、途中あたかも賊に殺されて死骸を海に棄てられたかのような痕跡をつくって、宝沢の名を消してしまった。それから彼はまず九州熊本へ行き、商家に数年働いて信用をえ、やがて金を着服して船で逃げ去った。しか

しその船が難破し、彼一人助かって伊予に漂着した。そこで水戸光圀に手討にされた藤井紋太夫の子赤川大膳らと知りあった。彼は大膳に陰謀を打ちあけ、仲間にする。

彼と大膳は伊予をでて美濃にゆき、大膳の叔父常楽院天忠を仲間にくわえる。天忠は弟子天一が宝沢と似ているのを幸い、これを殺し、宝沢を徳川天一坊と名乗らせた。ここに山内伊賀亮もやってきて仲間にくわわった。

かくして天一坊らは、将軍の御落胤で、近々江戸へくだって大名となる旨ふれまわって、方々から金を出させ、まず大坂へいって大坂城代をあざむき、ついで京都所司代をも信用させ、いよいよ江戸へのりこんで高輪八ッ山の旅館を宿所とした。

幕府では老中松平伊豆守役宅にて実否を吟味したが、証拠の二品と山内伊賀亮の弁舌によって、御落胤に相違なしときまった。しかし大岡越前守のみは天一坊の人相に疑念をいだき、自分の手で再吟味を願ったが、老中らは許さない。そこで将軍へ直願しようとした。しかし、吉宗もかつて身におぼえがあることであり、はやく親子の対面がしたいとて越前守の願いをしりぞけ、かえって閉門を命ずる。越前守はそこで死人に化け、家臣の家族が死んで葬るためと称して屋敷をぬけだし、小石川の水戸邸に行って藩主綱條にたのむ。綱條は越前守の願いを聞きいれ、翌朝登城して吉宗に天一坊再吟味を承認させた。だがせっかくの再吟味も、山内伊賀亮の弁舌によって越前守の負けとなってしまった。

やむをえず彼は表向き病気と称して家にこもり、急遽家臣二人を紀州にやって、沢の井らについて調査させた。二人が苦心して調べているとき、事態は悪化の一途をたどり、越前守が辞職するか、あるいは登城して将軍に再吟味の結果、御落胤にまちがいない旨報告せねばならぬというのっぴきならぬ羽目におちいった。そこで彼は、自分が切腹すれば後任の奉行が再吟味の結果を報告することとなり、すこしでも調査の時間がかせげるとて、まさに腹を切ろうとする寸前、紀州から家臣が帰ってきて、天一坊が偽物である証拠をしめした。これでようやく天一坊らは逮捕され、処刑された。山内伊賀亮のみは、はやくもこれを察し、自室に火をつけて自殺し、死骸ものこさなかった。

以上が天一坊事件の梗概である。ところで明治十六年司法省が編纂した『徳川禁令考』後聚巻二十三に、次のような申渡書がのっている。

享保十三申年八月
松平伊豆守殿御差図

大岡越前守掛
異名
天一坊

当時無宿
宝沢　申二十四歳

此もの儀、生国紀州和歌山平沢村ニおいて人殺いたし、其上所々ニ而盗賊を致し、其後江戸江出、公儀を偽、多之金銀を欺取候段、重々不届至極ニ付、町中引廻し之上、於品川獄門ニ行ふもの也

無宿浪人
赤川大膳

此もの儀、先年不届之儀有之候ニ付、主人方にて門前払ニ相成、夫より所々ニ而人殺之上盗賊いたし、其上当時無宿宝沢と申合、江戸江出、公儀を偽り、多ク之金銀を欺取候段、重々不届至極ニ付、町中引廻し之上、於品川獄門ニ行ふもの也

無宿浪人
本多権太夫
渡辺治太夫

此もの共儀、親元欠落致し、浪々之身故、致方なく盗賊を致、剰当時無宿宝沢幷赤川大膳

と申合、江戸江出、公儀を偽り、多ク之金銀を欺取候段、不届至極ニ付、町中引廻之上、死罪ニ行ふもの也

『徳川禁令考』は、日本近世史研究上の基本的史料集の一つとして重んぜられているものであり、後聚の大部分は享保時代に編纂された江戸幕府の刑法典「公事方御定書」を田沼時代に再編纂した「科条類典」を収録したものである。したがってこれに収載されている史料は良質のものと考えてよいはずである。そこでこの申渡書を「大岡政談」と比較してみると、刑申渡しが十三年八月と十一年十一月の違いがあるほか、多少の相違はある。しかしこれは物語の潤色とみてよかろう。とにかく天一坊宝沢の事件は史実にもとづいているといえよう。

ところが『徳川禁令考』後聚には、その翌享保十四年にも天一坊処刑の判決文をのせている。これは南品川常楽院にいる源氏坊天一こと改行である。改行は十四年三月揚屋に入れられ、四月二十一日処刑されている。十三年の天一坊と十四年の天一坊とはどういう関係にあるのか。

じつは十三年の天一坊処刑の申渡書は、最初から「科条類典」に載っていたのではなく、『禁令考』の編者が追加したものである。その付記によると、十四年の天一坊事件は、世上流布しているところと異なっているが、十三年の申渡書は流布の説と符合する。そこであるいは十三年に宝沢の天一坊が刑せられ、ついで翌年改行がこれをまねたのではないかと考えて、わざわざ宝沢

の一件を挿入したというのである。

ところでこの十三年の天一坊宝沢処刑申渡書には致命的な誤りがある。それは「松平伊豆守殿御差図」という一行の文句である。江戸時代には死刑執行は老中の差図によった。それゆえ、この松平伊豆守は老中でなければならぬ。しかるにこの年、松平伊豆守という老中はいない。このころ松平伊豆守と称していたのは松平信祝（のぶとき）であるが、彼は当時奏者番という職にあり、幕府の裁判と関係ある職務にはいなかった。彼が老中となったのは、この二年後の享保十五年七月である。したがって、これだけでこの申渡書は史料的価値がないといえる。

またかりにこの一行がたまたま誤って記入されたものとして、これを除いて考えてみても、この申渡書は他の信用しうる書物にまったく見えない。幕府の日記はもちろんのこと、かかる事件を好んでのせるはずの当時の見聞録や随筆的文献にも見えないのである。それゆえ、おそらくこれは「大岡政談」に合わせて、はるか後世に偽作したもので、それを軽率にも『禁令考』の編者が「科条類典」に書き加えてしまったのである。

これに対し、十四年の天一坊改行の処刑は、幕府の日記をはじめ、相当信用のおける書物にのっている。この事件は関東郡代伊奈半左衛門の家来遠山郡太夫のところへ、本多儀左衛門という浪人がたずねてきて、近ごろ品川にすむ天一坊改行という山伏が、自分は将軍の御落胤であり、近々三十万石ほどの大名に取り立てられるといって浪人をあつめている。浪人たちは太刀代や馬

代などの金銀を献上してこれにお目見（めみえ）している。自分もお目見しようと思うが、天一坊は本当に御落胤なのかとたずねた。これを聞いて郡太夫はびっくりし、さっそく主人半左衛門にこのことを上申した。品川は伊奈半左衛門の支配地なので、すぐ天一坊以下を召し出して調べたところ、その詐欺が明らかになったので、評定所において勘定奉行稲生（いのう）下野守担当のもとに裁判がおこなわれ、改行以下それぞれ処罪された。

この改行という山伏は紀州の生れで、母はおよしといい、紀州藩士の家に奉公しているうちに主人の胤をやどし、親もとへもどって生んだのが改行であった。幼少のとき母に死別し、縁をたどって江戸にでて、品川の常楽院に養われた。改行の母が生前、父は由緒あるものだと言っていたとの話を聞いた常楽院は、ここに悪だくみを思いたち、改行を吉宗の御落胤に仕立てたものという。

また一説によると、およしは紀州の山伏の娘で、吉宗が紀州時代狩りに出かけてはそこに立ち寄り、およしを寵愛して、やがて子供ができた。吉宗はこれに刀をあたえておいた。ところがしばらくしておよしもその子も死んだ。この山伏のところに一人の強力（ごうりき）がおり、これがその刀をもって江戸へくだり、品川の常楽院に寄寓した。そうして常楽院とくんで、吉宗の御落胤と詐称した。しかし幕府が紀州の庄屋をしらべた結果、天一はもと山伏方の強力であったことが明らかとなり、それぞれ処刑されたものともいわれる。

この天一坊は実際に吉宗の御落胤であったが、すでに家重も嫡子として江戸城西の丸におり、いまさら問題をおこしたくないという幕府首脳部の政治的はからいで、偽者として抹殺されたのだというような解釈もあるが、これはあまりにうがちすぎている。だいたい本物の天一坊一件は、「大岡政談」にあるように、大坂から堂々と乗り込んでくるといった派手なものではなかった。品川にいながら、そこを支配する郡代すら知らなかったのである。彼らの目的は、幕府を相手どって大名取立てを要求するなどという大それたものではない。御落胤を詐称して権威に弱い浪人や庶民から金品を取ることにあったのである。

こういう事件は天一坊一件に限ったことではない。享保三年には中川正軒という者が、吉宗の父徳川光貞の落胤だと称して捕えられた。吉宗が将軍となるとたちまちその偽兄弟が出現したのである。当時の儒者室鳩巣の書簡によると、この正軒という者はなかなか腹のすわった男で、町奉行所で審理を受けるさい、奉行が、事もあろうにこのようなことを企むとは不届き至極と叱りつけたところ、彼はあざわらって、奉行ともあろう者が初心なことをいう、古来大悪を企む者は、かならず失敗した場合の覚悟をして事をおこなうものである、我々ごとき者が公儀の詮議をうけ、天下の人に知られるのは生涯の面目であり、むざむざ老死するよりはるかによいと答えたので、奉行以下だれも一言もなかった。いよいよ頸を切られるとき、彼は穢多にむかって、死人の衣服はお前たちの役得と聞いているが事実かとたずねた。穢多がそうだと答えると、それでは血でよ

ごれぬ前にやろうといって、裸になって切られたという。

享保七年の暮に山名左内という浪人が死罪となった。これは御落胤を詐称したのではないが、葵の紋を衣服につけ、これを着て庶民をだまし、金品を取っていた。また延享元年に上方地方を徳川某（一書に兵部丞源宗吉とある）と名乗り、重さ三十貫ほどの笈に甲冑などを入れ、鉄棒を突いて歩きまわっていた男を京都でとらえ、同年五月処刑している。このような詐欺事件は他の大名や公家関係にも時おりおこっている。実際の天一坊事件はそういう事件の一つだったのである。

大名など上級武家は、子供がなくて相続に困る場合もあったが、また奥女中などに手をつけて懐妊させ、具合の悪い場合もあった。そういうときには懐妊すると親もとへさがらせ、そのまま嫁に行かせることがしばしばあった。そのなかには事情が好転して相応の身分になった者もある。たとえば上州館林藩主松平清武は甲府藩主徳川綱重の子、すなわち六代将軍家宣の弟であるが、生母は懐妊中に家臣越智喜清の妻となり、清武もその子として育てられ、喜清の死後家禄三百石を相続した。やがて家宣が将軍継嗣となってから大名に取り立てられたのである。近世初期の名君として、また幕府の元老として幼い四代将軍家綱を補佐した人として知られる会津藩主保科正之は、二代将軍秀忠の子である。しかし秀忠夫人浅井氏が自分の腹以外の子をゆるさず、腰元などで懐妊する者があると水にする、つまり下ろさせてしまった。正之もあやうく水にされるとこ

ろであったが、運よくまぬかれて、旗本保科氏に養われ、やがてだんだんに加増を受けて会津二十万石の藩主となり、松平氏を称することを許されるにいたった。

　これらはきわめて運のよい人たちであって、たいていはそのまま低い身分の武士か庶民の子として一生をおくるのである。御落胤問題はこういうところから生じてくる。また一般の人々も御落胤をさほど怪しまなかったのである。

　茶壺が庶民を土下座させながら東海道を往来した時代である。まして御落胤ともなれば、それはけっして稀有のことではないし、その真偽を確かめるなど地方の小役人あたりにできることではなく、ただその権威の前に平伏したことであろう。かかる詐欺事件の生ずる条件はここにあった。

　史実としての天一坊一件はこういう事件であった。しかもこれは郡代伊奈半左衛門が調べ、評定所では勘定奉行稲生下野守が担当して裁いた事件であって、大岡越前守はおそらく評定所一座として審理には加わったではあろうが、この裁判の主役ではない。

「大岡政談」ではこの御落胤詐欺事件を大事件に作りあげてしまうとともに、一方の立役者を稲生下野守から大岡越前守に替えてしまった。これが作られたのはおそらく江戸時代もかなり終りごろであろう。たとえばこの物語のはじめの部分に、七代将軍家継（いえつぐ）が夭逝し、その後継ぎに吉宗が迎えられたことが述べてある。ところがその評定に大藩主たちも参加している。幕府の政務な

どに外様その他幕府の役職についていない大名が発言しうるようになったのは、嘉永六年ペルリの来航以後のことであって、それ以前は思いもよらぬことである。あるいは、その後おこった紀伊慶福（よしとみ）（十四代将軍家茂（いえもち））派と一橋慶喜（よしのぶ）派の将軍継嗣争いの評定などから連想したものかもしれない。

　作者は幕府側の登場人物については、一応そのころの人を配している。しかし多少の年代の差などにはまったく無頓着である。たとえば享保三年に死去した水戸の綱條を十三年に堂々と登場させている。しかもその綱條は「天下の一大事」と称して早朝登城して将軍吉宗をやりこめたりするあたり、どうも天下の副将軍水戸黄門光圀のイメージである。また大岡越前守の妨害者的存在となっている老中松平伊豆守は、一応享保十五年から老中を勤めた松平信祝をさしているのであろうが（信祝としても年代がずれていることは前述のとおりである）、作者はしばしばこれを「知恵伊豆」とよんでいる。「知恵伊豆」というのは三代将軍家光の腹心、「慶安太平記」などで知られる松平信綱のことである。しかし作者も読者・聴衆もこのような年代の相違などを意に介しなかったのであろう。

　このようにして郡代も気づかなかった享保時代の市井の一詐欺師天一坊改行一件は、将軍・副将軍以下幕府首脳部を動揺させた天一坊宝沢・山内伊賀亮らの大陰謀事件物語に作りあげられ、庶民に親しまれるにいたったのである。

直助権兵衛

播州赤穂の浪士小山田庄左衛門は吉良邸討入りの数日前、大石内蔵助から家内跡始末の支度金として二百五十両と、則光の刀をもらった。ところが急に欲心がおこり、討入りに加わらず逃げてしまった。そうしてしばらく田舎にかくれ、その間外科の医術を学んで、やがて江戸にもどり、深川万年町にすんで開業し、名も中嶋隆碩とあらためた。

この隆碩にやとわれた下男直助は、正徳四年冬、主人の金を盗もうとしたところを発見されたため、ついに主人一家を惨殺して逃走した。その後直助は人相を変え、名も権兵衛とあらためて麹町六丁目の米屋三左衛門方に米搗きとして住み込んでいた。しかし町方役人に怪しまれて捕えられた。彼は幾度かの拷問にもがんばって白状せぬまま、大岡越前守の裁きをうけるにいたった。白洲に入ると、越前守は直助の権兵衛にむかい、罪もないのに捕えられて気の毒であった、これで身の養生をせよと金五両をあたえて立たせた。ほっとした直助権兵衛が白洲を立ち去ろうと歩きかけたとき、突然越前守は「コリャ直助」と呼びかけた。気のゆるんだとき、ふいに本名を呼ばれた直助権兵衛は、不覚にも「ハイ」と返事をしてふり向いた。こうしてとうとう直助権兵衛はその罪をかくしきれず、磔に処せられた。

この事件の物語は要するにこれだけのもので、「大岡政談」のなかでもっとも短い。ただ被害

者が浅野の浪士で、討入り前に逃亡した人物であるという興味と、直助でないとがんばる権兵衛の気をゆるませておいて、突如「直助」と本名を呼んで返事をさせてしまったという大岡越前守の頓才が主題となっている。

通例、事件の内容は、かかる物語には事細かにいわば見てきたように述べてあるのに対し、確実な史料には至極簡単にしか記してないものである。ところがこの直助権兵衛一件は確実な史料のほうがややくわしく記してある。

「享保通鑑」「月堂見聞集」に記載してあるところによると、この事件は享保六年正月十五日夜（または十六日暁）におこった。前年の暮、直助が薬礼として患者の持ってきた金三両を盗んだため、年が明け、十五日もすぎたら暇がだされることになっていた。これをうらんだ直助はいよいよ明日は暇を出される十五日の夜犯行におよび、主人の衣類・脇差（大石内蔵助からもらったもの）および薬礼金若干をぬすんで逃げた。主殺しは幕府のもっとも重くみる犯罪であるから、当局は直助の両親を国もと上州から召し捕り、きびしく詮議したが行方が知れぬ。そこで半年たった六月、次のような人相書を諸国にまわした。

面長、浅黒、中鬢、さかやき厚く、頭丸く、鼻筋通り、眉毛厚し、二重目ぶち、目の内冷敷、目尻すぐ、鼻下少し長く、ほう骨少し高く、ほう下少し細く、口常之通り、物言はげ敷、中声、中耳、目の下に少しほくろ有レ之、左右はしかと相知れ不レ申候、首筋少しのび、額少し

ひろく、物見候節は額にて見申候、中ぜい、少し前かがみ、腰丸く、帯ぎわより下の方長し、手足ふとし、手足身の内湿の跡有レ之、肉堅肉にて、年廿二にて候得共、廿五六歳に相見え申候

また直助の持ち逃げした刀についてもその特徴を次のように記している。

刀一腰、三原、但一尺六寸余、鞘上にて一尺七寸余
切羽はばき　金きせ、こけやすり
鍔　丸茗荷　千鳥すかし、大きさ二寸六七分
目貫　重つつじ、赤銅にて華の所は金
柄頭　角黒ぬり、但赤銅の鵄目にて引通し
柄　京革にて、こまから巻、青漆ぬり
ふち　金と赤銅の縄目
かうかい　かう箸、但かうかい　柄は金の唐草梨地、かう箸は銀のむく、鞘　黒ぬり
下緒　紫細真田打、鵄目焼付

これより前、同年三月二十一日、武州荒川村百姓五兵衛は、麹町四丁目舂米屋大和屋喜兵衛下男権兵衛から刀一腰を金一両で買った。そうしてこれを五月二十日、与五兵衛という者に二分で質入れした。そこへ幕府の人相書がまわってきた。与五兵衛が見ると、自分が質物としてあずか

った刀に相違ない。そこで名主次郎右衛門にこの旨届け出た。名主はおどろいて領主新番士須田彦兵衛に申し出た。そこで彦兵衛は家臣を大和屋喜兵衛方につかわした。その様子をうかがった権兵衛は裏口から逃げだしたが、すぐ須田の家臣にとらえられ、主人喜兵衛にあずけられた。須田彦兵衛からこの旨を新番組頭・新番頭をへて若年寄大久保佐渡守に報告した。そこですぐさま町奉行中山出雲守に指令がでて、直助こと権兵衛は逮捕された。当時彼は額を大きく抜きひろげ、髭をはやすなど人相書とはだいぶ違った顔にしており、直助ではないと陳弁これつとめたが、盗んだ刀が動かぬ証拠となったのであろう、七月二十二日町中引き廻し、二十四、二十五両日、日本橋にさらして諸人勝手次第に鋸引きをさせ、二十六日鈴ヶ森で磔になった。

このように大岡越前守の機転頓才として名高いこの事件も、じつは北町奉行中山出雲守の裁きであった。しかし越前守とまったく関係なくはない。というのはこの前年、すなわち享保五年二月、忠相は老中井上正岑の命をうけて、重罪者の家族の連坐について従来の慣例の報告書を作った。おそらくそれから評定所で研究したのであろう、六年四月からは庶民の連坐制は廃止となった。その重罪者における適用第一号がこの直助権兵衛だったようである。

そのかわり主殺し犯人自身に対しては、実際に希望者に鋸引きをおこなわせることにした。従来はまったく形式的であったのを、享保六年以降は両肩に刀の目をつけておき、そこから竹の鋸で引かせることにした。もっともこれもまねごと程度に引かせたらしい。その第一号がやはりこ

の直助権兵衛と、偶然にももう一人権兵衛という主殺しとであった。

吉宗がこの主殺しの事件を耳にしたとき、側近の者は、さぞや彼がにくい奴であると怒ると思っていた。ところが彼は、遠隔・辺鄙の地ですらあるまじきことなのに、まして自分の膝元の江戸にかかる悪逆の事件がおこるとは、とすこぶる慨嘆したという。彼は前々から庶民教育には心がけていたが、どうもこの事件以後、いっそう庶民に対する遵法教育に力をそそぐようになったようである。享保九年まで編纂がおこなわれた「享保度法律類寄（きょうほうどほうりつるいよせ）」に彼がいろいろ注文をつけて大岡忠相を悩ませたのも、これと関係あるように思われるが、それについては後篇にゆずろう。ともかく、直助権兵衛一件は大岡忠相となんらかの関係はあったといえよう。

白子屋お熊

この事件は「大岡政談」のなかでただ一つ実際に大岡越前守の裁いたものである。「享保通鑑」巻十一享保十二年に次のような記事がのっている。

一、二月廿五日、去冬より御詮儀之新材木町白子屋庄三郎家内之者江御仕置、左之通、松平左近将監より大岡越前守江御書付を以被二仰渡一レ之

一、庄三郎下女菊十八歳　此者儀、庄三郎妻つね、何分に申付候とも、主人の事に候へば致し方も可レ有レ之処、又四郎に疵付候段、不届至極ニ付、死罪に可二申付一候 但引廻しに不レ及候

庄三郎下女久、此者も庄三郎聟養子又四郎江疵付候程たゝき候様と、傍輩の菊へ申すゝめ候上、又四郎妻くま江手代忠八密通之儀取次、旁不届ニ付而、町中引廻し之上、死罪に可二申付一候

一、又四郎妻くま廿一歳　此者儀、手代忠八致二密通一、不届ニ付而、町中引廻し、死罪可二申付一候

一、庄三郎手代忠八三十七歳　此者儀、主人庄三郎養子又四郎妻くまと密通いたし、不届至極ニ付、町中引廻之上、於二浅草一被レ行二獄門一

一、庄三郎妻つね四十八歳（ママ）　此者儀、養子又四郎に下女菊疵付候儀付而、常事者母の事ニも候所、悪心を巧ミ候ゆへの事起り候、依レ之遠島可二申付一候 但船序迄牢舎

一、又四郎養父庄三郎、養子又四郎へ菊疵付候せつ、早速様子をも不二見届一候上、妻・娘幷手代忠八不届之儀を一所に罷在ながら不レ存候段、重々不届成儀ニ候、依レ之江戸中払に可二申付一候

一、庄三郎養子又四郎、同人手代清兵衛、同下人彦八・長助・権助・伊助、此者共御構無レ之

但、右くま死骸者、早速首を継、施主有レ之、願にて増上寺内常念仏堂常照院江葬レ之

これについて「大岡政談」では次のような筋書となっている。

上州から毎年江戸にでる井筒屋茂兵衛・金屋利兵衛という二人の呉服商人があった。この二人は、平常兄弟のように仲がよかった。あるとき二人の妻がともに妊った。利兵衛にとってははじ

めての子、茂兵衛には上に二十ばかりの息子がいるが、これは五年ほど前に出家し、諸国行脚に出たままになっている。そこで二人は相談し、もし生まれた子が男女ならばやがて夫婦にしようと約束した。やがて金屋には女子が生まれ、お菊と名づけた。井筒屋には男子が生まれたので吉三郎と名づけた。二人の子が十三になったとき、井筒屋茂兵衛は大病をわずらった。そこで金屋利兵衛に、自分の得意先をあずけるから、伜吉三郎成人までよろしくたのむと遺言して死んだ。

　金屋利兵衛はそれ以来商取引も急に大きくなり、江戸へでて大商人となったが、それとともに吉三郎母子をいっこうかまわなくなった。そこで吉三郎らは江戸にでて金屋をたずねたが、利兵衛はすでに心が変わっていて、娘には持参金つきの婿をもらうつもりなので相手にしない。吉三郎はそこですごすご帰りかけると、娘お菊がこっそり部屋に引き入れた。それから二人は深い仲となり、毎夜吉三郎はお菊のもとに通った。

　ある夜ふけ、一人の旅僧が、隣の伊勢屋に一夜の宿を乞うたがすげなく断られたので、その旅僧は店の表の大八車に休んでいた。そこへ二人の男がしのんできて、一人は伊勢屋に侵入し、まもなくでてきて立ち去った。もう一人が様子をうかがっているところへ、金屋の裏木戸があいて吉三郎がでてきた。吉三郎は今宵もお菊の部屋に忍んできて、この日は宿泊費などにとお菊から櫛、髪差(かんざし)などをもらって帰るところであった。様子をうかがっていた男がその後すぐ木戸から入り、いつもお菊たちの取次ぎをしている女中のお竹を斬殺し、お菊の髪道具を手あたりしだい奪

って逃げた。

　この騒ぎで表に休んでいた旅僧が容疑者として捕えられ、また吉三郎もお菊の櫛などを売ったことから捕えられた。大岡越前守の裁きを受けて、吉三郎は犯行を否認したが、旅僧はすべてを認めた。これを疑問に思った越前守はあらためて吉三郎をしらべた結果、その容疑ははれた。そうして吉三郎・お菊の結婚、金屋夫婦の隠居等を申し渡した。旅僧のほうは吉三郎の兄であった。彼は白洲にでて吉三郎が弟であることを知り、これを助けるべく、すべての罪をかぶろうとしたのである。

　ところで話はかわって、江戸新材木町の白子屋は大身代であるが、主庄三郎は入婿にて世事にうとく、妻の尻に敷かれていた。妻お常ははでずきの淫婦で、髪結清三郎と密通していた。娘お熊も母ににた女で、番頭忠八と密通していた。彼女らがあまり贅沢なので、さしもの身代もだんだん傾きかけた。懇意の加賀屋長兵衛はなにかにつけて助けていたが、あるとき娘お熊に持参金つきの婿養子をすすめた。こうして又七という者がお熊の婿としてきた。しかし、お熊は依然忠八と密通し、お常らとともにいろいろ悪だくみをして又七を追いだそうとした。しかし又七がでてゆかぬので、持参金五百両をかえして離縁しようとし、その金のため忠八が伊勢屋に押し入り、髪結清三郎が金屋へ入って女中お竹を殺したのである。

　しかしその金が惜しくなった彼女たちは、なにか又七に汚名をきせようと、下女お菊にいいふ

くめ、又七に疵をつけ、心中とみせかけようとした。この陰謀を知った又七はかくれていてお菊を捕えてしまう。こうしてついに大岡越前守の裁きを受けることとなり、すべてが明らかとなって悪人は処刑されたのである。

この物語は前半と後半とまったく別の話をつぎ合わせたものである。前半の事件は滝沢馬琴の「青砥藤綱模稜案」前篇に見える。ただ馬琴はこれを鎌倉時代とし、大岡越前守を青砥藤綱とし、舞台を鎌倉としているところが違うのみで、登場人物の性格も筋書もまったく同じである。「大岡政談」は幕末の作と思われるから、おそらく馬琴の作品を借用して、白子屋お熊一件の前半を作ったのではあるまいか。

後段の白子屋事件については、ほとんど前に記した実際の老中差図書から想像されるものと同じである。ただ差図書では下女お久がお熊忠八密通の仲介をしたり、お菊に又四郎を疵つくほど叩けとけしかけたり、なかなか重要な人物と判断しうるが、物語のほうではあまり重きをなしていない。そのかわり髪結清三郎という悪党が活躍するが、これは架空の人物であろう。黙阿弥の「梅雨小袖昔八丈」になると、これが入墨無宿の髪結新三として、むしろこの劇の主人公になっている。

ところでこの後段の白子屋事件に対する大岡越前守の裁きぶりは、あまりにもあっけないように思える。下女お菊の白状にはじまって、みなが簡単に自白してしまい、他の物語に見られるよ

うな越前守の頓知、明察あるいは人情というものがすこしも出ていない。むしろこの物語の主題は前段の金屋事件にあって、肝心の白子屋事件はその解決篇の一部にすぎぬような印象をうける。

この事件は「大岡政談」において、ただ一つ実際に大岡の手による裁判なのであるが、どうも彼の事績としてあまり重く見られていなかったらしい。後にもふれるが、大岡裁判物語は、だいたい大岡忠相の死後ほどなく、つまり田沼時代ごろから始まっている。管見のかぎり、内閣文庫に明和六年の奥書のある「隠秘録」があり、東京大学図書館に安永六年の「板倉大岡両君政要録」があるが、これらがその初期のものと思える。ところがこれらには、直助権兵衛はあるが白子屋お熊はない。天一坊は実際には大岡の裁きでないからともかくとして、実際に彼があつかった白子屋事件がないのは、裁判ものとして、あまり重視されていなかったからではあるまいか。

白子屋事件は「大岡政談」のような実録物としてではなく、芝居として有名になっていったものである。その起源は安永四年に松貫四が作った「恋娘昔八丈」であるという。芝居では白子屋お熊でなく、白木屋お駒である。「大岡政談」や老中差図書では、お熊は淫らな不義・密通をする悪女であるが、芝居のお駒は純真・可憐な悲劇の主人公である。ここでは越前守などほんの添え物にすぎない。このようにお熊でなく、お駒の物語として流布していったのである。松浦静山などとともに近世後期の博学な大名として知られる因州若桜藩主池田冠山は、その随筆「思ひ出草」のなかでこれにふれ、世上のお駒物語は誤っているとて実説を記している。博識とはいえ大

名の耳目にまでお駒物語は入っていたのである。

このように大岡越前守の名裁判ぶりとは別の主題で白子屋一件は世上に流布していた。「大岡政談」の作者はこれを実録物としてつくるさい、お駒を実在したお熊にもどしたが、その前半におそらく馬琴の作品からの転用と思われる物語をおき、むしろそれを主題として物語を構成したのである。つまり「大岡政談」のなかで、ただ一つ実際に大岡忠相が取り扱った事件であるが、事実そのものは物語のなかではあまり重要性をもっていないのである。

要するに「大岡政談」は、直接大岡越前守があつかった事件である「白子屋お熊」をふくめて、実際に享保時代におこった事件を題材とした三篇を検討してみても、その内容は史実とはすっかり変えられてしまっている。つまりこの三篇も他の十三篇の物語と同様、およそ史実とは無関係の創作といってよい。したがって、ここから大岡越前守忠相という実在の人物を考えようとすることは、まったく無意味なのである。しかしこういう実録物語がつくられ、それが大岡忠相に仮託されて庶民に親しまれたという事実は、厳として存する。そういう事実が生じてきた意味は、歴史的に考えてゆくに値することである。そのためにまずこの「大岡政談」の成立してくる過程を、判明しうるかぎり遡及してみよう。

大岡政談と名裁判官物語

「大岡政談」が現在流布しているような物語として完成したのは、おそらく幕末かそれに近いころであると思われる。これらの物語はそのときはじめて創作されたものもあろうが、またそれ以前からの話がだんだん潤色され、変容していったものが少なくないと思われる。たとえば「白子屋お熊」の前段は、馬琴の「青砥藤綱模稜案」前篇のなかの話とまったく同じであることは前に記した。おそらく馬琴がさきに創作して「大岡政談」がこれを転用したものであろう。残念ながら馬琴がなにを素材にしたか、おそらく中国の故事などにあるのだと思うが、そこまでは調べていない。しかしこのようにして、若干の物語についてはその原型にさかのぼることが可能なのである。以下それについて述べてみよう。

越後伝吉

越後高田の在宝田村に工藤伝吉という百姓があった。母方の叔母にお早という女がいたが、身

持が悪く、先年男と欠落をしてしまった。あるとき伝吉が飛脚をたのまれて江戸へでる途中、鴻巣宿で落ちぶれたお早とその娘お梅を発見し、故郷につれて帰り、お梅と結婚した。しかし家が貧乏なので、伝吉は江戸へでて働くことにした。途中柏原にて十三、四歳の小娘お専の宿引きをする破れはてた旅籠屋森田屋に泊まる。じつはこの家は先年お早が後妻として入り、お専父子をおき去りにして逃げた家であるが、伝吉はそれとは気づかなかった。

それから伝吉は江戸にでて、新吉原三浦屋に米搗きとして奉公し、その誠実さが認められてだんだんに取り立てられる。ここで彼は細川藩士井戸源次郎と知りあう。源次郎は遊女空蝉と深い仲となる。

さて四、五年勤めて金もたまった伝吉は、故郷に帰ることとした。その途中、彼は悪者につけられた。幾晩かその手をのがれてゆくうちに野尻の宿の近江屋に泊まる。そこで先年彼が江戸へゆくとき泊まった柏原の森田屋の娘お専に再会した。お専のはからいで、金は彼女にあずけ、かわりにお専の母の遺品の櫛を証拠に受け取って家へ帰った。

ところが翌朝になると櫛が紛失している。あわてて近江屋に行くと、すでに伝吉の代理とて弥太八という者が櫛を持参し、金を受け取って帰ったという。そこでまたお専が計策を案じ、伝吉に村じゅうの人を集めて御馳走させる。そこへお専がいってのぞくと、弥太八と名乗ったのは名主の息子昌次郎であった。しかも近江屋へ落していった手紙で、昌次郎とお梅が密通していたこ

とも明らかになった。

奪われた金も無事もどったので、伝吉は穏便にことをすませ、お梅を離縁して昌次郎と結婚させ、また叔母にはかせいだ金の半分をあたえて名主方にやった。叔母お早も名主憑司と不義をはたらいていたのである。その後伝吉はお専を妻とし、また村人の望みで名主となった。

ところで憑司はしばらくして、息子夫婦を江戸にかせぎにやることにした。二人は夜に入って旅立ったが、途中で忘れ物を思い出し、昌次郎は急いで取りにもどる。お梅一人河原で待っているとき、一人の雲助が若い女を背負ってきた。女を遊女に売ろうというのだが、女がいうことを聞かぬため打擲する。しかもお梅がいるのを見つけて、お梅にも打ってかかった。そこへ息子たちの忘れ物をもって追いかけてきた憑司が到着し、雲助に切ってかかったが、誤って女を切り殺してしまった。また雲助ももどってきた昌次郎が殺した。そこで憑司は悪だくみを思いつき、二人の首を切って川に流し、昌次郎・お梅に着物を着かえさせて旅にだし、二人の着ていた着物を死骸に着せ、草履に血をつけて伝吉宅へしのびこみ、庭石に血をつけた。そうして高田の役所へ訴え出た。

さて伝吉は、女房お専が悪い夢をみたというので、その日占者のところへ占ってもらいに出かけた。途中、三浦屋で知りあった井戸源次郎にあった。源次郎は遊女空蝉を身受けして妻とし、越後の実家をたずねて旅をする最中、ちょっとした間に妻を悪者に勾引されてしまったという。

そういう話をして時間がおそくなり、占者にいって夢をみてもらうと大凶とでた。夜道を急いで帰る途中、河原でなにかにつまずいたが、人が酔伏しているようなのでそのまま帰宅した。

翌朝、見ると着物の裾に血がついており、庭石にも血の跡がある。それを洗っているところへ役人がきて伝吉は捕えられた。彼は昌次郎夫婦殺害の容疑で詮議をうけ、いかに無実を訴えても聞き入れられず、たび重なる拷問に身心弱りはて、とうとうあらぬことを白状してしまった。すでに処刑が決定されてしまったとき、老中筆頭酒井讃岐守が将軍名代として中仙道を通行した。お専らはそこで讃岐守に駕籠訴えし、伝吉の無実を申したてた。讃岐守はこれを聞き入れ、伝吉一件は幕府が裁くこととした。評定所では大岡越前守の係りで審理がおこなわれ、伝吉の無実、憑司らの悪事が明らかになった。江戸へのがれていた昌次郎も、盗みをはたらいて捕えられた。憑司に殺されたのは源次郎の妻、もと空蟬であったが、これはじつは憑司の娘で、幼時に勾引されたものであったことも判明した。こうして一件は落着し、伝吉一家は繁栄したという。

ところでこの「越後伝吉」は登場人物名と場所は異なるが、「水呑村九助」と筋書がまったく同じである。すなわち主人公は伝吉と九助、貞節な妻はお専とお節、密通した妻はお梅とお里、密夫は名主の子昌次郎と名主の惣内、一方には悪人叔母お早がおり、一方には叔父九郎兵衛がいる。これと組みになるのは名主の憑司と惣内の母ふかである。また一方には細川藩士井戸源次郎に遊女空蟬、一方には松平の家来石川安五郎に白妙が登場する。ひどい裁判をした藩が榊原と本

多、ともに享保または元禄に幕府から処罰された藩であるのも、作者が意識してえらんだのかもしれない。ただ違うのは金をあずかった証拠にした品が一方は櫛、一方は日蓮上人真筆の曼陀羅であったことである。

同じ「大岡政談」のなかにこのように構成のまったく同じ物語が入っている。おそらく「越後伝吉」がさきにでき、「水呑村九助」はこれを模作したものであろう。寛政七年の跋のある津村正恭の「譚海」巻七に、武州熊谷の農夫の話として「越後伝吉」前半とほぼ同じ内容の話がのっている。すなわち武州熊谷の農夫が江戸にかせぎに出た。途中桶川の宿はずれの百姓家に一泊するが、そこに悧口そうなかわいい娘がいる。農夫は江戸へでて伝吉と同じく吉原に奉公し、米搗きからだんだん取り立てられる。六年ほど働いて金をためて帰る途、街道名うての悪者につけられた。桶川の宿に泊まると、そこの女中は先年泊まった百姓家の娘であった。そこでその娘に金をあずけ、かわりに櫛を受け取る。ようやくにして村へ帰ったら翌朝櫛がない。これは百姓の妻と密通していた名主の息子の犯行であった。これを桶川の宿の娘の計策でつきとめ、やがてその娘は百姓と結婚するという筋である。

また馬琴の「青砥藤綱模稜案」後篇では主人公を善吉・お六とし、場所を近江・美濃としている。これは馬琴がこの方面の土産物となっている「お六櫛」に結びつけたものであろう。すなわち「木曾路名所図会」では、宮腰・藪原・奈良井に、「守貞漫稿」では藪原ならびに近江土山に

この櫛を売っているとある。とにかく櫛を証拠に金をあずかるほうが、「水呑村九助」の日蓮上人の曼陀羅より古そうに思える。あるいは「白子屋お熊」の前段の場合と同じく、「大岡政談」の作者は馬琴の作品を転用して「越後伝吉」を作り、またその主人公や場所をかえて「水呑村九助」を作ったのではあるまいか。

　ところでこの話は、津村正恭や馬琴よりかなり前に成立していた。元禄・正徳ごろにできたと思われる「本朝藤陰比事」巻一に「失ひたる金子再手に入大工」という話がのっている。

　山城国鷺坂村に彦六という大工がいた。金をかせぐため関東へくだり、五年ほど働いて百両ばかりたまったので、これをもって故郷へ帰った。ところが途中で護摩の灰につけられた。ようようにして水口の宿についたので、こっそりその金を裏藪の側に埋め、目じるしに古い箸を立てておいた。あんのじょう町はずれの松原で悪者におそわれたが、金をもっていないので無事だった。在所へもどって女房にこの話をし、その夜は寝て翌朝水口へいってみると、目じるしの箸はあるが金はない。そこで明察の聞こえ高いその所の地頭へ訴え出た。すると地頭は大工に、お前の家族は何人かとたずねた。大工が女房のほかには猫一匹とこたえると、急いで村へもどり、村じゅうの人に御馳走せよ、そのさい猫が膝に上った者があったら報告せよと命じた。大工は不審に思いつつ、いわれたとおりにすると、猫は与五八という者になついて膝に上った。これを地頭に報告すると、地頭は与五八とその老母を呼び出した。その留守に与五八の家から金を発見して、無

事大工の手にもどしてやったという。

　この話はお専やお六もでてこないし、櫛のかわりに目じるしは箸となっているが、筋はほとんど「大岡政談」や馬琴・津村正恭の話と同じである。「本朝藤陰比事」は早くから出版されていた本であるから、これが馬琴などの原典となっていると推察して誤りあるまい。

　ところがこれはさらに出典をさかのぼることができる。すなわち大蔵経に収められている「根本説一切有部毗奈耶雑事」のなかに次のような話がある。

　昔インドの鞞提醯国に一人の婆羅門がいた。彼は貧乏だったので、妻をのこして金もうけの旅にでた。ところがその留守中、妻は善聴という婆羅門と密通していた。やがて夫の婆羅門が家にもどり、途中危難を避けるため、もうけてきた五百金を多根樹の下に埋めてきたと妻に語った。妻はこれを情夫善聴に盗ませてしまった。多根樹の下を掘って金のないことを知った夫の婆羅門は、あわててこれを当時その国で賢相のほまれ高い大薬に訴え出た。そこで大薬は夫妻におのおの四人の婆羅門を招き、金もうけ成功の供養をなさしめた。そのさい彼は家来に命じ、この八人に対してその家の犬がどうするか、また妻がどういう態度をとるかを観察せしめた。すると犬は他の七人がきたときには吠えたが、善聴には吠えなかった。また妻は善聴に対してのみ微笑し、眉を動かして相図し、また彼にはとくに好い食物を供した。この報告を聞いた大薬は善聴を捕え、かの婆羅門に五百金を取りもどしてやった。

かくしてインドに始まるこの物語は、漢訳され、日本に渡り「本朝藤陰比事」に取り入れられ、やがて「譚海」の熊谷の農夫の話となり、あるいは馬琴の小説となり、そうして「大岡政談」の「越後伝吉」や「水呑村九助」の前段となったと考えてよかろう。

ところで「譚海」以降には猫（インドでは犬）による密夫詮議は取り入れられていない。しかしこれは他の大岡裁判話となっている。前にも記した内閣文庫所蔵明和六年の「隠秘録」巻二に、「江戸四ッ谷大木戸夫婦者か事」と題して次のような話をのせている。

四ッ谷大木戸に住む者が、大坂在番の番士にやとわれて一年ばかり留守をした。帰ってみると妻はだれかと密通したらしく懐妊している。しかしどうしても相手を白状しない。そこで大岡越前守に訴え出た。すると越前守は家に何か飼っているかとたずねた。猫が一匹いると答えると、その猫が怪しいとてこれを白洲に連れてこさせた。越前守は町内の若者を大勢出頭させ、猫を膝にのせながら、一人ずつ若者を白洲に呼び出して訊問した。すると何人目かの男に猫は嬉しげに近寄って、その膝にのった。こうしてとうとう密夫は判明したという。

この話は有朋堂文庫「大岡政談」にも「大岡裁判小話」として載録されている。比較的早くから大岡の事績として作られ、長く語り伝えられているのである。

さて、猫の話はしばらくおき、「越後伝吉」「水呑村九助」の前段の出典は上述のごとくであるが、その後段、つまり「大岡政談」ではここで越前守の明察ぶりが発揮される話もその出典が求められる。要するにここでは人を殺して首を切り取り、その首無しの死骸を替玉にするのが事件の眼目であるが、「本朝藤陰比事」巻一に「不審を肩に知る木割の木工平（もくへい）」という題の話がのっている。

あるとき地頭に対しとび坂村角蔵という者から、自分は毎日日雇いに出ている者であるが、今日留守中、何者か女房の首を切り、胴肢ばかり居間に捨ててあるのを帰宅して発見したから御詮議願いたいと届け出た。また烏井村の可左衛門からは、去年たつという娘をとび坂村の角蔵に嫁にやったところ、昨日角蔵留守中、何者かがたつの首を切り、胴肢ばかりあって首の行方もわからぬというが、自分としては合点がゆかない。推量するに角蔵は、持参金つきの女を女房にしようと企んだか、またはかくし妻をつくったので、たつが邪魔になって自分で殺し、他人の仕業のように企んだものと思われる。どうか仇をとっていただきたいと願い出た。すると地頭はしばらく思索して、やがて村じゅうの日傭（ひようと）取りを全部集めた。そうして近日のうちに何か不審なことに雇われたおぼえがあれば必ず申し出よと命じた。やがて木割の木工平という者がまかり出て、一昨夜半すぎ、戸杉屋半七という者の譜代の下女が頓死したとて桶に入れ、これを墓に埋めてくれとたのまれた。しかしかついでみると、この下女は太っていたはずなのに桶はことのほか軽く、二、三歳の子供のように覚えたと申し出た。そこで地頭はさっそくその桶を掘り出させると、中からは女の首ばかり出た。これを可左衛門に見せると、自分の娘ではないという。ついで戸杉屋

半七を呼んで、首ばかり葬るとは不思議だが、その下女の胴肢はどこにあると追求すると、半七は返答にとまどった。そこできびしく拷問すると、彼は角蔵の女房と密通しており、なんとかして女を奪ってかくしたいと機をねらううち、ちょうど下女が頓死したので、その首を切り、角蔵の女房の衣類を着せ、留守中殺されたように見せかけ、女を自分のところにかくしたと白状したので、たつ・半七は処刑された。

おそらくこれが伝吉あるいは九助後段の物語の原典となっているのであろう。つまり、大蔵経のなかの説話はともかくとして、「越後伝吉」「水呑村九助」としてまとめあげられた物語は、元禄・正徳ごろ出版された「本朝藤陰比事」をその原典としているのである。

小間物屋彦兵衛

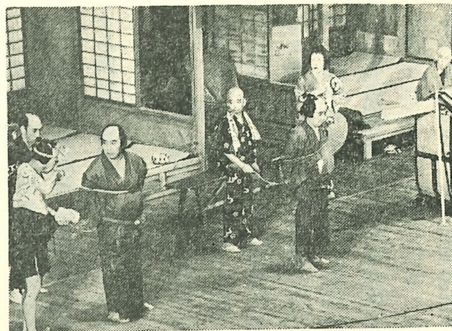
大坂堂島に彦兵衛という小間物屋があった。運悪く借金がかさんだので江戸へ出てもうけようと、家族を残して旅立った。江戸ではだんだん商売も繁昌するようになった。あるとき、ふとしたことから馬喰町の米屋市郎左衛門という旅籠屋の女隠居と知り合い、その隠宅に出入りするようになった。しばらくして彦兵衛はどうしても百両ちかい金が必要となったので隠居に借金を申し込んだところ、隠居は手もとに百両の金はあるが、これは御門跡へ奉納したいと思っている金だからとて、彦兵衛には背負葛籠（つづら）を渡し、その中の品物を質入れすればよかろうといった。彦兵

衛はこれを借り受けて質に入れ、五十両を融通してもらい、そのほか工面して予定の取引きの資金とした。

その夜、米屋の店では大勢の泊り客があったため、隠居づきの下女も店で働かせ、隠居一人になっていたが、翌朝下女が行ってみると隠居は殺されて、百両がなくなっていた。そこで米屋からさっそく訴え出て、彦兵衛に嫌疑がかかり、召し捕えられて南町奉行大岡越前守の審理を受けた。そうして百両の金を隠居がもっていることをただ一人知っていた人物ということで白状をせまられ、たび重なる拷問にたえかねて、とうとう隠居殺しの罪をきて、獄門にかけられてしまった。

この話が大坂の家族に伝わると、長男彦三郎はせめて父の骨でもひろい、菩提をとむらおうと江戸へくだった。そうして夜、鈴ヶ森の刑場にいると、そこへ駕籠屋がやってきた。二人は小便をしながら「去年ここへ獄門にかかった小間物屋彦兵衛は、あれは大きなまちがいで、真犯人は勘太郎に相違ない」と話した。これをかくれて聞いていた彦三郎は二人のあとをつけていき、入った場所をつきとめて、翌朝二人をたずね、協力を求めた。

二人の駕籠屋は浅草福井町にすむ権三と助十といい、事件のあった夜おそく帰ってくると、誰か天水桶で物を洗っている。はっきりわからぬまま長屋へもどり、家主に路地の木戸をあけてもらっているところへ、相長屋の勘太郎が帰ってきた。翌朝権三と助十は天水桶の側を通ってみる


大岡政談芝居「権三と助十」

と、桶の側には血がつき、水も淡紅色になっていた。そこで勘太郎が何か悪事をはたらいたと感づいた。そこへ米屋の女隠居殺しの話が伝わった。二人はそれから勘太郎の様子を観察すると、急に暮しが派手になり、家の造作なども立派にした。そこで二人はいよいよ勘太郎の犯行の確信をもつにいたった。そうしてたまたま鈴ヶ森を通ったとき、思い出して二人で話していたのを彦三郎が聞いたのである。

三人はそこで相談し、彦兵衛の住んでいた橋本町の家主八右衛門を頼ることにした。八右衛門は一計を案じ、彦三郎を自分の家であばれさせた。それをしばって奉行所に召連訴えをした。こうすれば面倒な手続きをへずとも裁きを受けうるからである。

こうして大岡越前守の裁きを受け、真犯人勘太郎は召し捕えられた。しかし処刑された彦兵衛はもう帰らないと彦三郎らはさんざん越前守につめよった。すると越前守は彦三郎に褒美をやろうとて、一人の男を白洲へ呼び出した。それは処刑されたはずの彦兵衛であった。越前守は、彦兵衛が白状はしたが不審の点があるので助けておき、身がわりに牢死した者の首を、人相がわか

らぬよう顔の皮をむいて獄門にかけておいたのである。これを皮剝きの獄門という。

この物語は、処刑したと見せかけておいて実は助けておいたところに越前守の腕の見せ場があるのであるが、こういうトリックは「畔倉重四郎」にも用いられている。

浪人畔倉重四郎は武州幸手宿の豪商穀屋平兵衛に恨みをもち、これを殺して金を奪うが、その罪を杉戸屋富右衛門になすりつけてしまう。富右衛門は弁解しても聞き入れられず、ついに処刑される。これを聞いた富右衛門の息子は小塚原へ行って非人から父の首をもらって葬る。ところが後になって越前守の裁きにより重四郎の罪が明らかになり、そこに処刑されたと思った富右衛門がつれてこられる。この場合、彼の息子は盲人だったので、皮剝きでなくとも偽首がわからないということになっている。

これは「隠秘録」「板倉大岡両君政要録」など初期の大岡裁判話にも見えている。すなわち江戸石町に笘屋久五郎という者がいたが、あるときその家で金子五十両が紛失した。その嫌疑が手代の豊助（または忠助）にかけられた。しかし豊助はどうしても白状しないので大岡越前守に訴え出た。越前守がいろいろ調べ、拷問にもかけたが白状せぬ。しかし笘屋側から主人をはじめ名主・五人組一同証文をもってこの者が犯人に間違いないと申し立てたので、それならばちかぢか死罪に処すると言い渡した。それからしばらくして越前守は笘屋や名主らを呼び出し、「先日豊助を死罪に申しつけたが、真犯人として神田紺屋町の八蔵という者が捕えられ、白状におよんだ。

罪なき者を殺してしまって奉行としても失態であるから、越前守もお役はつとめられない。またお前たちはことごとく首を切って天下の法を立てる」と申し渡したので、いずれも色を失い、うずくまって泣きだした。すると越前守は笑って、豊助はいかにしても白状しないので死罪には申しつけていないとて、牢からつれだした。そうして笘屋らに過料金を課するとともに、豊助が一生安穏に暮せるほどの金をあたえるよう命じたという。おそらくこれが小間物屋彦兵衛や杉戸屋富右衛門の原型であろう。

同じく「隠秘録」「両君政要録」に豊嶋屋重右衛門の話がある。豊嶋屋は鎌倉河岸に大きな酒屋をいとなんでいた。あるときこの店に年のころ六十あまりの老人がきて酒をのみ、勘定をして立ち去ったが、しばらくしてもどってきて、ここに金十五両入りの財布を落したという。しかし店の者はだれも気がつかなかったので、かえってこの老人をかたりだとののしり、追い出してしまった。そこに十八という駕籠かきが一人酒をのんでいたが、すごすご帰る老人の後を追いかけて、自分はこの豊嶋屋の前が立場（たてば）なので、いつもここにいるが、あなたの落した財布は久兵衛という若い者がひろったから、久兵衛にいって返してもらいなさいと教えた。老人は喜んで久兵衛にあってたのんだが、久兵衛は知らぬという。そこへ店の者が大勢集って、かたりだからうち殺せとののしった。老人はやむをえず立ち去った。

駕籠かき十八は老人の身の上が不安になったので、あとからつけてゆくと、両国橋で身を投げ

ようとする。あわてて助け止めた十八が事情をたずねると、老人は本所松坂町にすむ弥兵衛という者で、どうしても必要あって、一人娘を吉原に売り、手付けにもらった金があの十五両で、これがなければ生きてゆけぬという。それならば自分も証人になるからお奉行所へ駈込訴えしなさいと十八は弥兵衛に勧め、それからすぐ二人は大岡越前守の番所へ訴え出た。

豊嶋屋重右衛門をも呼び出した越前守は、いろいろくわしく事情を聞いたうえ、その財布はどんな布でつくってあるかと問うた。弥兵衛がそれは古い郡内縞で、紺地に黄色の格子縞であると答えると、いきなり越前守は弥兵衛と十八を縛らせてしまった。そうしてその財布はさきごろ盗まれたと届出のあったものに相違ないとて、豊嶋屋にむかい、もしその金がお前の店に落ちていたのをだれかがひろい、後日それが知れたならば、盗人の物をまた盗んだことになり身上破滅するからよくよく探せと申し渡した。

おどろいた重右衛門はいそいで帰って調べると久兵衛がひろったに相違ない。そこで手代久兵衛が店の掃除中、床の下から発見しましたとて届け出た。すると越前守は二人を呼び出し、財布を渡して縄をといてやった。重右衛門が不思議そうな顔をしていると越前守は、あのようにして驚かせねばその手代はなかなか出さぬと思ったからであるといった。そうしてその金の半分、七両二分を十八に渡し、かわりに久兵衛がひろった金を届け出なかった科としてこれから七両二分の過料をとって弥兵衛にわたした。また豊嶋屋には吉原に売られた弥兵衛の娘をあずかるよう命

じた。身売りした娘をあずかるには請け出さねばならない。しぶしぶ豊嶋屋は本金でこれを請け出した。しかしいつまでもあずかっているのは迷惑なので親もとへ返したいと願い出たところ、親弥兵衛と相対にせよといわれたので、内証で金をすこしつけて帰したという。駕籠かきの十八が善良な男で、真犯人を知って証人に出るという筋が、おそらく「権三と助十」の原型ではないかと考えられる。

ところで「近代公実厳秘録」によると、笘屋一件は大坂の事件となっており、奉行も大坂町奉行松浦河内守信正の裁きとなっている。また「当世珍説要秘録」には、豊嶋屋一件を裁いたのは宝暦三年から明和六年まで町奉行をつとめた依田和泉守（のちに豊前守、このほうがよく知られている）政次の事績としてある。この二書は馬場文耕の作といわれる。文耕が「平仮名森の雫」を書いた科で処刑されたのは宝暦八年であるから、もし文耕の作とすれば宝暦中ごろに書かれたものと考えられる。あるいはこれらが「隠秘録」など大岡物の原典かもしれぬ。もちろんこれらも、その内容は史実としては取り扱えぬ書物である。しかし名奉行物語は、このように大岡越前守以外にも松浦河内守とか依田豊前守とか幾人もの名奉行の事績としてつくられ、それがだんだん越前守一人に集中していったように思えるのである。

なお三田村鳶魚は「皮剝きの獄門」の原型として「享保世説」にのっている次のような物語をあげている。

千日参りの順清という坊主が江戸で七十ばかりの六部にあってその身の上話を聞いた。この六部は丹波亀山の者で、毎年因幡の国へ商売に往く。ある年商売もすんだので、故郷へ帰るべく定宿を早朝出発した。宿の亭主がこれを町はずれまで見送って帰ってくると、その間に女房が殺されている。役人はあの旅商人が怪しいといって追いかけて捕えた。亭主がいくらそんな人ではないと弁護しても聞き入れられず、とうとう死罪となってしまった。亭主は気の毒なので、遺骸を引き取って葬ったが、どういうわけか首は渡してくれなかった。

旅商人の故郷では女房が懐妊しており、やがて男の子を産んだ。やがて夫の死がわかったが、まだ若いので再縁した。そうして十七年をへたあるとき、母は息子にむかい父親のことを話した。すると息子は父の墓参りに行きたいといって出かけた。

息子が父の墓をおがんでいると、近所の人と思える二、三人が、あの旅商人は無実だ、真犯人は今でも無事にいると話しながら通っていった。息子は飛び出していってその真犯人の名をたずねると、教えてくれた。そこですぐ奉行所にこの旨訴え、真犯人が捕えられた。すると奉行は褒美だといって一人の老人をつれてきた。その老人が息子の親であった。

息子が父親をつれて故郷へ帰ると、後添いの男は妻子を返すという。しかし自分はなにも望みがないからといって髪を切り、六部となって諸国を歩いている、とその六部は順清に語ったという。

鳶魚はこの話が小間物屋彦兵衛一件の末尾について皮剝きの獄門の話ができたのではないかと推定している。しかしこの話は単に末尾の一件にとどまらず、むしろ「近代公実厳秘録」などよりも筋書が彦兵衛一件に近いように思われる。笘屋一件では奉行が手代を死刑にするといっただけで、獄門にさらされたわけでもなく、死骸を渡したわけでもないが、これでは死骸を渡している。また笘屋のほうは真犯人を奉行所で逮捕するが、これでは彦兵衛の息子彦三郎と同様、はるばる故郷から菩提をとむらいに出てきて、偶然真犯人のあることを知る。きわめて親近性があるといえよう。一方が首のない死骸で、一方が獄門の首といううちがいはあるが、罪人の替玉というトリックは同じといえよう。

なお罪人ではないが、首をかくして死骸の替玉を作るという点では、前に述べた「本朝藤陰比事」の「不審を肩に知る木割の木工平」が原型となっているのではあるまいか。

傾城瀬川

奈良に開業していた医者森通仙夫妻の一人娘お高に近所の若党源八が言い寄ったがまったく相手にされない。これを恨んだ源八の陰謀で通仙一家は奈良を追われ、流浪のうちに通仙は死んだ。その後お高は尼ヶ崎藩士小野田幸之進の妻となった。ところが幸之進が公用で江戸へむかう途中、何者かに斬殺され、公金や大小などを奪われる。そこでお高は江戸へ出て、夫の仇を探すべく遊

女となり、新吉原松葉屋で瀬川と名乗った。

しばらくして松葉屋へ上った客の一人が夫の持物をもっていたので、その座敷をのぞくと、一人はかの源八であった。そこで夜中に忍んでゆき、夫の物を持つ男を殺し、源八にも傷を負わせた。源八らはやがて大岡越前守の手に捕えられ、その調べにより幸之進殺害の張本は源八で、瀬川に殺された男も一味だったことがわかる。瀬川は大いに賞せられ、遊女の勤めから解放された。

この一件は神沢貞幹「翁草（おきなぐさ）」巻五十五にものっている。ただ裁いた奉行が大岡越前守でなく、中山出雲守となっているところなどわずか違った点があるのみである。「翁草」には信用しうる記事が少なくないので、あるいはこの仇討は事実かとも思えるが、三田村鳶魚の考証によると違うという。つまりこの事件は享保七年に起こったことになっているが、吉原の遊女の細見記（さいけんき）には同年瀬川という者はいない。十三年七月のものに見えるという。しかし十三年では中山出雲守はすでに町奉行にはいない。そこで「翁草」のこの記事も、神沢貞幹がなにか実録風の噂話を耳にして記したものであろうという。しかし遊女瀬川の仇討という物語が、貞幹の歿する寛政年間までには成立していたことは、これによって認めうるのである。

後藤半四郎

この物語は豪傑後藤半四郎が道中で助けた若侍と、懲らしめた悪者とにからまる大岡裁きであ

る。
　半四郎は武州熊谷堤で、不義をして藩を追われたもと越後高田藩士新藤市之丞夫妻を助ける。市之丞らは江戸へ出て屑屋となり名も長八と改めた。それから十八年後、長八は上野山下で門付けをしている浪人を見かける。それは彼が藩を追われたとき、ひとかたならぬ世話をうけ、金二十両をもらった大橋文右衛門であった。文右衛門は奸臣のため浪人し、いまは乞食長屋に零落している。かつての大恩にむくいるため、長八は娘を吉原に売り、その金を文右衛門に無理に渡す。文右衛門がそれで質物をうけ返すと、その質屋の番頭久兵衛はてっきり強盗でもした金とおもう。この久兵衛はかつて半四郎に懲らしめられた護摩の灰で、今は質屋の番頭になりすまし、質屋の金を横領しているが、その金も文右衛門が盗んだことにしてしまおうと謀る。そのため文右衛門は捕えられたが、金をくれた市之丞がいまは長八と改名していることを知らぬので証人が得られない。しかし大岡越前守の裁きにより、文右衛門の無実、久兵衛の悪事が明らかになる。
　この物語の主題は浪人が質物を受け出して盗賊の嫌疑をかけられるところにあるが、その原型は「本朝藤陰比事」巻五の「悪名の垢を去宅子屋が勇気」であると思われる。
　あるとき松枝町の重五郎という者から、宵の口まであった金子百両が翌日見当らなくなっているが、近所のつねづね出入りしている牢人がおそらく盗人とおもわれるから詮議してほしいと地頭へ願い出た。地頭はたしかな証拠もないのに詮議するわけにはゆかぬとこれを取り上げなかった。折からかの牢人は、田舎の縁者から衣類や援助金をもらったので、衣服も取り替え、平常の借金も返済した。重五郎一家はこれを見て、いよいよ犯人はあの牢人にきまったと思った。重五郎の親しくしている半七という者は弁舌もたち気の強い男なので、使いはたさぬうちに取りもどそうとて、牢人をたずねて表沙汰にせぬうちに返せと交渉した。しかし牢人は返事もしなかった。そこでまた地頭に訴え出たが、地頭は証拠なしとて取り上げなかった。
　一同家へ帰ってもう一度探すと、ひょっこり金が出てきた。あわてて役所へも報告するとともに、牢人にもあやまりに行くと、牢人は死装束でやってきて亭主を切ろうとした。そこを大勢出てあやまり、証文を書いておさまった。やがて牢人は地頭あてに、盗賊の汚名ははれたが、存命ゆえに同類縁者にも面汚しとなるという遺書を書いて切腹してしまった。地頭は無理をいって人を自殺させた罪を論じて重五郎を死罪に処し、家財を没収した。
　この重五郎・半七が大橋文右衛門の場合には質屋の番頭久兵衛にあたる。重五郎らの場合には百両は見失ったのだが、久兵衛はこれを盗んだのである。そうして、ともに牢人が借金を返したり、多少金廻りがよくなったのを見て難くせをつけ、内証にしてやるから盗んだ金をだせと交渉する。牢人は怒って切ろうとするが、一方はなだめられ、やがて自殺してしまう。一方は捕えられて裁きを受ける。おそらくこの両者は無関係ではあるまい。
　ところで『帝国文庫』に収められた十六篇の「大岡政談」以外にも、大岡越前守は落語その他

の小話のなかに登場してくる。そこでその一部を紹介しながら、その出典をさぐってみよう。

三方一両損

霊岸島に三郎兵衛という畳屋、師走の物入りにあてるため金子三両を借り入れて帰る途中落してしまった。ここに小伝馬町の建具屋長十郎という者が柳原の土手を歩いているとき、小判三枚の落し物をひろった。落し主はいっしょにあった手紙によって畳屋三郎兵衛のものと想像された。そこで暮のいそがしいなかを昨日は神田、今日は本郷と歩きまわって、畳屋と見ればたずねるがいっこうに見当らない。ようやく霊岸島で三郎兵衛を探しあてたが、この男なかなか強情で、一度落したものは所詮わが身につかぬもの、お前さんがひろったのは天からの授り物だから拾い得にしろといって受け取らない。建具屋も渡世を四日も休んで落し主を探しまわったほどの男ゆえ、おいそれとは帰らない。受け取れ、受け取らぬで大喧嘩となった。家主が入って仲裁をしても双方聞き入れない。

そこで町奉行所へ「恐れながら」と訴え出た。大岡越前守はこれを聞き、奇特なことと感心した。そこで落した三両は公儀の御金蔵に納められ、あらためてお上より双方に三両くださるから、ありがたく二両ずつ頂戴せよと申し渡した。両人不審に思って二両ずつなら四両になるが、その一両の出所は、とたずねた。すると越前守は、奉行も其方たちの正直をよろこんで一両出したか

ら、長十郎は三両ひろって二両もらうゆえ一両の損、三郎兵衛は三両落して二両もどったから一両の損、奉行も一両の損、これを「三方一両損」というと申し渡したので、一同感心してありがたくお請けしたという。

落語のほうではこの後、越前守が二人に御馳走する。お奉行様の御馳走というので喜んだ三郎兵衛・長十郎（ただし落語はこんな固い名前でなく、八つぁん・熊さんだったかもしれぬ）は、さっそくがっつきだす。これを見た越前守「これこれ、あまり食べすぎて腹をこわすでないぞ」すると両人「いえ、大岡（多くは）食わねえ、たった越前（一膳）」

この話は「隠秘録」など初期の大岡物語には見えないが、さらにはやく西鶴の「本朝桜陰比事」巻三に「落し手有拾ひ手有」という題でのっている。しかしここでは御前（「本朝桜陰比事」には主人公の名奉行の名は記してない。ただ「御前」とか「御奉行」などとよんでいる）が裁くのではなく、まず家老が名代として「三方一両損」の裁きをする。役人どももいずれも感服するが、御前は賛成しない。この二人は都に正直者と名をひろめ、いずれ詐欺でもはたらこうとして相談ずくでやったことに相違ないと、その二人を呼びもどし、きびしくせめたてると、とうとう御前の見通しのように白状したという。

「板倉政要」巻六には「聖人公事之捌（せいじんくじのさばき）」としてのっている。これでは板倉が感心して、争いとなった金三分に自分も三分を加え、落し主・拾い主にそれぞれ三分ずつあたえている。「板倉政要」

も続篇は正徳時代の町奉行丹羽長守の名などが見え、おそらく享保年間に作られたものかと思われるが、正篇のほうはもっと古く成立した話のように見うけられる。この「聖人公事之捌」にしても、のちに述べる若干の例にしても、捌き方が素朴である。これにくらべると「三方一両損」などの捌きはややひねったやり方である。ことに西鶴の場合には、両人を素直に正直者としないで、その裏を設けている。「板倉政要」がもっとも古く、西鶴はそれをひねって話をつくり、大岡裁きではその三方一両損をおもしろく引き出したものかと思われる。

大工裁き

尾張町に住んでいた大工半七は長く患って店賃三両ほどとどこおった。すると家主次郎兵衛は半七に店を明け渡させるとともに、店賃の抵当に大工道具の箱を差し押えてしまった。半七はやむなく旅籠町の家主重兵衛の店へひきうつったが、道具箱がないので働くことができない。気の毒に思った家主重兵衛は金一両を半七に渡し、とにかくこれで道具箱を返してもらい、残る二両は働いてだんだんに返すからと交渉してくるようすすめた。そこで半七が尾張町に行って交渉したが、家主次郎兵衛は三両耳をそろえて持ってこなければ渡さぬとがんばる。

そこでとうとう大岡越前守に訴え出た。すると越前守は旅籠町の家主重兵衛に対し、一両出してやるくらいなら、せめてのことに三両立て替えてやれと命じた。重兵衛はお奉行様の命令にや

むをえず三両出し、これで道具箱は半七の手にもどった。そこで越前守は半七にむかい、お前は道具箱を差し押えられて何日働けなかったかとたずねた。半七がおよそ百日ばかりと答えると、かさねて、一日の手間はいくらかと聞いた。半七は、時によって違うが、まず一日銀五匁くらい、少ないときで三匁くらいにはなりますと答えた。すると越前守は尾張町の家主次郎兵衛に対し、其方店賃を受け取ったうえは、道具箱を差し押えていた日数百日に対し、一日銀三匁ずつのつもりにして三百目、金にして五両、大工へ支払えと命じた。次郎兵衛も不承不承五両を半七に渡したので、半七は重兵衛の立替分も返し、めでたく落着した。

これはすでに「板倉大岡両君政要録」などに見える話であるが、それより前に「本朝藤陰比事」巻一に「質物は当の違ふ槌右衛門」という題でのっている。ただここでは大工桁右衛門は他の店へ移ったのではなく、道具箱を差し押えられては困るから返してくれるよう申しつけてほしいと地頭に訴えている。大工の手間を一日銀二匁としているのは、「両君政要録」などよりそれだけ年代が古いことを示しているのであろう。

「板倉政要」巻六では「宿賃公事出入之事」と題し、主人公は車引きである。これは大岡のほうに話が似ていて、車引きが店賃とどこおり、別の店に夜逃げをしてしまう。しかし車を押えられてしまったので返してほしいと訴え出る。すると板倉は後の家主に対し、無届けで欠落者を置いた罰金のかわりに、前の家主に店賃銭六貫文を払わせる。そのかわり車を差し押えた分、一日賃

銭三百文として二十日分六貫文を、前の家主から車引きに支払わせるという筋である。
なお「当世珍説要秘録」では、これは依田豊前守とほぼ同じ宝暦三年から明和五年まで町奉行をつとめた土屋越前守正方の事績となっている。

地蔵裁判

越後屋八郎右衛門の荷担ぎ弥五郎という者、ある夏の日、沢山の白木綿を背負って歩いていたが、本所中ノ郷にいたってあまりの暑さに一休みし、汗を拭おうとしたところ、ちょうど大きな木の陰に石地蔵があった。これさいわいと荷をおろし、地蔵の台石にもたれて休息しているうちについ寝こんでしまった。ふと目をさますとすでに夕方となっている。気がつくと木綿の荷包みがない。あわてて近所を探したが手がかりがない。すごすご越後屋へもどってこのことを話したが、店の者はだれも信用せず、きっと売り払って遊女か博奕につかってしまったのだろうと疑い、弁償するようにいわれた。しかしとても償うことはできないので、大岡越前守の番所に駈込訴えをした。
すると越前守は、地蔵を吟味するから召し捕ってこいと命じた。六尺あまりの大きな石地蔵に取手が「上意上意」と声をかけ、見物の者も手をかして台石からひきおろし、縄でしばって荷車に乗せ、本所から数寄屋橋の番所まで引いていった。物見高い群衆はぞろぞろ車のあとについて

いき、いっしょにどやどやと白洲まで入ってしまった。越前守ははじめ群衆には知らぬ顔をして石地蔵にむかい、「真直ぐに白状せよ」などと吟味していたが、突然番所の門をしめさせ、群衆に対し「天下の奉行所に勝手に入るとは不届き至極」と叱りつけた。おどろいた連中は口々に詫びたが許されず、一人一人その住所・名前を帳面に記され、宿預けとなった。
十日以上すぎて越前守はその者どもを呼び出し、もとは木綿からおこったことだからとて、一人一反ずつ白木綿を過料として出させた。それを被害者弥五郎に調べさせると、なかに盗まれた木綿が二反入っていた。これを手がかりに探索した結果、木綿泥棒が逮捕された。これからその地蔵は縛られ地蔵とよばれ、願い事があれば縄でこれをしばると願がかなうといわれたという。
「板倉大岡両君政要録」上巻では、越前守は地蔵こそ犯人だとて、縄をかけて晒し者にしておいた。そこで木綿泥棒が安心して盗品を売り出したところ、その符牒から足がついて捕えられたとある。
「本朝藤陰比事」巻二には「詮議動かぬ石仏の番」という題でのっている。ここでは地頭が、地蔵が怪しいとて、その町の者に昼夜番をさせた。逃げもせぬ地蔵を何人も仕事を休んで番をするのではたまらぬと町の者が相談し、被害者と内談し、一同で盗まれただけ木綿を返してやった。地頭は被害者にその木綿の中から盗まれた分をえらばせ、これによって犯人がつかまったという。
また「板倉政要」巻六では、被害者が届け出たが、板倉は地蔵以外に怪しい者がないのでは仕

方がないとて、この訴えを却下してしまった。これを聞いて犯人がもう詮議はないと安心し、盗品を売り出したので捕えられたと記してある。

板倉の場合がもっとも単純な話で、だんだんに潤色され、ついに一般に流布されているように、地蔵をしばりあげて江戸の街を本所から数寄屋橋までひっぱってくるという滑稽な話ができあがったのであろう。

仏市兵衛鬼源蔵

深川大工町の家主源蔵は地代・店賃の取立方をはじめ何事でもきびしいので、人呼んで鬼源蔵とあだ名していた。その長屋に市兵衛という者がおり、無類の正直者で、篤い浄土宗の信者であったので、長屋じゅうの者は彼を仏市兵衛と名づけていた。

ある夜、市兵衛は長屋の信者をあつめて、先日来不思議な夢をみた、それは阿弥陀如来が枕もとにあらわれ、われは百年来家主源蔵の竈の下に埋れている、はやく掘り出せという夢で、あまりしばしば見るから皆に話すといった。そこで信者たちは翌朝家主のところへいってこの話をし、竈の下を掘らせてくれと交渉した。はじめ源蔵は相手にしなかったが、長屋の者が修復するからと願うので掘らせたところ、土中からはたして阿弥陀仏がでてきた。このことが方々にひろまって参詣する者が集り、市兵衛の家は開帳場のごとくにぎわい、賽銭も沢山あがるようになった。

これを見た家主源蔵は、その仏をこちらによこすか、さもなくば寺に納めよといった。市兵衛はじめ長屋の者が反対すると、それでは全員店立てをさせるという。そこで町奉行所に長屋の者が家主を訴え出た。

ところが大岡越前守は市兵衛を問い詰めていって、その仏像は彼が埋めておいたことを白状させてしまった。十数年前長屋が焼けた後の普請のさい、市兵衛は日傭取りとして入り、家主の竈の下に埋めておいた。その後この長屋に引っ越し、このほど霊夢と称して掘り出して諸人をあざむき賽銭を集めていた。これを越前守はみごと看破してしまったのである。

この話は「隠秘録」「板倉大岡両君政要録」には見えぬが、「本朝桜陰比事」巻二に「仏の夢は五十日」という題でのっている。主人公は一方が仏市兵衛ならこちらは釈迦右衛門で、筋もほとんど同じである。

法華浄土宗論裁判

赤坂に題目講中があって毎夜順番に講宿をしていたが、ある夜の講宿の隣に大工長五郎という浄土宗信者があり、その念仏が題目の邪魔になった。そこで講中の者は長五郎に法華への改宗をすすめた。あまりすすめるので、現金十両も手に入るならば改宗してもよいと答えた。そこで講中で金を集めて長五郎に渡したので、長五郎も半年ばかり題目をとなえていたが、いつしか念仏

にもどってしまった。講中は怒ってこれを奉行所へ訴え出た。これを聞いた大岡越前守は、長五郎に金をかならず明日じゅうに返せと命ずるとともに、半年間に題目を何べんほどとなえたかとたずねた。長五郎が二万べんほどと答えると、越前守は題目講中にむかい、金を受け取るかわりに念仏を二万べん唱えて返せと命じた。死ぬとも唱えぬ念仏のこととて、ついに講中は金を受け取らなかったという。

この話は「板倉大岡両君政要録」には板倉周防守の裁きとして記してある。また「本朝桜陰比事」巻三には「念仏売てかねの声」と題している。いずれもほとんど内容の違いはない。

寺院の肴代金裁き

平戸藩主松浦静山の「甲子夜話」巻六に次のような話がのっている。

寛延中大岡越州町奉行の時（寛延ころならば忠相は寺社奉行に昇進しており、町奉行ならば享保年中である）下谷の肴町より、其あたりの寺院八ヶ所の肴代金とり集めて百両計払なしとて、某寺は若干々々と詳に書記し訴へ出、越州書付を請取、肴売はかへし、扨其八寺を差紙にて明日朝とくに呼出し、夕方まで待せ置く、寺僧ども大に退屈して、かはる〳〵厠にゆくに、壁に張紙あり、某寺肴代金滞若干と書たてあるを見て、いづれも驚きたれども為ん方もなし、やゝ後に用人出、越前守とくに退出候ところ、不快によって出坐致しがたし、まづ今日は引

取られ候へと伝ふ、僧衆帰て肴売に悉皆滞金を与ふ、其後何の沙汰もなし

「甲子夜話」には信用すべき記事も少なくないが、これはどうもだれかの作り話を聞き伝えてのせたものらしい。「本朝藤陰比事」巻六に「買人の知れぬ魚屋が注文」として次のようなことが見える。

あるとき魚商鯛屋鰭右衛門が訴え出た。それによると彼は数年間寺町へ出入りしているが、去年暮以来一銭も勘定をもらえない。すなわち天蓋五十九匁八分、花幔四十七匁三分、手巾八十六匁九分、独鈷九十三匁六分、あわせて銀三百目である。どうか住持方へ支払うようおおせつけてほしいという。地頭は聞いて、其方は肴屋なのになぜ仏具を扱うかとただすと、鰭右衛門答えていうには、天蓋とは鮹、花幔は鯣、手巾は鱣、独鈷は鰹節の異名で、寺方へ出入りしておぼえたという。そこで地頭は寺町へ触れを出して、鯛屋鰭右衛門方から買った仏具代を早く支払うようながした。坊主たちは地頭からの命令というのでびっくりしてさっそく払ったという。

いずれも僧侶の肉食を知りながら表沙汰とせず、こっそり代金を支払わせたというところで、両者は関係ある記事だと思う。

このように見てくると、大岡裁判話はインド・中国などの話はしばらくおき、「板倉政要」「本朝桜陰比事」「本朝藤陰比事」と密接な関係があり、それらのうちの話が潤色されて大岡の事績とされているものの少なくないことは明らかである。

これらのなかでは内容的にいって「板倉政要」がもっとも古いようである。「桜陰比事」と「藤陰比事」は前後明らかでない。宋の桂万栄が古今の名判決、困難な刑事裁判の事例を集めた「棠(とう)陰(いん)比事」の音をまねて「藤陰比事」とし、ついで藤を桜に代えて「桜陰比事」をつくったとすれば、題名から前後関係が考えられるが、はたしてそうであるか否かは断定しがたい。一応ほとんど同じ時期のものと考えてよいのではあるまいか。

ついで「隠秘録」「板倉大岡両君政要録」があらわれた。これらはほとんど同じ内容である。ともに大岡越前守の事績を主とし、これに板倉の話を付記した書物で、名裁判物語が「板倉政要」から「大岡政談」に移行する過渡期のものと見るべきであろう。このころには「近代公実厳秘録」や「当世珍説要秘録」などという似たような俗書があらわされ、松浦河内守・依田豊前守・土屋越前守などの事績として裁判話をのせ、また中山出雲守や能勢肥後守にも名奉行の逸話が見える。やがてこれらがだんだん大岡越前守一人にあつまって「大岡政談」となったのであろうことは前にも述べた。

ところで「藤陰比事」「桜陰比事」は「大岡政談」と関係深いこと前述のごとくであるが、どうも「隠秘録」「板倉大岡両君政要録」にはあまり影響していないように思われる。たとえば先に述べた裁判小話のうち、「三方一両損」「仏市兵衛鬼源蔵」「寺院の肴代金」は「藤陰比事」または「桜陰比事」にはあるが、「隠秘録」などにはない。また「大工裁き」では主人公を大工と

しているところは「両君政要録」と「藤陰比事」が一致しており、これを車引きとしている「板倉政要」は異なっている。しかし「藤陰比事」の大工は家を動かずに訴えるのに対し、「板倉政要」「両君政要録」では別の家に移り、前の店賃のとどこおりを移ったほうの家主に払わせている。また「地蔵裁判」では「板倉政要」「両君政要録」のほうは盗賊を安心させて盗品を売らせるための手段として地蔵が引合いに出されている。これに対し「藤陰比事」と流布の小話とでは、地蔵は多くの人々をかかりあいとし、彼らに木綿を買い集めさせて、そのなかから盗品をえらびだす手段に用いられている。

成立年代からいえば「桜陰比事」「藤陰比事」は「板倉政要」と「隠秘録」のあいだに入るべきものと推定しうる。しかし右に述べたように「隠秘録」等は「桜陰比事」等の影響をあまり受けず、むしろ直接「板倉政要」からつながっているようである。

こうして初期の大岡裁判話が成立し、それが他の奉行の事績として伝えられた話を吸収し、拡大してゆく過程で「桜陰比事」「藤陰比事」も取り入れられた。たとえば「隠秘録」ではまったく別々の話である笘屋の盗賊誤判事件と豊嶋屋の駕籠屋の義侠心が、だれかによって一つの話とされ、そこに「藤陰比事」の首なし死骸取替えのトリックが加わって「小間物屋彦兵衛」の話がつくりあげられたのであろう。一般に流布している「大岡政談」が成立するまでには、このような歴史的経過が考えられるのである。

大岡政談の流布

名裁判官物語が時とともに大岡越前守一人の事績として集中し、潤色されて「大岡政談」が成立した過程は前述したごとくである。これは江戸時代末期にはかなり広く流布しており、幕府の正史ともいうべき「徳川実紀」付録にも「むかし板倉周防守重宗が京都にての裁判世にきこえしのち、忠相がごときはいまだきかずとて、其ほどこし行へる事共をひそかに記して、大岡政要と名づけて民間にもてはやし、今も世に伝えたりき」とその名をあげている。しかしこれが公刊されたのは明治以後である。

江戸時代にはたとえば歌舞伎でも「忠臣蔵」「先代萩」など、この時代の事件を題材としながら、これを鎌倉・室町に改めているように、名奉行の事績といえども実名での公刊は不可能であった。それゆえ大岡物として公刊されたものは、松亭金水作・歌川芳梅画「大川仁政録」のように、大岡を大川とし、時代を鎌倉としてある。滝沢馬琴の「青砥藤綱模稜案」もおそらく大岡を意識して書いたものであろう。

しかし「大川仁政録」や「青砥藤綱模稜案」など公刊されたものは、大岡政談発展の過程からいえばやや傍系であって、その主流は実名をあらわした写本である。すなわち前にもしばしば引用した明和六年の「隠秘録」（別名大岡忠相記）、安永六年の「板倉大岡両君政要録」（別名板岡政要）などにはじまり、以後多数の写本がさまざまの題名で伝えられている。いまそれを『国書総目録』によって拾いあげてみると次のようになる。

大岡政要記、大岡政要実録、大岡忠相政要実録、大岡政誉談、大岡忠相比事、大岡美談、大岡仁政録

題名もまぎらわしいように似ているが、内容もまた似たりよったりのものが多い。これらの写本はどのようにして著わされ、またどのようにして流布していったのであろうか。

出版統制の盲点だった写本

江戸幕府の出版統制はかならずしも全出版物に許可制をとっていたのではないが、公儀に関すること、諸人が迷惑すること、何にても珍しいことを新たに板行する場合には町奉行所に届け出てその差図を受けねばならなかった。「触書集成」によると、こういう法令は寛文十三年五月のものが最初であるが、しかしその令に「此以前も板木屋共に如下被二仰付一候上」とあるから、すでにかかる命令は出されていたのであろう。この後もしばしば繰り返されている。

公儀に関することはともかく、諸人迷惑あるいは珍しいことなどはいかようの解釈も可能であるから、取締り当局者の判断で時により寛厳の差いちじるしかったと思う。たとえば貞享元年三月二十二日町方同心は、本石町でこのほど幕府が発布した服忌令（親兄弟などの喪に服する期間を定めた法令）に註釈をつけて出版した本を売っている者を捕えた。これは尾張町一丁目にすむ浅右衛門という者で、これを訊問すると大伝馬町二丁目の甚右衛門という者から買ったという。その甚右衛門は同町の惣兵衛から買った。結局出版したのは惣兵衛であった。無許可で出版し、しかも註釈を加筆しているのは重々不届きであるというので一同牢舎仰せ付けられた。しかし家主・五人組がたびたび嘆願するので、老中戸田山城守にうかがったうえ、四月八日赦免した。註釈を加えたとはいえ、幕府が発布した法令の出版すらかくのごとく取り締ったのである。これに関して幕府は触れを発し、今後取締令にふれるかどうか疑わしい場合にはかならず奉行所の差図を受けよと令している。

享保になると出版制限はいっそうこまかく規定されるようになった。享保六年閏七月には呉服・諸道具その他諸商売物とともに、書物類も新規のことを禁じ、もしどうしてもやむをえぬ事情があれば役所へ訴え出て許可を得よと令した。ついで同年八月には新規の物製造販売取締りのため、江戸の諸商人・職人に組合を結成せしめ、月行事を定めて法令遵守を励行させることにしたが、その対象となった各種業者のなかに板木屋も加えられている。もっともこのときの当局の

目的は都市住民の消費生活を抑制することにあったので、主たる対象は奢侈品を中心とする消費物資の生産・販売におかれており、出版統制とはやや目的が異なる。

書籍については翌七年十一月に次のような命令が出た。

一、今後新板の書物は、儒書・仏書・神書・医書・歌書、それぞれの方面普通の内容の物は格別であるが、みだりな異説などを取りまじえて作り出すことは堅く禁ずる。

一、今までありきたりの出版物のなかでも、好色本の類はだんだんに絶板にすること。

一、人々の家筋・先祖のことなど、あれこれ違ったことを新作の本として流布させるのを禁ずる。

一、どんな書物でも、今後新板の場合、必ず作者ならびに板元の実名を奥書にすること。

一、家康のことはもちろん、すべて徳川家のことを出版することを禁ずる。

さらに同年十二月には、世上の噂話ならびに心中物の出版・読み売りを禁じた。

享保時代に吉宗の政治顧問的役割をはたした室鳩巣が、おそらく宝永年間に出版した「明君家訓」という本がある。これは主君が家臣に訓示するという形で君臣の心得を述べたもので、鳩巣の為政者についての理念がよく表現されている。享保に入って将軍率先倹約に励んでいる時勢に適合したためであろうか、だんだん評判が高くなってきた。著者名がないので、はじめは水戸光圀の作であるとか、吉宗自身の作であるとか取り沙汰されていたが、やがて鳩巣の著であること

が知れるようになった。吉宗もこれを見て、簡にして要を得たものだと近習たちに推奨したので、以後江戸城へ出仕するほどの者はみな購入するようになり、ますます評判が高まって、本屋は大もうけをした。

そこで本屋は享保六年これを重版し、鳩巣の序文・奥書をつけ、題も「楠諸士教」と改めた。ところがこれが前に述べた六年閏七月の新規の品禁止令にふれてしまった。鳩巣も書店も、内容はすでに将軍推奨のものであるし、ただ表題をかえ、序文などを加えたのみだからよいと思って届け出なかった。しかしこれも新規のものを許可なく出版したことになるとして、せっかく鳩巣が新版本を吉宗に上呈しようとしても止められてしまった。

鳩巣はあわてて側衆有馬氏倫にいろいろ取りなし方をたのんでいる。結局、別段のとがめもなかったらしく、その後の鳩巣の手紙などには何もそれについて言及していない。七年十一月の令によると、書籍出版取締りは、他の諸商品のように新規の品一切禁止というのではなく、異説などの取締りが主眼であるから、鳩巣の場合には手続き不備も看過されたのであろう。

とにかく、享保の出版取締りはこのようにきびしい面があった。そこでこの取締りの責任者たる町奉行をつとめていた大岡忠相こそ、言論・出版の自由弾圧を強化した張本人だというような説を見たことがある。これは浅薄な見解である。一見こまごまとした規則が出されているので、統制が強化されたように見える。しかしそれ以前の法令は前述のように解釈の伸縮勝手な法令で

あって、担当者の意向ひとつでどうにでもなるものである。これに対し細かい規定を設けることは、それだけ権力者側の解釈をも束縛するものである。もちろん享保七年の令においても、「猥成儀異説等を取交」という表現のもとに拡張解釈は大幅に可能であろう。しかし「珍敷事」という従来の規則よりははるかに限定されたものといいうる。

後篇に述べるように享保期の政治の一特色として、法律・制度の成文化による権力者の恣意の限定ということが考えられる。もとより専制政治という前提に立っているのであるから、近代的な観念で論じては問題にならぬが、前代までにくらべれば、はるかに制度的に明確化している。出版に関する諸規則もその一環として考えるべきであって、ただ統制強化とのみ見るのは表面的解釈にすぎない。

享保二十年にいたって、並河誠所が「五畿内志」という地誌を出版するさい、当局はこれに家康の名を記すことを許した。そうしてこれに関連し、従来書物に家康の名をだすことを禁じていたが、今後しっかりした内容の書物には入れてさしつかえない。ただし私事・逸話の類はのぞく。歴代将軍についてもこれに準ずる。軽い仮名本などには従前どおりのせてはならぬ旨を触れた。多少禁止事項が緩和されたのである。しかし大岡政談など実録物は「軽キかな本」の部類に入るべきものであるから、依然として制限緩和の対象にはなっていないのである。

ところが幕府の書籍取締りには大きな盲点があった。それは写本類（当時は書本とよんでいる）

がほとんど取締りの枠外に放置されていたことである。それゆえ写本として伝えられたものには、江戸幕府の将軍その他の実名を記してあるのはもとより、その裏話など、あることないこと取りまぜて書いてあるものが少なくない。それによってわれわれも公的な文献では知りえぬ政治の内情とか、政治家やその施政に対する人々の反響などを判断する材料をえている。

池田冠山の「思ひ出草」には、享保時代の儒者太宰春台の著といわれる「三王外記」が、とくにまことしやかに漢文で書かれてあることを問題としている。当時の知識人たちは仮名交りのものはあまり尊重せぬが、漢文で書いたものには、なにか権威を感ずるのに、その内容が俗書そのものであるので、かえって強い反撥をかったのであろう。そこで冠山は大学頭林述斎にかかる書物を禁圧すべきことを進言したが、述斎は内容のわるいものは自然と淘汰されてゆくから、かえって幕府がかまわぬほうがよいと答えた。冠山はこれに感心して、なるほどなまじ禁止すると、人々はかえって関心を強くし、かくれて写し伝えるようになるから、述斎の意見が正しいと記している。

しかしその林述斎もかかる書物の横行を黙視するにしのびなかったのであろう。平戸藩主松浦静山に次のように語ったと「甲子夜話」巻十九に記してある。

> 太宰弥右衛門の三王外記はあからさまなる事共なり、其上実事は十の一にも有か無かにて、皆誣たることのみ多きは、何とか云はん、誹謗の刑なき世に生れ遇しは幸と云べし、国悪を諱と云こともあるに、無きこと迄書おきし罪はいか計なるべし、（中略）
>
> 又曰、世に護国女太平記と云書あり、憲廟（綱吉）御代の事、影も形も無きことを造て書けり、是は赤穂一件の時、隠密御用に播州へ遣はされし御小人目付、仔細ありて改易せられしが、上を恨み、時を誹らんとて取扱たるものなりとぞ、其頃誰有て信ずる者も無りしに、時移りて実事にもやと思ふ人も出来り、遂には世を挙て様々なる斉東野人の語を伝ふるは、残念至極のことなり、これと云も、世に具眼の人稀なればなり、

と憤慨しているのである。とにかく、林述斎のような学者も、また池田冠山、さらにおそらく松浦静山などの大名も、「三王外記」や「護国女太平記」などを見ていたことが知られる。それほど写本はひろく普及していたのである。

しかし写本類で広まったのは、「三王外記」などのような幕政誹謗の本ばかりではない。たとえば徳川吉宗には「明君享保録」などという頌徳録がかなりある。こういう類の本も出版取締令には当然抵触するので公刊はできず、写本として伝わっている。松平定信は寛政改革の中心人物であったから、いうまでもなく出版取締りの元締めであるが、彼の蔵書のなかにも「明君享保録」があったことが知られている。大岡裁判話などの実録物も、こういう形で写し伝えられ、意外にひろく普及していたのである。幕府の正史というべき「徳川実紀」の引用書目のなかにも、公刊すれば当然法令に抵触する書物の名前がいろいろ見えている。つまり版にはできないが、そ

ういう類の書物は写本という形で、いわば書籍界における市民権を獲得してしまったのである。

庶民の貸本屋文化

このような写本の普及によって、出版取締令はかなり意味を失っていたともいいうるが、その普及の媒体となったものはなにか。これは前にあげた大名や学者の場合にはちがうと思われるが、庶民の場合、貸本屋の存在がはなはだ大きかったといわれている。

「大岡政談」のなかでも小間物屋の彦兵衛が米屋の女隠居の家に出入りするうち、隠居がもと佐竹の奥女中をつとめていたことを知り、御機嫌をとるため、佐竹が小田天安を討ち亡ぼしたことが書いてある天安記という本を貸本屋から借りてきて隠居に読んで聞かせている。「小西屋」でも、江戸本町の大薬種屋小西屋に嫁入りすることになっていた浪人大藤武左衛門の娘お光に横恋慕した家主庄兵衛は、貸本屋を兼業している。そうして奸計をもってお光の縁談を邪魔したのち、これをくどこうとして、新しい本が入ったから見においでと誘う。破談は庄兵衛の陰謀と知ったお光は、これに復讐すべく、わざとその誘いにのったようにして庄兵衛の家に行き、本を読みながら隙をうかがい、庄兵衛を殺してしまう。

彦兵衛にも小西屋にも、ともに貸本が小道具に使われており、ことに小西屋の場合には、夜に入って、若い娘が独身者の男の家をたずねて仇を討つことを可能にした重要な道具立てとなって

いる。江戸の庶民の生活のなかに貸本屋がふかく根をおろしていたことを物語るものであろう。

貸本屋がいつごろからはじまったものか、またその普及の状態はどうであったかなどということは、あまり史料的には追求しえない。三田村鳶魚の説などによると、宝暦ごろからだんだんに多くなっていったというが、その起源については、私は宝暦よりはだいぶ前にさかのぼるものと思う。

明暦から元禄にかけて町奉行所で扱った犯罪の判例を集めた「御仕置裁許帳」というものがある。それをみると、天和二年四月、牛込山伏町家主長右衛門店にすむ正木惣右衛門という者が、牢舎を申し付けられた。彼は、前年将軍代替りの巡見使として高木忠右衛門・服部久右衛門・佐橋甚兵衛が諸国をまわったさい、書記として召しかかえられ随行したが、その後、道中十ヵ国の記録を作り、二冊の本にして清書して売り渡した。それが罰せられたのである。また元禄四年南大工町二丁目新道家主徳右衛門店にすむ山口宗倫は、人の噂をいろいろ書きたてた百人男という本を作り、そのうえ平常の行跡がよくないとて死罪に処せられ、その製作に参与した松枝小兵衛・柳屋又八郎・笹本次郎右衛門・桑原和



江戸の貸本屋姿

翁の四人は日本橋五里四方追放となっている。

これらを見ると、いずれも出版したとは書いていない。したがって写本と見るべく、またそれが発覚したのは、外に出して人に見せたからだと考えられるから、貸本にしたか、または貸本屋に売り渡したものと想像される。彼らはいずれも捕えられて、揚屋または揚座敷に入れられており、またその姓名から考えても武士であったのであろう。このように武士（おそらく浪人）が写本を作り、これを貸本とするということは、すでに元禄時代からあったと見てよいと思う。

ただしこのころはなお濫觴期だったのではあるまいか。処罰の対象となった本の内容はわからないが、たとえば道中十ヵ国の記録などというものは、おそらく、やや時代が下れば問題となるような性質のものとは思えない。このようなものにまで気をくばっていては、幕吏も寧日なくなってしまったであろう。それが摘発・処罰を受けたというのは、元禄期にはまだかかる貸本類がさほど普及していなかったことを物語るものといえよう。

もっとも元禄時代は、偏執狂的潔癖性をもつ将軍綱吉によってきびしい干渉政策がとられたときで、幕吏がこれに迎合して、かの「生類憐みの令」などという虐政も生じている。右の処罰も仮借なき取締り政策の犠牲だったかもしれぬ。しかし、貸本屋に関する史料が乏しいので、にわかに断定はできないが、もしこれが普及していたとすれば、もっと大量の処罰事件が史料の上になんらかの形であらわれてきてもよさそうに思える。それが見えないところをみると、まだ普及

という段階ではなかったと考えられるのである。

江戸時代後期になると、かかる貸本類がかなり増加・普及したことがうかがえる。喜多村節信の随筆「嬉遊笑覧」（文政十三年の序あり）巻九に、

> 近世に至りては、辻講釈するもの共、世に流布する本のまゝにては珍らしげなき故に、種々附会の説をまして説く、其が為に書る本、やがて世にもてあつかふことになりて、益なき双子数増せり、

とある。種々附会の説を加えた本は、当然出版されたものではなく、写本として貸本屋に売られたのである。

通例江戸の庶民文化に関して、通史・概説書あるいは啓蒙書などでは、黄表紙その他版本については述べてあるが、貸本・貸本屋についてはほとんどふれた書物を見たことがない。しかし庶民生活のなかに根をおろしたことからいえば、貸本・貸本屋のほうが意味が大きいのではあるまいか。

これらの作者は名を明らかにしないのが原則であるから、だれの作であるかほとんど判明しない。幕府の御家人とか浪人など貧窮の武士が生計のために写したものといい、また著作は講釈師の内職だったともいう。前に元禄期の例をあげたように、処罰された者が若干あるので、それによって推察するにとどまっている。その代表者ともいうべき者は馬場文耕である。

馬場文耕は通称中井文右衛門といい、享保三年伊予に生まれた。やがて江戸に出て日本橋松島町にすみ、講釈師となった。また時事を題材とする実録物をつくって貸本屋に売った。三田村鳶魚によると「近代公実厳秘録」「近世江都著聞集」「当世珍説要秘録」など三十余種をつくったという。

宝暦八年、美濃郡上藩に大きな百姓一揆がおこり、おさまりがつかなくなった。そこで領主金森氏は、縁故によって幕府の老中本多正珍・若年寄本多忠央・勘定奉行大橋親義らにたのみ、事件を解決しようとした。老中らは美濃郡代青木安清に命じ、農民をさまざまの手段でおさえつけようとしたが効なく、ついに農民は江戸へでて老中に駕籠訴えし、また目安箱（八代将軍吉宗が将軍への直訴を制度化して設けた訴訟箱。将軍が直接これを開き、取捨して、必要事項を諸役人に指示することになっている）にも投書した。そこで評定所においてこれが審理された結果、領主側の不正が明らかとなり、老中本多正珍は免職・逼塞、若年寄本多忠央はお家とりつぶし・松平越後守長孝に召預け、子忠由も連坐、大目付曲淵英元は免職・小普請入り・閉門、勘定奉行大橋親義は家禄没収・相馬弾正少弼尊胤に召預け、子も連坐、美濃郡代青木安清は免職・小普請入り・閉門、さらに事件の当事者金森頼錦はお家とりつぶし、その身は南部大膳大夫利雄に召預け、子も連坐という大事件となった。これを馬場文耕はさっそく実録物に作りあげ、「平仮名森の雫」と題して貸本にするとともに、講釈場で演じた。

ところが同年九月十六日夜、文耕が榑正町家主安右衛門店子文長（文耕と同じ講釈師であろう）宅で大勢人を集めて一席演じているなかに、町同心が入っていた。これを隣町の家主が見つけ、あわてて文耕に知らせて変更させようとしたが時すでにおそく、文耕らは逮捕されてしまった。さすがにこれは事件審理の最中のことだったので（老中以下郡代までの処罰決定は十月二十八日、金森頼錦の処罰は十二月二十五日）、幕府もこれをとがめ、町中引廻しのうえ、獄門の刑に処した。その申渡書は数少ない貸本屋史料の貴重な一つであるので、次にかかげてみよう。

宝暦八寅年十二月廿九日落着
松平右近将監殿御差図
土屋越前守掛
異説を書本ニ綴り講談致し候一件

松島町十蔵店
講釈師
馬場文耕

右之者儀、兼而古戦物講談致、渡世送候処、貧窮ニ而衣服手当無レ之ニ付、寄り集り候者とも江無心可二申掛一と、珍敷品講釈致し候由張札致し、此度御吟味有レ之儀を書本に綴、講談致し、鬮ニ而右書本之内を差遣、其上甚重キ品之儀共を自分之作ニ而書本ニ出し置、貸本屋

共ニ渡遣し、尤夜講釈之節、人々之雑説を承り、書留置本楯ニ致し取拵候ニ付、外ニ携候ものハ無レ之、一分之仕業ニ相違無レ之旨申レ之、当時之異説等申触し候儀ハ停止ニ有レ之処、不レ恐二公儀一、右躰之儀を夜講釈ニ致し、其外不レ軽儀を書本ニ致し貸出候儀共、重々不届至極ニ付、見懲之ため、町中引廻之上、於二浅草一獄門

なお「徳川実紀」の編者は、九代将軍家重の実紀である「惇信院殿御実紀」巻二十八宝暦八年十二月二十五日の条において、この「森の雫」を引用して金森事件を説明している。異説として作者を処刑したほどの書物を、幕府の正史というべき実紀の、しかも付録ではなく本文に引用しているのであるから、幕末におけるかかる実録物の普及・影響、したがって写本および貸本屋の存在がいかに大きかったかが知られる。

また享和三年谷中延命院住職日当が、女犯の罪によって処刑された一件を「観延政命談」という題で実録物につくって貸本屋へ売った品田郡太夫は、文化二年江戸払いの刑に処せられた。郡太夫は幕府の奥右筆仲沢達之助に奉公している者であった。同じ一件によって押込めの刑に処せられた井上権兵衛は、内藤山城守の家来である。権兵衛は作者ではなく、これを筆写して貸本屋に渡していたらしい。

とにかく、わずかな事例ではあるが、これらによって貸本屋とその貸本の作者などが推察しうるであろう。「大岡政談」もこのようにして流布し、その過程で潤色されていったのである。

大岡政談の庶民性

写本・貸本屋という幕府の出版統制の盲点をついた江戸庶民の文化享受手段の発達によって、「大岡政談」も民衆のあいだに深く親しまれていったのであるが、その過程における潤色・変容がいっそうこの実録物の庶民性を増大させていった。大岡越前守という名の親しみ深さは、単にその裁判物語の流布によるというだけではなく、その間に加えられた変化・修飾に大いに負っているといい得る。いったいどういう変化がそこに生じているのか。前に紹介した原型的物語と比較してみよう。

一例を「小間物屋彦兵衛」にとってみよう。前に述べたように、これは「笘屋」と「豊嶋屋」の物語が合体したものと考えられる。ところで「笘屋」「豊嶋屋」においては名奉行のひとり舞台である。「笘屋」では真犯人を捕えたのは奉行所であり、無実の豊助（または忠助）を訴えた笘屋や家主などは、大岡越前守（または松浦河内守）の前にただ恐れ入るのみである。「豊嶋屋」では被害者弥兵衛も、義侠心ある駕籠かき十八も、なにがなんだかわからぬうちに縛られたり赦されたり、大岡越前守（または依田和泉守）に翻弄されている。

これに対し「小間物屋彦兵衛」では、真犯人逮捕の主因をなしたのは駕籠かき権三と助十であり、また越前守にこの事件の再審理を余儀なくさせたのは家主八右衛門の計略である。白洲にお

いて彼らは、無実の者をお仕置にしたとさんざんに大岡越前守をやっつける。越前守も一言もなくなってしまうのである。それだけ物語のなかにおける庶民の活躍が、大きくなっているのである。

「越後伝吉」「水呑村九助」前段とその原型たる「本朝藤陰比事」の話をくらべると、「藤陰比事」では地頭の明察によって、埋めた金を盗んだ犯人ならびに妻の不義が明らかにされるが、伝吉・九助の場合は、これを発見するのはお専またはお節の伯父藤八である。ここでは庶民のひとり舞台である。

ことに重要な役割を演ずるようになったのは家主である。「大岡政談」で家主は善につけ悪につけ活躍している。芝居のほうでも「梅雨小袖昔八丈」で、親分弥太五郎源七の顔をつぶしてまでがんばってお駒を渡さなかったほどの髪結新三が、家主長兵衛にはどうしても頭があがらない。文句をいわせず長兵衛はお駒を渡させるとともに、「鰹は片身もらって行くよ」といって、白木屋からきた三十両の半分を取っていってしまう。悪党の一枚上をゆく家主である。

実録物のほうでも、家主はしばしば事件解決の段取りをつける役割を演じている。さすがに事件の性質上天一坊には登場しないが、「煙草屋喜八」では、放火犯の冤罪で処刑されそうになっている喜八を救うべく、家主平兵衛はわざわざ古河までいって、喜八の旧主であり、またこの事件の誘因をなした吉之助の父である吉右衛門をたずね、喜八の助命運動の相談をした。さらに喜

八の女房お梅には奉行所への駈込訴え、駕籠訴えの策略をさずけている。

「村井長庵」では、長庵の奸計によって十兵衛殺しの罪をなすりつけられたまま牢内で死んだ藤崎道十郎の後家お光が、瀬戸物屋忠兵衛の口から村井長庵こそ真犯人と思われると聞いて、夫の無実を明らかにすべく相談した家主長助は、江戸でも三人といわれるほど指折りの公事(くじ)好き家主であった。さっそく引き受けた長助は、わざとこの事件を審理した中山出雲守の番所をさけ、大岡越前守の番所へ駈込訴えをして、再審請求の訴状を受理してもらうことに成功した。

「小間物屋彦兵衛」では、彦兵衛のすんでいた家主八右衛門が彦三郎や権三と助十の話を聞き、正規の手続きをふんだのでは容易に奉行所で取り上げてくれまいと一計を案じ、彦三郎が親の無実をなぜ弁護してくれなかったと自分のところへきてあばれるので、やむをえず縛りあげて召連訴えしたということにして、問題を大岡越前守の法廷に持ち出すことに成功した。

このように物語の構成のなかで家主のはたす役割ははなはだ大きく、考え方によっては、家主が事件を取り上げたことによって、すでに事件は解決段階に入ったともいいうるのである。「板倉政要」や「藤陰比事」「桜陰比事」あるいは「隠秘録」「両君政要録」などにおいては、かかる家主は存在しない。家主が出てくることはあるが、筋書のなかで積極的な意味はほとんどもっていないのである。おそらく完成した形の「大岡政談」あるいは完成に近い段階において、つまり江戸末期にいたって、家主が大きな役割を演ずるような筋書に変わってきたものと考えられる。

落語のほうで親しまれている「五貫裁き」も家主がなければ成り立たない。貧乏長屋の職人と因業・吝嗇な大店の主人とが口論して、大岡越前守の裁きをうけるが、越前守は職人を敗訴にし、過料として銭五貫文をとる。ただし貧乏だから一日一文ずつの分納をゆるし、かかりあいとして大店の主人にその取立てを命ずる。この越前守の意中を読み取った貧乏長屋の家主は、職人に夜もまだ明けぬうちに大店に一文持たせる。職人は大店の者をたたきおこして一文を渡し、しかも御公儀へ納める銭だからといって、きちんとした受取りを書かせる。朝になってその一文を店員に奉行所まで持たせてやったら、いやしくも公儀へ納める銭をなぜ主人が町役・五人組同道で持参せぬかと大目玉。一文の銭に受取りをだすのさえ出費だと思っていた吝嗇な主人は、町役・五人組同道ではいちいちお礼はせねばならず、すっかり驚いてしまう。しかもこれが毎日毎日続くので、店員は寝不足になる。出費はかさむ。とうとう職人にあやまったという話である。これも「三方一両損」などと並んで有名な話なので、なにか出典があるかと思って探したが見当らなかった。あるいは家主が大活躍する筋からいって、かなり後になってできた話かとも思われる。

大岡政談には「天一坊」や「畔倉重四郎」のように、越前守やその配下が着々と事件の謎をときほぐし、真相をつかむというものもある。だがまた庶民、ことに家主の人情・義侠心・才知が大岡越前守と結びついて、無実に泣く弱い者を救うという話が少なくないのも右に述べたとおりである。大岡政談が民衆にひろく親しまれ、流布したゆえんは、単に前者のような名裁判官物語

としてではなく、後者のような庶民・家主の活躍によるものではあるまいか。大岡越前守の名は、その機知と人情とによって庶民の身近な存在となっている。しかし家主あってはじめて奉行と庶民とが結びつけられているのである。

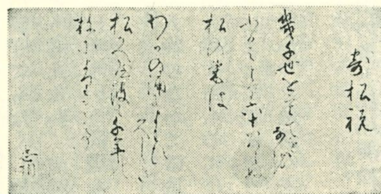
物語の世界だけではなく、実際の生活にあっても、家主は支配機構の最末端に位置し、また「大家といえば親も同然、店子といえば子も同然」などとよくいわれるように、公私にわたって江戸時代の庶民生活のすみずみにまで立ち入って、これを支配する存在であった。完成された「大岡政談」のなかには、そういう家主に対する理想像が、名裁判官の映像とともにえがきだされているのである。したがって「大岡政談」はまた「大家政談」であったといっても過言ではあるまい。

世に大岡政談として伝えられるものがどの程度史実を反映しているかについては、これまで眺めてきたとおりである。そのほとんどのものは、享保時代に町奉行ないし寺社奉行を勤めた大岡越前守忠相の事績とは関係のないことであった。名町奉行として広く長く民衆に親しまれてきた大岡越前守という存在は、実はそれらの物語においてえがきだされた、日常江戸の庶民生活と公的・私的に結びついている家主という存在の理想像の背後に、いちだんと大きく映じ出された虚像であったということができる。

しかもわずかに当時の史実と関係が認められる二、三の事件についてみるに、そのなかで実際

に大岡忠相の担当したものは白子屋お熊事件一件しかない。実否を含めて、はじめ中山出雲守・稲生下野守・松浦河内守・依田豊前守・土屋越前守などの名で語り伝えられていた事件が、いつしか大岡越前守一人に集められてしまった。その早いものは中山出雲守の裁いた直助権兵衛一件のように、明和のころにはすでに大岡越前守の事績になってしまったものもある。こうして幕末近くなって「大岡政談」がその形を完成したのである。

II　大岡忠相の実像



大岡忠相自筆和歌

逸話からみた大岡忠相

前篇に述べたように大岡政談というものは、実際の大岡忠相とはほとんど無関係に名町奉行大岡越前守という人物像を作りあげてしまっている。しかしそれが中山出雲守でもなく、松浦河内守でもなく、依田豊前守でもなく、大岡越前守であったという事実をどう考えるか。大岡忠相に関する史実をしらべて、そこから回答がだしうるか否か。後篇においてはそういう問題を念頭におきつつ、大岡忠相に関係ある諸事実を述べてゆきたい。

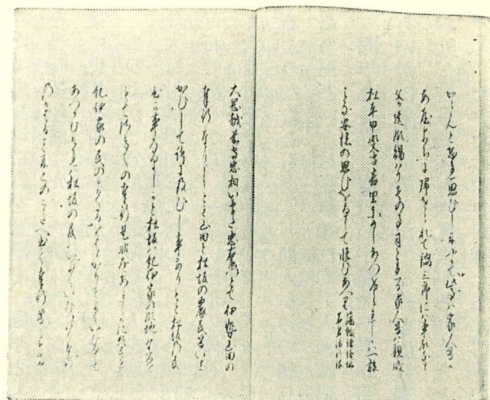
まず忠相に関する逸話からその人物を考えてみよう。彼は江戸時代の人物のなかでは逸話の多く残っているほうに属するが、しかし前篇で明らかなように、彼の事績と称するものには創作が多いのであるから、逸話も容易に信じがたいところがある。しかしそれによって彼がどういう人物として考えられていたかを知ることは可能であるから、前篇には入らなかった逸話の主要なものを紹介しつつ、後世の人に理解されている彼の性格を述べてみよう。

正徳二年（一七一二）正月忠相が伊勢の山田奉行に赴任したとき、山田の者と紀州藩松坂領民

とのあいだに多年の境界論があった。非は松坂側にあったのであるが、歴代の山田奉行は御三家の一つたる紀州藩の威光におそれ、いずれとも判決をくださず、訴訟を延引させていた。そこで山田側はいつも奉行が代わるたびに訴訟をおこしていたが、忠相が赴任するや、はたして訴えてきた。忠相はこれを裁断し、断乎として山田側を理とし、松坂側の代表三人を打首にした。これを当時紀州藩主だった徳川吉宗が聞き、権威に屈せず公正な裁判をしたことに感心した。これが後に忠相を吉宗が重用する原因となったという。

このような公正・厳格な役人を吉宗が好んだことは、他の事例からも考えられる。享保二年五月大目付横田由松（よしまつ）に対し、日ごろ職務に精励するとて千石の加増をした。由松はそれまで家禄五百石であるから、一挙に三倍の俸禄になったのである。年功からいえば仙石久尚などはるかに長く大目付を勤めているので、人々はこの加増を意外とした。しかしこの由松が老中の御機嫌をとるようなこともなく、他人からの贈り物もきまった物のほかは受けないという人柄を将軍が賞したのだということが知れて、人々は感心した。

同年九月寺社奉行石川総茂（ふさしげ）が若年寄に昇進した。これよりさき、本願寺と伊勢高田専修寺とのあいだに争いがあった。これを寺社奉行が裁いたが、たまたま高田には伏見宮から養子がいっており、吉宗夫人も伏見宮から迎えたという関係で、吉宗の耳には高田に理があるように聞こえていた。そのため他の奉行たちは将軍の意向をくんで高田の勝訴にしようとしたが、総茂だけは断



「有徳院実紀」付録忠相記事

然本願寺に理があるとてがんばり、条理をつくしてとうとう吉宗を屈伏させ、本願寺の勝訴としてしまった。それからまもなく若年寄に昇進したということが、室鳩巣の書簡に見えている。

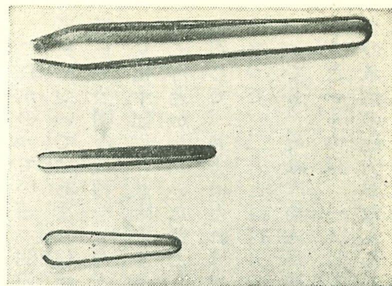
山田奉行時代の忠相の逸話も、いかにも吉宗の気に入りそうなことといってよい。この逸話は忠相の事績のなかでも、はなはだ有名になっており、「徳川実紀」の編者も「有徳院実紀」付録巻七および「惇信院実紀」巻十五に引用している。

しかしこれには疑問がある。というのは、幕府の訴訟制度において、違った領主の支配する土地や人民に関する訴訟は、評定所で審理することになっている。したがって山田と松坂とのあいだの事件について山田奉行には裁判権はないはずである。山田領の者が訴え出るとすれば、訴状に寺社奉行の裏書と判をもらって評定所へ出すことになる。そのさい、支配する奉行からも評定所に届出が必要となっているので（ただし、これは享保六年に成文化された規則であるが、慣例としてはそれ以前から

もおこなわれていたかと思う）、もし山田奉行が領民の行動に干渉するとすれば、その届出を拒否し、領民の訴訟を評定所に受領させぬようにすることである。かの逸話が、歴代の山田奉行が評定所への届出をしぶっていたのを、大岡忠相が敢然届け出たという話ならばありうることであるが、忠相がこれを裁いて紀州藩の領民を罰したということは、ありえぬことである。おそらくこの話は、たまたま吉宗が紀州藩主であり、忠相が山田奉行であったところから、のちに吉宗によって忠相が登用され、栄進した因縁を紀州・山田時代に求むべく創作したものであろう。

これがのっている「明君享保録」は宝暦年間に書かれたものであるが、記載されている個々の事実についてはあまり信用できない。しかしこの逸話は、忠相が当時の人々から、権威に屈せぬ厳正・公明な裁判をした人だと考えられていたことを物語っているといえよう。

文化十三年、武陽隠士某という名で江戸時代後半期の社会・世相を評論した「世事見聞録（せじけんもんろく）」巻七に古老から聞いた話として、次のようなことをのせている。すなわちあるとき、吉宗が越前守を召して、其方はどれほど人を殺したかとたずねた。すると越前守は二人殺したと答えた。吉宗は笑って、二人とは百分の一の数か千分の一かと問うと越前守は、たくさん死刑を申し渡したといっても、それは当人が罪科を承伏したうえでのことであるから自分が殺したことにはならない。二人というのは、一人は私の詮議がきびしすぎて無実の罪に陥り、死刑になった者である。この者の承伏の仕方がなんか心がかりだったので、のちのちよく調べたところ、真犯人がほかにいた



忠相が使った毛抜き（いちばん上の毛抜きの長さ20センチ）現大岡家所蔵

ことがわかり後悔した。もう一人は死刑に相当せぬ者を牢死させたと答えたという。弘法にも筆の誤りというべき逸話であって、それだけ忠相の名奉行ぶりが理想化されているのである。

　また大岡家には忠相が使ったという大毛抜きが現存している。これは忠相が判決を考えるさい、常に瞑目して鬚をぬくのに用いたものという。穂積陳重は『法窓夜話』で、これは京都所司代板倉重宗が訴訟をきくとき、常に茶臼で茶をひきながら障子越しにこれをきいたという逸話と同様、心を平静にし、注意を集中して判断の公正を期そうとした精神であると述べている。要するに厳明・公正、これが逸話のえがきだす大岡忠相の性格の第一である。

　次に忠相の性格として広く知られているのは、その機知・頓才ぶりである。前にあげた裁判物語のなかにもしばしばそれが表わされている。どこまでも自分は権兵衛だと言いはる直助を放免すると見せかけて、気のゆるんだところへ突如「コリャ直助」と本名を呼びかけて、とうとう白状させてしまうところなど、その最たるものであろう。

　享保・元文のころ、幕府の大番士がその見聞をあれこれ書き記したものと伝えられる「八水随

筆」によると、あるとき越前守は荻生徂来を招いて、自分は大役をおおせつけられている身であるが、学問がなくては万事行ないがたいと思うから入門したいといった。これに対し徂来は、もっとものことであるが、あなたには頓知があってよく訴訟を裁いておられる。いまから学問をするとかえって勤めが粗略になるおそれがあるから、学問はせぬほうがよいと答えた。越前守が、それでは学問をした者は、役儀が勤めがたいのかとたずねると徂来は、奉行の大役を勤めた者はおおく博学であるが、学問は幼少から学んで自然にその道を得べきもので、急に学んで用に立つものではない。なまじ学問をした者は、万事が非に見え、かえって用に立たぬものである。あなたは今までの裁き方で人を得心させているからそれでよいとさとした。それ以後越前守は、学問したいと言わなくなったという。真偽は論外として、忠相がはなはだ頓知にたけていたと考えられていたことを示しているといえよう。

　このような忠相の機知・頓才と関連して、彼がしばしば表面とは逆の効果をねらった判決をした話が伝えられている。落語の「五貫裁き」などもその一例であって、懲らしめられるのは五貫文の過料を申し渡された職人ではなくて、表面勝訴した因業な大店の主人である。

「甲子夜話」巻六によると、あるとき紀州藩邸で薪代金千二百両ほど支払いがとどこおった。出入りの薪屋がこれを訴え出ると、越前守は藩の勝手役人を呼びよせ、これをどうするかとたずねたが、役人は返事をしなかった。すると越前守は薪屋にむかい、これは其方の損失にせよとて帳

面に墨で棒引きをしてしまった。紀州藩の役人が藩邸へ帰ってこのことを報告すると、藩ではそれは捨て置きがたいとて、とどこおった金をのこらず支払ったという。

また「翁草」巻五には、あるとき五歳の子と七歳の子とが遊んでいて、五歳の子の持っていた竹で七歳の子があやまって突かれて即死した。死んだ子の親は五歳の子が殺したのだとて、その子の処刑を申し立てた。越前守がいろいろ言って聞かせたが聞き分けない。そこで越前守は、たって願うならばいかにもそのとおりにしよう。しかし十五歳未満の者の処刑の例はない。そこで十五歳になるまで八左衛門島（原文のまま）にやっておこう。しかし幼稚の者だから世話する者がなくてはならぬ。ついては願人のほうから乳母を召しかかえてつけておけ。毎月一度ずつその子を奉行所に連れてきて改めを受けよと申し渡した。これには処刑を申し立てた親のほうが迷惑して、これを願い下げにしたという。

このように大岡裁きには、単なる理詰めでない人情の機微にふれるような判決が伝えられている。大岡裁きに庶民的人気があるのも、このような機知・頓才による明快な、人情味ある裁断が、江戸っ児の気性にうけるところ多分にあったからであろう。

また忠相はよく下情に通じていたという。「甲子夜話」巻八には次のような逸話をのせている。

一日いづれの町よりか、其店（たな）に無商売にて相応に暮すものありとて訴へ出しを、与力取次て申聞ければ、白洲へ呼出し、越州出座して、其方は地捜（じさがし）かと尋ぬ。左候と申ければ、許しや

れとて座を起ける。又町より、肴売を、其最寄寺院の女犯の媒するとて訴へ出しあり。是も白洲にて、其方は南向か北向かと尋けるに、南向に候と答ければ、大目に見てやるぞ、北向ならば許さぬぞと言棄て起て入りける。後に、与力何事なりやと問しかば、是等のことも知らで町与力が勤るものかと叱り付けられ、与力も胆を落せりとなり。この南向とは僧の肴喰ことなり。北向とは女犯のことなりとぞ。地捜とは、旱天に夜中道路に落たるものを拾ひ、売代なして活計にする名なりとぞ。

下情に通ずるということは、忠相を登用した将軍吉宗についてもいわれていることである。名君とか名奉行とか称せられる人の条件の一つである。

吉宗と共通した性格としては虚礼を廃し、事務的に行動をしたという点もあげられる。吉宗については、たとえばある夜、老中が用件のため将軍に謁したところ、吉宗は寝衣のまま出てきたという。そうして老中には昼夜いつも心安くあって話さねばならぬのだから、そのさいいちいち着物を改めるにもおよぶまいといったと伝えられる。

忠相にも似たような話がある。これは寺社奉行に昇進してからのことというが、彼があるとき同役の家をたずねたところ、取次の者が玄関の式台をおりて下座の場へ行こうとするのをとどめて、自分はしばしば用談にくるのであるから、そのような客あしらいは無用にしてくれといった。それからは取次の者は下座の場へ行かなくなったという話が「翁草」巻五に見えている。

吉宗はさかんに人材を発見して登用し、いわゆる享保改革遂行の手足とした。大岡忠相はその代表者というべき人物である。その忠相もいろいろ人材を取り立てているが、それに関して次のような逸話がある。

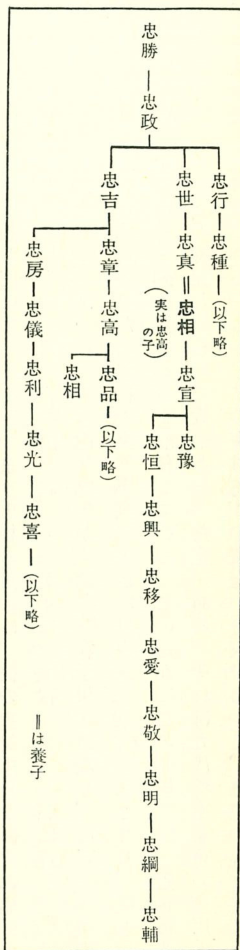
当時算術の名人といわれた野田文蔵を越前守が呼び、足下は算術に熟達していると聞きおよんでいるが、私の望みの割算をここでして見せてくれといった。文蔵はどんなめんどうな計算問題がでるのかと思っていたところ、百を二つに割ればいくつかという問いである。すると文蔵は、では算盤を拝借したいといった。近侍の者が算盤を持ってくると文蔵は姿勢をただし、百を二で割ればこのとおりと、まず百の玉をおき、目安を二とおき、二一天作の五となるから五十になりますと答えた。越前守は手をうって、まことに算用の名人であると感嘆し、やがて勘定方の役人に登用したという。これは「当世珍説要秘録」「隠秘録」などに見えている話である。

大岡忠相に関する逸話は、なお大小いろいろと伝えられているが、そのなかの有名な話をかかげてみた。それらの真偽はさておいて、その逸話を通じてえがきうる忠相の人間像を考えると、権威に屈せぬ厳正・公明、機知・頓才、人情味、下情通および人材の発掘力というような性格・能力をもった人といえようか。このような忠相像というものが、実際の彼の公的活動のどこに由来するのか。以下彼の系譜・経歴にはじまって、町奉行・寺社奉行時代の幕政における足跡をたどってみよう。

系譜と経歴

大岡忠相は延宝五年（一六七七）弥右衛門忠高（後に美濃守）の四男に生まれた。貞享三年（一六八六）すなわち十歳のとき（年齢はすべて数え年とする）、同族忠右衛門忠真の養子となる。

この大岡という家は近世に入ってから大流三家に分かれ、いずれもほぼ同じくらいの、中級の旗本である。すなわち長兄の家は忠種のとき、寛文十年大目付まで昇進し、従五位下佐渡守に叙せられ、一三〇〇石を知行している。中の家つまり忠相の養家は、彼の養父忠真が御先鉄砲頭・駿府定番などを歴任し、延宝七年には布衣を許され、元禄七年には家禄一九二〇石に達している。また末の家つまり忠相の実家では、忠相の曾祖父忠吉が東福門院和子付きとなり、従五位下美濃守に叙せられ、二三〇〇石を受けた。忠相の実父忠高のときには家禄二七〇〇石となり、従五位下美濃守、目付・奈良奉行・御先鉄砲頭等を歴任している。このほかにこの一族では、近世後半期に入って栄進し、忠相の養家とならんで大名となった家がある。それは九代将軍家重の側用人をつとめた大岡忠光の家である。しかしこの家は忠相の実家の分家であって、忠光の代まではわ



ずか三百俵の少禄の旗本であった。それゆえ、大岡氏の長兄の家、および忠相の養家や実家より一段格が下である。

近世初期の秩序未確立の時期はしばらくおき、身分制的秩序が確立してくると、幕臣のなかにもいろいろの家格が生じてきた。まず大きい区別は万石以上と以下の区別である。万石以上は大名、万石以下は旗本・御家人といわれる。大名にもまたさまざまの家格が生じているが、万石以下のなかの区別として重要なのは、お目見以上と以下の区別、つまり将軍に謁見を許されるか許されぬかという身分の区別であって、通例お目見以上を旗本、お目見以下を御家人という。したがって旗本というのは、幕臣のなかに、上限は万石以下、下限はお目見以上ということになる。

この旗本のなかにまた家格の別がある。その一つは家禄の石高を基準とするもので、三千石以

上と以下とにわかれる。三千石以上の旗本は無職のとき、または役職を辞したとき、寄合(よりあい)という組に属する。三千石以下は小普請(こぶしん)に入る。実質上の義務等は変わりはないが、小普請には役職にあって何か失敗をし、咎めをこうむった者が処罰として入れられる場合があるので、小普請入りということは、旗本としてあまり名誉なことではなかった。要するに三千石以上は、旗本の上級に属するといってよい。

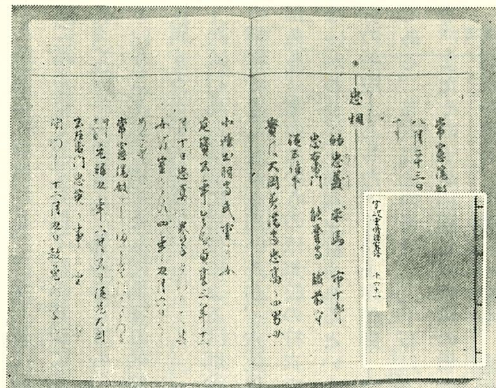
次に石高とは別に官位による区別があった。幕臣の場合、従五位以上は公家の官位、つまり令の制度による官位を用いたが、六位以下は用いなかった。そのかわり布衣を許されるという身分がある。布衣というのは無紋の狩衣で、公家においては六位相当の衣服である。幕臣には六位がないかわりに、布衣を許されるという身分の一段階を設け、これによって単なるお目見以上の身分の一段上とした。その上が叙爵、つまり従五位に叙せられ、それに相当する官に任ぜられるのである。布衣以上の者は、三千石以下であっても、役職を辞したとき小普請に入らずに寄合に入る。またその子が相続して無職の場合にも同様である。

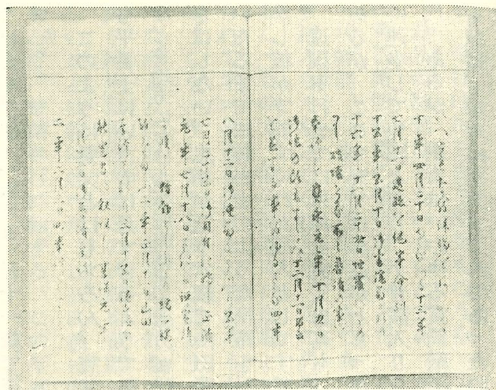
大岡氏の場合、一番兄の家も、忠相の養家も実家も、だいたい二千石前後の家禄であって、一方叙爵するかまたは布衣を許されている。したがって旗本としては中級に属するといえよう。

このような家格は、十七世紀のなかばごろ以降、つまり寛文ごろからのちになると、忠相・忠光のようなまったく特別の例を除き、原則として父子代々世襲され、家禄にもほとんど変更がな

いのである。

さて、忠相は上述のような中級の旗本の家に生まれ、同族で同格の家に養子にいった。そうして元禄十三年（一七〇〇）養父忠真が死去したので一九二〇石を相続し、まず寄合に入った。ついで同十五年二十六歳のとき、書院番の番士に召し出された。





「寛政重修諸家譜」（徳川一族とお目見以下の家を除く全幕臣の系譜集。1530巻。文化9年完成）大岡忠相譜

書院番は小姓組とともに両番といわれ、将軍の親衛隊というべき職務である。忠相のような中級の旗本は、まずこの両番のいずれかの番士を振り出しにするのである。彼の実父忠高は万治二年（一六五九）二十五歳で、養父忠真も同年二十三歳で書院番士となっている。

両番士にはじまる彼らの役職昇進のコースにおよそ二通りある。一つはやがて番士の組頭となり、ついで番頭となるコースでこれを番方という。もう一つはこれから述べる忠相のような昇進経路をたどるもので、これを役方という。概して番方にすすむ者のほうが家格が高く、上級旗本の職といいうる。ときには万石以

上の者で番頭を勤める者もあった。番方というのは将軍の身辺や江戸をはじめとする各地の城を警備する役であり、役方は行政職である（もっとも役方昇進コースのなかにも、徒頭とか御先鉄砲頭などという武備関係の職も入っている）。武家政権として行政職よりも警備の役を重んじ、高い家格の者をこれに任じたのであろう。身分の高い旗本がおごそかに警備しているということは、将軍や幕府の権威をたかめていたことかもしれぬが、幕府の政治に手腕を振うという機会はない。忠相が役方コースの家にいたということが、後世その名をあらわす必須の前提条件であったともいえるであろう。

宝永元年（一七〇四）には忠相は徒頭にのぼり、布衣を許された。時に二十八歳。実父忠高は三十三歳のときであったから忠相より五年おそく、養父忠真にいたっては二十年間番士をつとめ、ようやく四十三歳にして徒頭にのぼり、布衣を許されている。今後養父とはやや職歴をことにするが、実父とはほとんど同種の職歴をたどる。しかし昇進の速度はずっと早い。すなわち実父は徒頭に十六

年在任して四十九歳で目付へのぼったのに対し、忠相は宝永四年（一七〇七）三十一歳で使番にうつり、その翌年には目付となっている。そうして目付を四年つとめ、正徳二年（一七一二）三十六歳のとき、山田奉行に任ぜられ、この年叙爵して従五位下能登守を名乗っている。実父忠高のほうは貞享二年（一六八五）五十一歳で奈良奉行にのぼり、元禄二年（一六八九）従五位下美濃守となった。

　このように養父とはもちろん、実父にくらべても忠相の昇進はかなり早い。養父忠真が二十年も平番士にいたのは長すぎるようであるが、実父忠高の場合、五十歳前後で遠国奉行（奈良奉行など各地方における幕府直轄都市等の奉行をいう）を勤めるのは、他の例から考えてけっしておそすぎはしない。忠相が三十六歳で山田奉行に任ぜられたのが、早い昇進であったのである。ここにいたるまでに彼がどのような活躍をしたのか、その事績も逸話も残念ながらわかっていない。しかし彼が才能すぐれた役人としてすでに上層部に認められていたことは想像して誤りあるまい。

　遠国奉行までは忠相も実父忠高も、年数の差こそあれ、ほとんど同じ昇進経路をたどったのであるが、ここで実父は昇進がとまった。これは元禄六年、長男忠品が将軍から勘気をうけたことに連坐して免職となり、小普請入りをさせられてしまったからである。当時は五代将軍綱吉の時代であるが、綱吉はいわゆる賞罰厳明という方針のもとに、諸役人をきびしく取り締った。しかも彼は、はなはだ気まぐれであったので、極端にいえば昨日気に入られて役が昇進したと思った

ら、今日はたちまち勘気をこうむって処罰されてしまうという状態であった。

　忠品の勘気はどういうことであったのか明らかでないが、とにかく忠相の実父と長兄は、綱吉の賞罰厳明政策の犠牲者の一人だったのである。ところが忠相にとっては幸運なことに、彼はまだ相続前、つまり部屋住のときであった。もし番士になった後でこの事件がおこり、連坐して小普請入りでもさせられたら、その昇進ぶりは頓挫してしまったであろう。しかし事件はその前におこったので、彼の昇進には影響していない。また彼は前述のようにおそらく幕府上層部に認められて早い昇進を続けたのであろうが、運よく気まぐれ将軍の賞罰厳明政策の餌食とならなかった。こういうところも彼の才能がすぐれていたゆえかもしれぬ。

　このようにおそらく能吏の定評をうけつつ忠相は山田奉行に昇進した。ここで通説だと山田領民と紀州領松坂の者との訴訟を裁断して、吉宗に認められることになるのであるが、この話が怪しいことは前に述べた。ここに彼は四年とどまって、正徳六年（享保元年　一七一六）二月江戸にもどり、普請奉行に転ずる。この年五月、八代将軍として吉宗が紀州から迎えられた。そうして翌享保二年二月忠相は町奉行に昇進し、能登守から越前守にあらためた。

　ここまでの職歴だけをみると、いわゆる役方の昇進経路としては、さほど珍しいものではない。しかし四十一歳の町奉行というのは例外的に若い。彼と同僚またはその前後の町奉行の就任年齢をみると、丹羽長守が六十、松野助義が五十六、坪内定鑑が五十八、中山時春・諏訪頼篤が六十

三、稲生正武が四十九、松波正春が六十二と、ほとんどが六十歳前後になって町奉行に就任している。わずかに稲生正武がやや忠相に近いのみである。正武はかなり昇進がはやく、二十七歳で徒頭、三十歳で目付と忠相より若干はやく昇進し、四十一歳で勘定奉行となっており、これを八年つとめて町奉行となった人である。勘定奉行は幕政上の要職であり、ことに享保時代にはその重要性がいちだんと増したのであるから、それに若くして就任した稲生正武もなかなか才腕にひいでた人と見るべきであるが、とにかく町奉行就任の年から考えれば、忠相のほうがなおかなり若いのである。

享保二年は前に述べたように、大目付横田由松を一挙三倍の家禄に加増したり、石川総茂を若年寄にしたり、またこれは自然の順序ともいえるが、数年後からは吉宗のよき補佐役として享保改革前半の中心となった水野忠之を京都所司代から老中に昇進させたり、吉宗の人材登用のはじまった年である。当時七十歳の坪内定鑑、六十六歳の中山時春のなかへ四十一歳の大岡忠相を新任の町奉行として加えたのも、吉宗が大いにその才能に期するところあったからであろう。

町奉行就任年齢の若さとともに特筆すべきは、その在職年数の長さである。ふつうは在職五、六年であるのに、彼は享保二年（一七一七）から元文元年（一七三六）まで十九年在職している。これと比較するため、町奉行の制度が確立した寛永末期以降の奉行のなかから、比較的長期在職者をえらびだしてみよう。

神尾（かんお）元勝　寛永一五―寛文一（一六三八―六一）　二十三年
渡辺綱貞　寛文一―延宝一（一六六一―七三）　十二年
島田利休（としやす）　寛文七―天和一（一六六七―八一）　十四年
北条氏平　天和一―元禄六（一六八一―九三）　十二年
丹羽長守　元禄一五―正徳四（一七〇二―一四）　十二年
松野助義　宝永一―享保二（一七〇四―一七）　十三年
坪内定鑑　宝永二―享保四（一七〇五―一九）　十四年
依田政次　宝暦三―明和六（一七五三―六九）　十六年
土屋正方　宝暦三―明和五（一七五三―六八）　十五年
牧野成方　明和五―天明四（一七六八―八四）　十六年
曲淵景漸（まがりぶちかげつぐ）　明和六―天明七（一七六九―八七）　十八年
小田切直年　寛政四―文化八（一七九二―一八一一）　十九年
根岸鎮衛（やすもり）　寛政一〇―文化一二（一七九八―一八一五）　十七年
榊原忠之　文政二―天保七（一八一九―三六）　十七年
筒井政憲　文政四―天保一二（一八二一―四一）　二十年

すなわち忠相の町奉行在職十九年はまったく桁はずれに長いというものでもないが、これを超

えるのは、近世初期の神尾元勝と末期の筒井政憲、同年数が小田切直年のみであって、他はいずれも忠相におよばない。ただし忠相より後の奉行には、かなり在職の長い人がつづいている。またこれらの奉行のなかに、なんらかの形で名奉行といわれる人が多いのは、やはり在職年数の長さと無関係であるまい。

忠相は町奉行在職中、享保十年には二千石の加増をうけ、都合三九二〇石を知行することになった。一挙に倍以上の家禄となったのである。これよりさき、享保八年に幕府は足高（たしだか）の制度というものを設けた。これは有能な人材を抜擢して要職につかせようとする場合、それまでの俸禄が低くて、高い職につくには経費の負担にたえぬことが往々ある。といっていちいちそれに加増していたのでは、その加増分も原則として世襲されるのであるから、幕府財政上まかないきれなくなる。そこで主要役職に基準の家禄（役高という）をさだめ、それに達しない者に対してのみ、在職中その不足分を加給するという制度を設けた。これが足高である。たとえば町奉行の役高は三千石、したがって三千石以下の家禄の町奉行は在職中加給されて三千石となる。大岡忠相は一九二〇石であったから一〇八〇石の足高をうけたのである。

この制度を設けて以来、幕府は抜擢した者にもほとんど加増しなかった。それでも在職中は、どんな微禄な者も相応の禄を加給されるのだからよかったのである。ところが忠相に対しては、その原則を破って加増した。しかもそれは町奉行の役高三千石を九二〇石も上廻るものであった。

だいたいこのころの町奉行の家禄は、千石ないし千五百石で、松波正春のごとき、わずか五百石であった。これをみればいかに忠相が優遇されたかがわかるであろう。

やがて彼は元文元年（一七三六）五月、寺社奉行に昇進し、二千石の加増をうけて家禄は五九二〇石となり、これに寺社奉行としての足高を給せられて、万石格つまり大名としての待遇をうけることになった。寺社奉行は町奉行・勘定奉行とともに三奉行と称し、この三奉行が幕府の最高裁判所というべき評定所運営の中心になるのであるが、他の二奉行が旗本の役であるのに対し、寺社奉行は大名の役となっている。多くの場合、譜代大名がつく最初の役職であって、これから若年寄→大坂城代→京都所司代→老中へと昇進してゆくのである。したがって旗本がこれに任ぜられたというのは、まったく稀有のことであった。

近世初期には板倉勝重は町奉行から京都所司代となり、青山忠成・内藤清成は後の老中に相当する職と町奉行とを兼務したというが、当時は職制も職格も未完成のときである。しかも天正十八年（一五九〇）家康が関東へうつって以来、関が原の役（一六〇〇年）後にかけての十数年間における江戸の市政は、いわば全国制覇の根拠地建設であるから、その重要性は後世の比ではない。町奉行に老中級の人が任ぜられたのも当然といえよう。しかし幕府の支配体制が確立し、秩序が固定してくると、幕府政治における江戸の市政の比重がさがってきた。そうして町奉行も中級の旗本の役という格式が定まったのである。

前に述べたように、二十何歳かで番士となった中級の旗本が、役方のコースをたどって町奉行に到着するのが六十歳前後である。六十歳といえば当時としては老齢である。この間病死する者もあろう。病身のため退職する者もあろう。またなにか失敗をして免職される者、能力がなかったり、上司に認められなくて昇進しえぬ者もある。このようなさまざまの障碍を運よくのりこえて、ようやくこの町奉行という職にたどりつく。たいていの者はこれを五、六年つとめているうちに病死するか、または辞職して寄合に入ったり、あるいは息子に家をゆずって隠居をしてしまう。いわば中級旗本の役方コースをたどった者の終着駅である（町奉行よりやや職格が下とされる勘定奉行の場合もほとんど同様である）。

やや例外的にここからもう一段上へのぼる場合には、留守居か大目付へのぼる。したがって忠相が町奉行から寺社奉行へ昇進したということは、幕府の職制確立以後その例を見ぬことであった。彼が若くして町奉行になったこともその才能のゆえであったろうし、これを十九年にわたってつとめたことも、将軍のなみなみならぬ信任によるものであろうが、ことに寺社奉行昇進はまったく破格の抜擢であった。

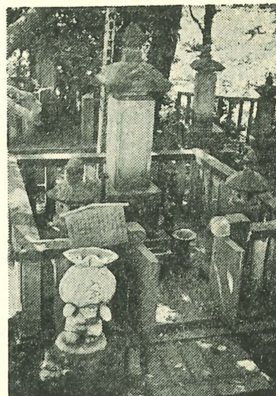
ところで寺社奉行はたいていの場合奏者番と兼務であった。奏者番というのは、年始・五節句や毎月の一日・十五日に諸大名以下が将軍に謁するさいこれに付き添い、また献上物などを将軍に披露するのをはじめ、殿中における儀式に関することを執行する職務である。しかし大岡忠相

は、はじめ寺社奉行に任ぜられたが、奏者番には任ぜられなかった。前に述べたように奏者番・寺社奉行は譜代大名の役であり、しかもこれは大名がいちばん最初に任ぜられる役であるから、三十歳代または四十そこそこの比較的若い人が多い。そこへ六十歳の老旗本が入ってきたので、同役たちはあまり喜ばなかったらしい。忠相がはじめて寺社奉行として江戸城中の控え室に入ろうとしたところ、同役の者が、ここは奏者番の控え室であるから、奏者番を兼務していない忠相は入ってはならぬといって入室させなかった。これを聞いた将軍吉宗はその隣に寺社奉行の控え室を設けてやったという。

このように忠相は、はじめのうちなにかと意地悪なことをされたらしいが、謙虚にはるか若輩の同役をたてていた。彼が同役の家を訪ねたとき、取次の者の下座を止めさせた話を前に記したが、これは忠相が事務的に行動したことを示すとともに、また同役に対する謙虚さを伝えるものでもある。彼は同役の家を訪ねてもその家の主人とはあわず、休息しておられる折からとて、かならずその家の才能ある用人と面会して用件を伝えてもらったという。相手は若い大名育ちであるから、なまじ入り組んだ用談を直接話したのでは、かえって間違いのもととなるので、それよりは物慣れた用人によくのみこませて、返事はあとから聞くほうがよかったのである。このように忠相は寺社奉行に抜擢されてのち、いろいろと同役の者に気をくばっていたことが、逸話として残されている。しかしほどなく彼のすぐれた能力と人格とがわかったのであろう、やがて同役

から師のように尊敬されたという。

寛延元年（一七四八）にいたって彼は奏者番兼務を命ぜられるとともに、従来の足高分を家禄に加えられ、ここに大岡忠相は一万石を領し、三河国額田郡西太平に陣屋をおく譜代大名の一人となったのである。旗本から大名になることは時おり見られるのであるが、ほとんどの場合それは将軍側近の役人である。大岡忠相のように番士から役方の職務を経歴して、やがて大名にまでなった例はほかにはない。



大岡忠相の墓

このようにとくに晩年、彼は将軍吉宗によって大いに抜擢せられた。名奉行としての事績・逸話の伝えられる人もけっして少なくないなかで、特別に忠相が有名な理由の一つに、かかる異例の栄進が世人につよい印象を与えたということが当然あげられよう。

かくも忠相を信任した吉宗は、宝暦元年（一七五一）六月二十日、六十八歳をもって死去した。この後、忠相は健康すぐれず、辞職を願ったが許されず、ようやく同年十一月寺社奉行のみ免ぜられた。やがて同年十二月十九日、吉宗のあとを追うかのように歿した。年七十五。法名を松運院興誉崇義という。墓所は大岡家菩提寺、現茅ヶ崎市堤、窓月山浄見寺にある。

享保時代の裁判と法律

名奉行といわれる事績や逸話の伝えられる人も数多いなかで、とくに大岡越前守忠相の名が後世ひろくしたしまれ、多くの同僚たちの事績をも吸収してしまって、名裁判官の理想像として仰がれるにいたった理由は、前に述べたように彼の異例な栄進がつよい印象を与えたことにあるといえよう。

ところで彼は実際にどのような仕事をしたのか。これについて、とくに彼の名を高からしめている町奉行時代の事績を中心に眺めてみよう。その町奉行の仕事には、大別して行政官としての職務と裁判官としての職務とがあるが、忠相が名奉行として知られているのは、もっぱら裁判官としてであるから、まずその方面から述べてみよう。

ただし町奉行は忠相就任当初は三人、享保四年からは二人、ほかに評定所を構成する奉行は寺社奉行と勘定奉行（ともにだいたい四人）とがあり、ことに後者にはのちに述べるように当時かなり多くの人材がでている。これに加えて老中にも享保前半期には水野忠之、後半期には松平乗邑（のりさと）

という有能な人物がいた。さらに将軍吉宗の意見もかなりあったようであるから、忠相単独の事績というものはなかなか判定しにくい。また町奉行所における裁判も、「大岡政談」など実録物にあるような単純なものではなく、奉行の配下の与力・同心等の活躍によるところすこぶる大きいのである。もちろん経歴から考えても、忠相はなみなみならぬ才能をもち、業績も大いにあげたからこそ破格の抜擢も受けたのであろうが、ここでは忠相個人にかぎらず、ひろく享保時代の裁判や法律に関する施策を眺めてみることにしよう。

乱れていた幕府の裁判

享保時代の裁判・法律関係の施策を考えるために、まずその前代、正徳時代の状態について述べておく必要がある。これに関して、町奉行所ではないが、評定所における事例を新井白石が「折たく柴の記」にかなりくわしく記しているので、その一部を紹介しつつ、正徳時代の評定所運営の様子を眺めてみよう。

信州松代から江戸にでて商売をしている者があり、その妻は武州河越の在の者であった。正徳元年七月、妻の兄がきて夫を河越へ連れていった。数日してまた兄がきて、お前の夫は商売のため故郷の松代へいったから、帰ってくるまで実家で待っているようにとて連れて帰った。ところが何日待っても夫は帰ってこない。すると八月一日、近所の川に死体があるということを耳にし

た。胸騒ぎがして川までいってみたが、水の中にうつ伏しているのでよくわからない。その顔が見たいと思ったが、女が死体を引き起こすわけにもゆかず、父も兄もお前の夫であるはずがないと相手にしてくれない。しかしどうしても我慢できず、名主にたのんで死体を引き上げてみたところ、わが夫であった。そこは秋元喬朝(たかとも)の領地なので、その役人が調べたところ、妻の父と兄とで殺したことが明らかになった。この二人の罪は明白であるが、かの妻は、父を訴えた罪の疑いがあるのでいかが取り計らうべきかと秋元喬朝から幕府に問い合せてきた。時の将軍家宣は同月十七日進講の終った後、白石に向って意見を問うた。白石は帰宅後、室鳩巣とこれを相談して一つの意見をまとめた。

評定所では、貞享四年四月、自分の夫と養母とが密通したことを告訴した妻に対し、禁獄一年、その後これを婢(ひ)にくだした例をあげて、これによるべきだという意見を上申した。また大学頭林信篤は、「論語」にも父の悪を隠すのを直しと見えているから、父の罪を訴えた者は死刑にすべきだと答申した。しかし家宣はこれらの意見に賛成しかねたので白石の考えを求めたのである。

白石の意見は、女は嫁すれば夫に従い、夫を天と仰ぐべきものである。したがって父が夫を殺したことを告訴しても、通例の父母を告訴するの律をもって論ずべきでない。ましてこの事件は、名主にたのんで死体を引き上げてみたらそれが夫であった。そうして父と兄とが犯人であることをつきとめたのは役人であって、かの女が告げたのではない。それゆえこの女を罪する理由はま

ったくない。ただつけ加えれば、この後この女は尼寺に入り、父と夫との財産を合せてその寺に入れ、死者のために供養させればよかろうというのであった。家宣はこの意見をいれ、秋元喬朝もそれに従って取り計った。

それからしばらくして遠州の浦に難破船が漂着した。そこへ近所の者が押しかけてきて船をこわし、積荷を奪い取った。船頭が刀を抜いてそのなかの一人を傷つけたので、これが表沙汰となった。ところが船頭は調べられたとき、自分の金を入れておいた物も盗まれたといったが、これが偽りであることが発覚した。

この事件に対し評定所では、村々の者どもが盗んだのは事実であるが、あまりに人数が多いから罪科に処するわけにゆかない。ただ船頭は虚偽の申立てをしたのだから首をはねたらよかろうということに決した。

家宣はこの決定に不満足であったので白石の意見を求めた。白石は、船の積荷を盗んだことが明白ならば、何万人であろうと罪すべきである。寛永十三年の法に、船頭が浦の者と謀って積荷を盗んだ場合には、船頭はもちろん共謀者も死罪に処し、浦のすべての家から罰金を出させるとある。これによって、主謀者を処刑し、浦々からは家ごとに罰金を出させて、これをもって船頭に補償金として渡したらよかろう。船頭が金入れを盗まれたと虚偽の申立てをしたのは、物を盗まれた怒りのあまり、相手の罪を大きくしてやろうと思ったのか、あるいは船の物をすっかり盗

まれてしまって証跡がないので、自分の金も盗まれたといえば、当局も訴えを取り上げるだろうと思ったからであろう。物を盗んだ者と、盗まれたことについて虚偽の申立てをした者と、一体どちらが罪が重いというのか。罪の重い者の人数が多すぎるとて刑を免かれ、罪の軽い者のほうがかえって処刑されるとは、いかがなことであるかという意見を述べた。家宣はこの意見に従ったという。

正徳三年七月に大和川の魚梁船についての判決があった。これは摂津国から大和国におくる物を川船にのせ、河内国亀瀬まで行き、そこからは水が浅いので魚梁船という船に移して大和国へおくる。その船は慶長のころから大和国平群郡立野村にすむ安村喜右衛門という竜田神社の神人が支配し、その運賃の利によって竜田神社の修造費にもあて、また幕府に運上銀三十枚を献じていた。ところが元禄十年になって立野村の村民が、銀百五十枚の運上をだすから魚梁船を支配させてくれと願い出た。立野村は幕領であり、しかも運上を五倍にするというので、安村の支配を停めて立野村民にその権利をあたえた。

その後、宝永五年大和の幕領・私領五百三ヵ村の百姓が奈良奉行三好備前守に訴えるには、立野村の者は賃銀をどんどん値上げし、しかも船が破損しても荷物の補償をしないのみか、ほしいままに積荷をかすめとるという。これにつづいて大坂の干鰯商人から、前々大和へおくる干鰯の船が破損したときは、船支配の者が弁償した。しかるに去年の大地震で船が破損したとき、その

ことを申し入れても弁償しないと訴えた。

そこで奈良奉行は弁償を立野村に命じたが、奉行のいうこともきかない。奉行三好備前守はこれを京都所司代に上申した。所司代松平信庸は、この件は評定所で扱うのか、それとも所司代で裁こうかと江戸に問い合せた。すると幕府はこれを勘定奉行荻原重秀に命じて審理させた。しかるに荻原重秀の報告は、もとの支配人安村が運上銀三百枚をだすから船支配権をもどしてほしいといっているのに対し、立野の者は三百二十枚だすといっており、立野の村は耕地も少なく、この収入によって年貢も納入しているのであるから、立野村民にこのまま支配させたがよいという、魚梁船支配に関することのみで、肝心の五百三ヵ村や大坂の干鰯商人の訴えた点は、まったく無視してしまった。幕府首脳部も重秀の意見のとおりで、この一件を終らせてしまった。

宝永七年将軍の代がかわってから、奈良奉行三好備前守は江戸に下向し、老中井上正岑にこの訴論を裁断すべきことを上申した。そこで正岑は、寺社奉行本多忠晴・勘定奉行中山時春に命じて審理させた。この二人が他の評定所一座の面々と相談して答申したのは、亀瀬から後で船が破損したならば補償することもあろうが、大坂から亀瀬までのことは知らぬという立野の申し分に理があり、そもそも補償するなどということは私約であり、公権の干与するところではないとて、訴訟却下の意見であった。老中井上正岑はこの意見により、訴訟人に二度と訴え出ぬという証文を書かせた。

三好備前守はこれを不満とし、正岑に、この訴訟は元来大和五百三ヵ村民が起こしたもので、大坂の商人の訴えはこれに付属したものなのに、裁断は大坂のほうについてのものである。末を論じて本をも規制するのは本末顛倒だといったところ、正岑は怒って、衆議によって決したことについて二度というなと抑えつけてしまった。ほどなく備前守は憤懣のなかに死んだ。かの安村も頼みにしていた備前守の死によって落胆したのか、つづいて自殺してしまった。こうしているうちに家宣が死去し、家継の代になると、安村の子が父の志を継ぐべくしばしば訴え出た。すると側用人間部詮房がどのように取り計ったのであろうか、前将軍の遺志として、魚梁船支配を安村の子にもどし、運上を免除することにしたのである。

正徳四年、人身誘拐事件が評定所の裁判にかけられた。これはその三年前の正徳元年、品川宿の旅籠屋の主人が、喜兵衛という者に下女を買ってくるよう命じた。そこで喜兵衛は方々廻り歩き、紀州船津村の貧農に女子が二人いるのを見つけ、うまくだまして両親ともに連れ出した。しかし遠州今切の関所が通れない。そこで土地の者をたのんで間道を抜けた。やがて品川にくると、旅籠屋の主人は、このような幼い女は役に立たぬとて、駿河の者と称して幼女二人を吉原に百五両で売った。そのさい、仲介料として三十四両二分を支払い、喜兵衛と娘の父には七両ずつしか渡さず、残り五十六両二分は自分のものとしてしまった。

そうしているうちに親子は、自分たちが関所破りをしたのだということを知らされて驚き、さ

っそく自首しようとしたが、周囲の者がなだめすかして思い止まらせた。しかし四年夏にいたってとうとう自分の領主紀州家へ自首してでた。この件が幕府にまわされ、評定所で審理することになったが、当時の評定所の面々は、ゆうゆうと長年月かけて審理するので、そのうちに五年の夏、父親は獄死してしまった（母親はこれより前に死亡）。やがて評定所がくだそうとした判決案は、かの父親は関所破りを知らなかったといっても、知ってからすぐ自首すべきを年月をへた罪は軽くないから、死体の首を切って紀州藩に渡し、郷土で梟首（きょうしゅ）したらよかろう。その娘は吉原の今の主人に下賜するか、婢としたらよかろう。また品川の旅籠屋の主人は追放か流罪がよかろうというのであった。

これを聞いた白石は驚いた。そもそもこの事件の発端は、かの旅籠屋の主人が人身売買の法を犯して下女を買わせたことにある。しかも彼は関所破りをしたことを知りながら、いつわって幼女を吉原に売り、身代金の過半を自分の懐に入れてしまっている。したがって罪がもっとも重いのはこの男である。関所破りをしたという当人は、親子夫婦もろとも誘拐されるような愚かな者だから、深くとがむべきでない。およそ勾引された者はその本主に還付するという法律があるから、かの姉妹は紀州藩に返したらよかろうと主張し、ことごとくそのとおり行なわれた。

また正徳五年春ごろにも誘拐事件が審理された。これは水道町の薬種商清兵衛という者が、伊勢生れの少年兄弟二人を召し使っていたところ、弟が行方不明となった。しかし乞食の子となっ

ているのをその兄が発見してようやく連れて帰った。するとそこへ山田政右衛門という浪人がきて、乞食の家にいた子は甲州の道三という者の子で、ある医師に召し使われていたが、よくないというので乞食にやったのだ、それをなぜ取ったのかと文句をつけた。

そこで評定所でこれを裁くことになった。評定所ではまず道三とその子とをあわせた。その子がこの人は知らぬというと、道三は父を知らぬことがあるかとなぐりつけたので、その子は逃げ去った。次に伊勢からその子の父というのを藤堂藩の家臣が連れてきた。するとその子は「お父さんだ」といってすがりついて泣き出した。またその子は父をおくってきた人たちをも知っていて、父を連れてきたことを感謝した。しかし道三も山田も承伏しないので判決しえぬという。そうしてぐずぐずしているうちに、道三も、乞食の子にされた少年も死んでしまった。こうなったら浪人山田も放免してやったらよかろうということになった。

大岡政談に実母養母の争いという話がある。一人の子を二人の女がわが子だと争った。一人は生みの母、一人はその養母であるが、養母が実母に返すのがいやになって、生みの母だと主張して争ったのである。これに対し大岡越前守は、二人でその子を引っ張らせ、引き勝ったほうを実母と認めようといった。そこで二人の女は子供の腕を引き合ったが、子供が痛いと泣くのを聞くや、一人の女は手を放した。すると越前守は手を放したほうこそ実母であると判定したという。

この話はイソップからとったものというが、この道三と伊勢の父との場合にも似ている。道三

が父を見忘れたかといって子供をなぐりつけるとその子は逃げ去った。伊勢の父には泣いてすがりついた。大岡裁きならばもうここで判決が下っているであろう。しかもその子は伊勢の父についてきた人たちをも知っているのである。ところがこれを扱った中山出雲守は、道三と山田が承伏せぬからとてぐずぐずしているうちに、当事者二人を死なせてしまったのである。

白石はこれを聞き、山田をあらためて訊問させると、古いことだからその子がはたして道三の子かどうかわからぬと主張をぐらつかせた。そこで白石は、その子が伊勢の者の子であることは明白であるが、道三の子がどうなったかを糺明するのは容易でなかろうから、山田の死一等を減じて遠流に処したらよかろうという意見を述べ、その意見どおりに処置された。

道三の子は山田がどうにかしてしまい、そのかわりに伊勢の子を誘拐して、これを道三の子だと主張したのではないかという疑いが当然生ずるのであるが、白石は、その子が伊勢の子だという証拠は明白であるにかかわらず、なおぐずぐずして判決しえぬような人々に、道三の子の詮議まで命じてもとても埒があかぬと思い、とにかく山田を流罪とすべしという意見を出したという。

正徳五年冬、越後国で大泥棒が逮捕された。これは盗賊改役をしている船越左衛門のところに告訴してきた者があったので、その者に案内させ、配下の同心を差し向け、同国蒲原郡安代・戸口の村境にいた五左衛門とその子分五人を捕えた。そこでこれをどこかに一時召し預けておこうとしたが、どこも言を左右にして預からない。安代（小浜孫三郎領）の者も戸口（新発田藩）の者も、

そこは村境だから自分たちの土地ではないという。近所の幕領芝原の者は、安代・戸口の者が預かるべきだといって拒否する。仕方なく出雲崎の代官所へ連れていって、そこに預けておこうとしたら、およそ盗賊はその場所に預け置くのが原則であるとて預からない。とうとう旅費がなくなってしまったし、彼らに対する関所通行証文もないから、そのまま江戸へ連れて行くことも不可能なので、その連中を釈放してしまった。そうして江戸へもどり、こんどは幕府から新発田藩に命じて、その者どもを護送させた。こうして評定所で裁くことになった。

ところが評定所の面々は、まず大盗の住んでいるところが安代か戸口か、つまり容疑者に対する審理よりも、容疑者を召し預かるべき責任はどこにあったかを、役人多数を派遣して調べさせようとした。これを聞いた白石は、問題はその者が真の盗賊か否かをまずきめることにあると主張して、実地検証の捜査陣派遣をとめさせた。そこで容疑者五左衛門を訊問すると、この者は幼少のとき父をうしない、その後乞食をしたり、方々に雇われたり、数年ずつ住んでは移り歩いたりした。その間二年ほど盗賊の仲間に入っていたこともあった。

やがて今から十二年前、安代・戸口の境に土地をもらい、そこを開墾してすみついた。かつて盗賊の仲間にいたとき、その連中と約束して、自分のすむ付近の村々には入らぬことにしてあるので、その近辺の村民は彼にたのみ、泥棒警備をさせていた。彼は自分の若いころのことを考え、よるべない若い者を養って従者とし、昼は耕作、夜は村々の警備をさせた。今は財産もあり、暮

しも安定しているので、何を不足に盗賊などしようかと答えた。近所の村の者の証言もそれと合致し、しかも宝永四年八月、近隣十五ヵ村の者が連署して警備をたのんだ証文もある。

一体どうして、そこかしこで強盗殺人を働いたなどと言ったのかと尋ねると、船越左衛門のところで調べられたとき、あまり拷問のはげしいのにたえがたく、どうしても無実を認められないのなら、少しも早く処刑されてこの苦しみから逃れたいと思って、あらぬ白状をしたという。そこで彼が申し立てた犯罪の実否を方々の土地でしらべると、まったく跡形もないことが明らかになった。

そこで白石は、彼がたといかつて盗賊であったにせよ、今その旧悪を追及して処刑すれば、昔盗賊であったが、今は改めて平民として安穏に暮している連中が、自分たちもどうしても旧悪を赦されることはできないと思い、だまって処刑を待つよりは、生きているうちは楽をしてやろうと、また悪事を働くかもしれない。それでは盗賊を治めるための刑罰がかえって盗賊を作り出す原因となるではないか。しかも彼の者のおかげで近隣十五ヵ村、盗賊を忘れることすでに十二年に及んでいる。もし今にいたって彼の者を旧悪によって処刑すれば、今後十五ヵ村の者は夜も安眠できなくなるであろう。よろしく彼を釈放し、今までのごとく盗賊警備に当らせるべきであると意見を述べ、衆議これに決したという。

これらの事例をみると、正徳時代の評定所の審理がいかに本末を見失い、無実に泣く者をつく

り、しかも非能率であったかが察せられる。町奉行所や勘定所の事例は明らかでないが、それらの奉行によって評定所が構成されていたことを思えば、また推して知るべきである。かかるなかにあって、新井白石こそはまさに「大岡政談」を実地にいったものというべきか。

白石の改革への努力

正徳時代の評定所機能の弛緩（大和魚梁船一件にも見られるように、問題は多分に元禄から尾を引いていると思われる）は上述の事例のなかにも明瞭であるが、当時、評定所の面々に発せられた訓令にその問題点がいろいろと指摘してある。次にそれを掲げてみよう。まず正徳二年九月には次のような令が発せられた。

一、寛永以後の規則によると、評定衆は卯半刻（午前七時）に集り、申刻（午後四時）に退出し、その日に決しかねたことは翌日再会し、なお決しがたいことは老中に言上する定めである。しかるに近年公事・訴訟も多くなって来ているにかかわらず、会合後間もなく退出するように聞こえている。もし道理を尽すことなく裁断するようなことがあれば、もっともよろしくない。

一、評定所ならびに諸奉行所において、審理はもっぱらその当事者の証言のみにより、道理のあるところを考えることなく、本旨をすて、枝葉のことを穿鑿しているという。ことに境界

論等、古来は評定所で詮議してことを決したのに、近年は代官所に命じて調べさせるため、よろしからざることがあるという。すべてこれらの類、何事にもその心得あるべきである。

また近年極悪の罪人を助けておき、目明し・口問などと名付け、容疑者の捜査・糾明に当らせ、それによって犯罪の事実等を決定しているという。たとい彼らの申すところ誤りがなくとも、奉行の面々がかかる者の力を借りて天下の政治を行なうとは甚だよろしくない。まして彼らは、あるいは遺恨により、あるいは賄賂によって理を非とすることなどしばしばあるという。よろしく自今以後、彼らの本罪を糺し、これらのことを停むべきである。

一、評定所において近年は十分議論もせず、最初言い出した者の意見にまかせて決定しているという。それでは評定衆が何人いても、詮議にも評定にもならぬではないか。今後は力を尽し、詮議・評定をするように。

一、遠国からの出訴者は長く滞留せぬよう取り計ってやるべきであるのに、近年は評定所・奉行所の審理遅延し、何年も滞留の者があると聞く。軽賤の者どもがいつまでも家業を放擲し、在所を放れては勝訴してもその費用は多大であろう。まして敗訴した者においてはいっそう迷惑し、はなはだ不便のことである。今後奉行の面々はこれらのことをよく考えるべきこと。

なお、奉行たちが老中に言上すべきことがおくれ、また質問を受けたとき、答えるところの意味がわからぬことがある。今後すべて滞りなく、また明瞭に上申すべきこと。

一、およそ公事・訴訟において、権勢ある者の縁故者や賄賂をつかった者が勝訴するという風評が年久しく行なわれている。もしこれが事実ならば、政事の弛廃の因である。奉行の面々はその家臣や支配の者を十分戒めねばならぬ。

また牢舎の役人もいろいろ私の法をたて、囚人から賄賂を貪っているという。こういうことを奉行たちはまだ耳にせぬゆえ禁じていないのであるか。すべてかかることを厳禁せよ。

しかしかかる訓令がおよそ励行されなかったことは、前述の事例にもよく現われている。この訓令の発議者は新井白石であるが、室鳩巣の書簡によると、評定所の面々は定刻まで いることはいるが、八ッ時分（午後二時）にはさっさと執務を中止してしまい、「新井筑後のおかげで暮方までいなければならぬ」などと白石の悪口をいっていたという。

ことに六代将軍家宣が死去してからは、弊害がいっそうひどくなったらしい。白石は身分は寄合、つまり無役の旗本であって、ただ将軍の特別のはからいで政治上の諮問にあずかっているにすぎぬから、当然評定所には出られない。白石を信頼し理解している側用人間部詮房は老中待遇として出席の資格はある。しかし評定所の面々は、詮房をのけもののようにし、彼が出座する日には簡単な事件しか取り扱わない。問題の多い事件は、彼のでぬ日に審理する。他日これが詮房の耳に入っても、老中以下諸奉行等が結託していてどうにもならなかったらしい。前に紹介した諸事件などは、おそらくようやくにして詮房・白石が介入しえたものであって、他の大多数の事

件は、彼らのあずかり知らぬうちに処理されたのであろう。そのなかには幾多不十分な審理、本末を失い、理非を違えた不公正な判決もあったと想像される。

「折たく柴の記」によると、当時の評定所の判決はほとんど留役（とめやく）という書記の意見にまかせられていたという。評定所審議の中核となるべき者は三奉行なのであるが、そのなかの寺社奉行は三十歳代のお大名である。白石は老中を評して「此人々はもとより世の諺にいふなる大名の子にて、古の道学びしなどいふ事もなく、今の事をもよくしらず、（中略）天下国財の有無をだにしらぬほどの事なり、まして機務の事ども、其本末しらるべきにもあらず」と述べているが、寺社奉行はその大名の子のはじめて幕府の政務に携った人たちである。

町奉行・勘定奉行は前に述べたように、中級の旗本の家に生まれた者が、役方の昇進コースを大過なくたどってきた終着駅で、大ていがかなりの老人である。こういう人たちが三奉行を構成し、しかも大てい五、六年で転退職してしまうのであるから、評定所留役など多年の経験をもつ連中の発言力が断然大きいのである。

ところがかかる下級役人に不正・怠慢の者が多く、権威や賄賂によって判決がゆがみ、あるいは裁判遅滞の大きな原因がそこにあったという。たとえば前述の品川の旅籠屋の人身誘拐の一件においても、旅籠屋の主人や吉原の者が彼ら留役に贈賄した。そこで旅籠屋の主人はこの事件の張本人であるにかかわらず、これを追放や流罪に止め、誘拐された女子はそのまま吉原の抱え主

に与えようなどという判決案が作られ、三奉行はこれを鵜呑みにしたのだと白石は論じている。

正徳六年正月江戸に火事がおこり、伝馬町の牢屋も焼け、囚人が多数逃亡した。ところがそのなかにはすでに十六、七年も未決のまま獄につながれていて、一体なんの犯罪で捕えられていたのか不明な者もあり、縁故者もすでにいなくなっていて、捜しようもない者もあった。また未決のうちに獄中で死去した者の死体を塩漬にしておき、やがて判決がくだって、法の定めのとおり行なうのだといって、その塩漬の死体を引き出してこれに縄をかけ、磔にしたなどということもあった。

評定所・奉行所の弛緩あまりにはなはだしいので、また白石の意見にもとづき、正徳六年四月、次のような訓令がでた。

一、裁判遅延はなはだしいため、今後公事訴訟百日を過ぎて決しがたいことは、その始末を明瞭に記し、各員の意見を付札にして老中へ差し出すべきこと。

一、借金公事が年々多くなっているため、他の裁判の妨げとなっている。そこで月二日ずつ借金関係の裁判にあて、その他の日は（月四日）一般の裁判日とすること。

一、今まで奉行所においては、大してむつかしい事件でもないのに、容疑者を五年、十年と牢に入れておいたが、今後は入牢後百日すぎてもなお決しがたい事件は、一般訴訟同様、その事情を明瞭に書き記し、意見を付けて上申すべきこと。

また近年は未決のうちに詮議のため牢に入れておく者がおおくなったが、これはよろしくない。殺人、盗賊、あるいはその身を預けて置くところのない者、または預けて置いては都合の悪い事情のある者は格別、原則として未決のうちにまず牢へ入れるのはよく考慮すること。

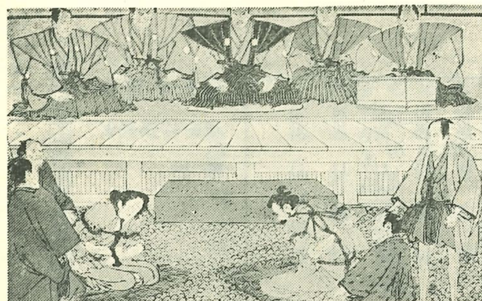
ところがこの月末七代将軍家継が死去し、五月一日からは新将軍吉宗の代となった。それにともない間部詮房も新井白石もその地位を失った。老中たちはそれからは、何事でも白石の意見による施策とあれば改廃しようとした。この評定所・奉行所への訓令も、老中井上正岑から取り止める旨申し渡され、諸奉行たちは大いに喜んだという。「奉行の人々こそは心やすかるべけれ、世の人のうれへはいかにぞや」（『折たく柴の記』）。いわば正徳時代の裁判は、享保時代の前座として、その引立役ともいうべき感があるのである。

吉宗親しく裁判をみる

新井白石は将軍吉宗の登場によってその地位を失った。そうして白石の懸命の努力にかかる諸施策は大きく改変されたといわれている。しかし事実をよく検討してみるとそうではない。枝葉の部分はともかく、重要な施策は継承・発展せしめられている。ことに裁判関係においては、白石孤軍奮闘の努力を将軍吉宗や大岡忠相などが受け継いで、その成果をあげたと見ることができ

る。

享保時代における司法関係の諸施策をみると、年代的にいって二つの山がある。前の山は享保六年（一七二一）を中心とするものであり、後の山は寛保二年（一七四二）の公事方御定書制定を頂点とするものである。


町奉行所（「徳川幕府刑事図譜」より）

享保六年の中心は四月四日吉宗が江戸城内吹上において三奉行の裁判ぶりを親しくみたことにある。この日吉宗は午前八時吹上に設けられた棧敷に着いた。老中全員・老中格松平輝貞・所司代松平忠周（ただちか）・若年寄・側衆・大目付等いならぶなかで、寺社奉行四人・町奉行二人・勘定奉行四人によって十五件の裁判が行なわれ、午後四時終了した。

将軍がこのように朝から夕刻まで奉行の裁きぶりをみたということは、裁判に対する吉宗の関心の強さをしめすものであり、当然評定所・諸奉行所につよい刺戟をあたえたと思える。前に白石がいかに声を大にして裁判の重要性を強調しても、哀しいかな、彼は一介の旗本にすぎなかった。しかるにこんどは将軍、しかも就任以来

享保六年吉宗裁判親裁役人位置図

松平伊賀守
松平右京大夫
老中

御簾

御側衆

公事人

大目付
御目付

寺社奉行 酒井修理太夫
牧野因幡守
松平対馬守
土井伊予守

町奉行 中山出雲守
大岡越前守

御勘定奉行 水野伯耆守
大久保下野守
駒木根肥後守
筧播磨守

吟味役 荻原源左衛門
杉岡弥太郎
辻三郎右衛門

評定所 和田伝蔵

寺社奉行留役
町奉行留役
御勘定奉行留役
吟味役留役
儒者留役

御目付 平岡市右衛門
三宅大学

老中 松平右京太夫
所司代 松平伊賀守
若年寄
御側衆

大目付 彦坂壱岐守

右之場所より相詰

吹上御門固御先手

町与力
同心

町与力
同心

細井次左衛門

儒者 徳力十之丞
秋山半蔵

留役 矢部源助
坂本甚太郎
山本伝九郎
佐山長十郎
篠田五郎右衛門

外ニ御勘定三人

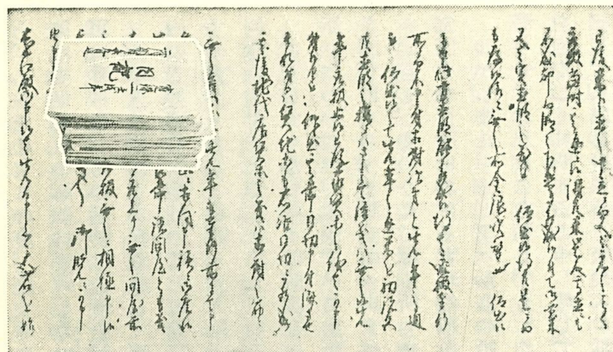
すでに六年、着々とその権威を絶大にしていった吉宗がつよい関心を明示したのであるから、その影響するところすこぶる大であったといえよう。

この前後にかけて、特にこれから以後、司法面においてかなり注目すべき改革、あるいは新制が実施されている。以下それらのうち、主要な施策を述べてみよう。

借金銀相対済令

正徳末年に白石の意見によって、百日以上経過している裁判、または入牢者についての報告など、裁判の促進に関する訓令が評定所・諸奉行所に発せられたが、将軍代替りによって実行されなかったことは前に述べた。享保になると訴訟手続等の方面に改正が行なわれ、こういう面から裁判の促進がはかられた。だいたいにおいて正徳時代のかかる訓令は、為政者の心得など精神訓話的色彩が濃い。これに対し享保度の施策は制度・手続の改正など事務的性格が強い。これは発案者が正徳の場合には新井白石という学者であり、一方享保期は将軍吉宗をはじめ実務家がそろっていたことによるものであろうか。

まず当局がねらったのは出訴件数の減少である。第一に取り上げたのは、正徳の場合にも問題となった借金銀関係の訴訟である。享保三年に町奉行所に出された訴訟件数は約三万五千七百件、そのうち借金銀関係は約三万三千件、同四年には約二万六千件のうち二万四千件というおびただしい件数にのぼっている。これでは奉行所も評定所も借金銀関係の訴訟に忙殺されてしまって、他の事件の審理に大きく影響する。



大岡忠相日記（寛保２年２月12日）忠相は享保14年に廃止した相対済令を，また実施するよう提案している。

これについて、かつて幕府は寛文元年（一六六一）・貞享二年（一六八五）・元禄十五年（一七〇二）の三度にわたり、その年以前の借金銀に関する訴訟は受理せぬと令したことがある。そこで享保四年（一七一九）九月、評定所一座はこの前例にならい、この年以前の借金銀訴訟不受理の方針を老中に進言したところ、老中はこれに対し、従来のものはそのまま審理し、今後の出訴を受理せぬよう申し渡した。こうして同年十一月いわゆる金銀相対済令が発せられた。この令の精神は「借金銀・買懸り等之儀ハ人々相対之上之事ニ候」、つまり私的な行為であって、本来公権力がこれに介入すべきものではないというのである。

借金銀関係の訴訟のみならず、一般になるべく法廷に持ち出させず、内済（ないさい）させようという方針をとった。五年正月には三奉行に対し、公事出入等は諸人が証文などを粗末な仕方で作ったりするところから起こるのであるか

ら、あらためてこの度、証文等に関する規則を一つにまとめ、これを触れ知らせるとともに、今後は規則違反の訴訟は受理しないとともに、出訴者を咎めるようにと命じた。その後三奉行は将軍に呼ばれ、その精神は公事を減らすことにあるということの説明を受けた。

六年五月には三奉行相談し、江戸近辺における各奉行の管轄違いの訴訟の場合、たとえば江戸内の寺社奉行支配地の者と町奉行支配地の者の訴訟の場合、まずいずれかの奉行所が命じて、双方の家主・名主・組頭・五人組立ち合って解決させることとした。六月には町方の者に対しても同様の方針をとることにしている。

こうしてもなお内々に解決しえぬ問題は裁判となるわけであるが、江戸近辺の支配違いの間の訴訟については、本来すべて出訴者の支配の奉行、たとえば寺社奉行支配の者は寺社奉行の裏判を訴状にもらって評定所へ出すべきところ、三奉行相談し、今後は月番の奉行があらかじめこれを審理し、そのうえで評定所へまわして裁許を受けることとした。このようにして、なるべく評定所や奉行所における審理件数を減らし、裁判の遅滞をふせごうとしている。

しかしまた一方、下々からの訴え出をさっそく奉行所へ達せず、下の役人や支配の役人などが滞らせておくことを禁じ、もしこれを押え置いて人民が越訴などした場合には、関係役人の責任をきびしく糺明すると申し渡している。つまり当局が審理促進のため内証解決に努めることを曲解し、人民と接する下級役人が訴願を抑止することによって人民の反抗をまねく弊害をふせごう

としているのである。これについては、同年閏七月将軍への直訴を制度化し、評定所前に目安箱を設けたさいの高札にも、「訴訟これある時、役人せんぎをとげず、永々すて置におゐてハ、直訴すべきむね相ことはり候上、出べき事」という一箇条を入れている。

また同年十月には審理促進のため三奉行が次のように相談し許可をえた。すなわち評定所では毎月式日・立合各三日ずつ審理しているが、それでは件数が多い場合、またはそれぞれ担当の事件を順序に裁いてゆく場合、日数がはなはだかかって難儀する者もでる。そこで今後各自の宅で吟味し、また証拠等もしらべ、そのうえで評定所一座においてまた吟味したならば、吟味も入念になり、日数もかからなくなる。また老中の指示を仰ぐべき事項については、かつて受けた指示の趣をもって原案をつくり指示を仰ぐようにしたいということである。

このように享保時代の評定所一座は、将軍の裁判重視に刺戟を受けたか、いろいろ審理促進につき積極的提案をしている。これに大岡忠相がどれくらいの役割を演じているかはわからない。ただし評定所一座のうち、寺社奉行はしばらくおき、町奉行の相棒は中山時春である。この人は正徳のときの例から考えると、老齢でもあるし、にわかに大変化をきたしたとも思えない。また勘定奉行も六年のころにはまだいわゆる人材は登用されていない。もっとも奉行補佐の任にある勘定吟味役には杉岡能連・辻守参・萩原美雅という能吏が用いられているので、あるいはこの人たちの影響はあったかもしれぬ。しかし三奉行の顔ぶれを眺めると、このように将軍の意に相呼

応して評定所が積極化したことには、大岡忠相の活躍が大いにあずかっているのではあるまいか。

目明し・拷問禁止の実態

大岡忠相が名奉行といわれるのは、その裁判の公正さにあったのであるが、実際には享保時代の捜査・審理はどうだったのであろうか。残念ながら正徳時代の模様を新井白石が「折たく柴の記」に記しているように、裏の話まで信用しうる史料で知りうることはほとんどない。

ただ享保十年に次のような事件が起こっている。すなわち同年八月二日先手頭（さきてがしら）火付盗賊改め役飯田惣左衛門直恒が出仕停止に処せられた。この年四月二十五日無宿杢右衛門伝兵衛という者が、惣左衛門の手先に捕えられた。この男は三月一日夜小網町河岸の土蔵へ火をつけ、付近の町家から銭箱一つを盗み取り、金五両と銭五百文を仲間で配分した。ほかに木綿の単衣物と袷（あわせ）をも盗み、銭四百文に売り払った。また二月十四日、青山久保町から出火のさい、四谷箪笥町の雪隠に継火をし、木綿袷二着を盗み取り、銭三百文に売り払った。このように白状したので火あぶりの刑に処せられることになり、六月二日町中引廻し、七日に放火をした小網町に晒しておいた。ところがこれを見た者が、あれは四月二十五日まで小網町一丁目の数珠屋六左衛門に奉公していた者で、火事の当夜は、たしかに主人の家にいたと話をした。これを大岡越前守配下の同心中山五右衛門と小川久兵衛が耳にして、越前守に報告した。これを裁いたのは北町奉行の諏訪美濃守なので、

越前守から美濃守にこれを知らせた。美濃守のほうではあわてて再吟味してみると、数珠屋の伝兵衛に間違いない。

どうしてそれが火付盗賊の犯人にされてしまったかというと、火付盗賊改めの飯田惣左衛門の目明し般若面の源七という者の子分で法順という者が、四月二十五日夜金六町の倉庫地域に寝ていた伝兵衛を見つけ、親分のところへ連れていった。そして二人で、拷問にかけるぞとおどかしたりだましたりして、この伝兵衛を放火犯人に仕立ててしまった。伝兵衛は脳の弱い者だったらしく、すっかりおどかされて、白洲でも二人のいうとおり申し立ててしまった。そこで老中の許可も得、まさに処刑される寸前、大岡越前守の配下の者の聞き込みで、無実が判明したのである。

こうして般若面の源七と法順は死罪。飯田惣左衛門は出仕停止。一方大岡配下の二人の同心は御褒美として銀五枚を賜った。老中松平乗邑は八月十五日町奉行諏訪美濃守に命令し、このことを町々の木戸に貼り札させ、以後重罪の者はいうにおよばず、小罪の者でも、万一無実の罪におちいった者があったら、見及び聞及び次第、遠慮なく再吟味を願い出るよう触れさせた。飯田惣左衛門はもちろん、諏訪美濃守も失態というべきであるに対し、大岡越前守とその配下は大いに男をあげたというべきか。忠相が八月十一日平常の勤務良好とて二千石加増をうけ、一躍倍以上の家禄となったのは、時が時だけにこの一件と無関係ではあるまい。

火付盗賊改めは相手が放火・盗賊・博奕など凶悪な連中のためか、どうも捜査も荒っぽかった

らしい。正徳時代にも船越左衛門の配下が越後国で捕えた大泥棒は、実は拷問によって無理に仕立て上げられたものであったことを前に述べた。享保に入ってからもそういう失態が時おりある。飯田惣左衛門は翌年にも無実の者を放火犯にきめてしまい、ついに免職・閉門を仰せ付けられている。

この火付盗賊改めにからまって多いのは、目明しのおこす事件である。「捕物帳」の世界では半七や銭形平次など、目明し・岡引きはいい役であるが、実際には弊害のひどく多いものだったらしい。前述の般若面の源七もその一例であるが、同じく十年十月にも事件が生じている。このときは先手頭火付盗賊改め山川安左衛門忠義の手先の目明し鬼子儀兵衛という者が、町人たちをゆすって金を取っていた。その金を安左衛門配下の与力・同心たちにも配分し、またこの連中で捜査と称して吉原へ行き、遊女を買って遊んだ。これが発覚して、鬼子儀兵衛をはじめ、与力二人、同心五人が死罪、同心二人が遠島の刑に処せられた。山川安左衛門は免職・謁見停止となった。このように加役方（先手頭が本職で、火付改め・盗賊改め・博奕改めはこれに付加された役だから加役と称する）の失態が続いては、当然町奉行の評判はあがったであろう。

目明しがいつごろから使われたかはわからないが、寛文十一年には、次兵衛という者が目明しを詐称して捕えられ、江戸近辺二十里追放の刑に処せられている。貞享三年には牛半兵衛と平右衛門という二人が、目明しだといって、ゆすり、おどしをして捕えられ、薩摩へ流された。また

元禄三年には、市内（いちない）という者が町奉行甲斐庄飛驒守の目明しと名乗って、ゆすったり乱暴をはたらいたりして捕えられ、隠岐島へ流罪となっている。

しかしこのころは、当局は目明しの存在自体は否定していない。やがて正徳二年の評定所への訓令において目明しが禁ぜられ、彼らの本罪を糺明し処罰せよとの命がでた。ついで享保二年の町触れにおいて町奉行所には目明しは一人もいないと告示している。それにもかかわらず、同五年那須屋仁左衛門という者が、加役方の目明しと称して町人から金をゆすりとる事件がおこった。そこで当局は仁左衛門を獄門に処し、これをとりもった縄手権右衛門らを死罪、また金を出した町人らからも過料をとった。寛文ないし元禄にはせいぜい流罪であった偽目明しの処罰を急に重くしたのである。

それとともに、奉行所にも加役方にも、目明しは一人もいないということを、町じゅうの木戸や往来に木札で貼り出させた。ところが前に述べたように、加役方では般若面の源七とか鬼子儀兵衛などという、名前からしていかがわしい、善良な庶民から嫌われそうな連中を、上から禁ぜられてもなお使っていたのである。

享保時代に問題をおこしたことが史料的に知られるのは、加役方のみであって、町奉行所関係にはかかる事件は知られていない。さすがに大岡越前守などは使わなかったのか、あるいは単に表面にあらわれていないのか、そこは判定しかねる。三田村鳶魚の話によれば、このような者は

同心が使っているので、奉行などはまったくあずかり知らなかったものらしい。ただ享保時代の幕府首脳部がしばしばこれをきびしく取り締り、事件がおこれば極刑をもってこれにのぞんだことは事実である。

これから約八十年後の享和元年五月、時の町奉行小田切土佐守と根岸肥前守は、老中に対し次のような意見を上申した。それは近ごろ火付盗賊改め役の者が、手先と称する目明し同様の者を召し使っている。それらのなかには江戸から追放された者も立ちもどっているそうである。目明しは先年禁止されているのであるから、加役方の者、またもちろん我々の配下の者も、彼らのような者を召し使うのをやめたらよかろう。犯罪者捜査の節、土地不案内の者では逮捕がうまくできないさいは、その土地の者を臨時に召し使うべきであるのに、加役方の者は近ごろ特定の者をきめて使っているという。これは目明し・岡引きとまぎらわしい。もちろん我々の配下ではそういうことはせず、臨時に町役人などを使っているが、時により目明しなどに類する者もそのなかにいることがあるという。そのような者を使わずとも御用に差し支えることはないのだから、噂のある者は召し捕え、糺明し、それぞれ処刑したらよかろう。今後は臨時に町役人・村役人など身元が明らかな者を使う場合は格別、あらかじめ特定の者をきめておいたり、また無宿同様の者を使うのは堅く禁ずるよう、三奉行ならびに火付盗賊改めへも仰せ渡されたいという意見である。

この意見は老中に採用された。しかしこれでもわかるように、加役方はもちろん、町奉行の配

下の者も臨時の召使いと称して、目明し・岡引きに類する者を使っていたのである。享保時代のきびしい取締りもほどなく忘れられてしまったのであろう。

捜査段階における目明しの弊害と並んで、おそらく江戸時代に無実の罪人を多く作ってしまったと思われるのは、審理の段階における拷問である。「大岡政談」にもしばしば拷問に耐えかねてあらぬことを白状してしまった話がある。そういう創作ばかりでなく、実際に前述の「折たく柴の記」に見える越後の大泥棒は、盗賊改め役の拷問によって、ありもせぬ強盗殺人を自白させられている。しかし江戸時代の裁判は自白主義であるから、証拠が揃っていても自白がなければ判決・処刑ができない。そこで拷問が用いられる。

享和元年十一月、老中戸田采女正に対し町奉行根岸肥前守は、無宿小助という者が盗みをした証拠明白であるのに、いろいろ言い張って白状しないが、拷問による白状なくとも処刑してよろしいかと伺いを立てた。これに対し老中は、この男は証拠も十分あるし、そのうえ入墨（耳鼻をそぎ追放する刑より一段軽い犯罪者に対する刑罰として用いられたもの）以後の犯行でもあるので、伺いのとおり死罪を申し付けた。しかし吟味の筋は大切なことであるから、たとい罪状明白でも、当人が白状せぬものを、拷問にもかけず処刑するということは、今後前例としてはならぬと申し渡している。

このように白状が、刑事裁判上絶対的条件として重視されていたので、享保五年二月、拷問し

ないでは決定しがたい審理については、いちいち老中に伺いをたてないで拷問してよいという指令がでた。ところが同六年六月、房州大里村藤七の家に同国滑谷村の源内という者が忍び込んだ節、藤七の下男太兵衛が発見してこれを追いかけ、疵つけて殺すという事件が起こった。これを吟味した役人（勘定奉行の配下であろう）は、源内が忍び込みもせぬのに、太兵衛が殺した罪を軽くするため偽っているのだろうとて、これを拷問にかけた。

しかしこれには藤七の下男たちや近所の者など大勢の証言もあり、源内が忍び込んだ証拠は明白であった。そこで、いい加減な見込みにもとづいて拷問にかけ、あとで太兵衛を出牢させるとき、これをなんと説明してやるのか。今後はただ怪しいだけでは拷問してはならぬ。詮議をしてその犯行の手がかりをえた場合か、または人殺しなどの犯罪は決定したが、なおほかに盗みなどの容疑があるか、または幕府へ対し不届きのことがある場合にかぎり拷問せよ、という命令が享保七年二月に出ている。ついで同四月には、

すべて拷問にかけるのは、殺人・放火あるいは盗賊等、畢竟死罪になるべき科の者に対してであって、軽い犯罪者が白状せぬとて拷問してはならぬ。重罪容疑者であっても、証拠なくみだりに拷問してはならぬ。よって拷問すべき者は、

一、悪事の証拠明白でありながら白状せぬ場合。

一、同類の者が白状しても当人が白状せぬ場合。ただしそれらの申立てばかりでほかに証拠が

なければ拷問せぬこと。

一、当面審理すべき犯罪は決定しえぬが、余罪の証拠明白で、その科ばかりでも処刑すべき者の場合。

このほか拷問の必要があれば奉行のあいだでよく相談して行なうこと。

という規定が設けられた。少なくとも評定所・奉行所においては拷問はかなり制限を受けたのである。

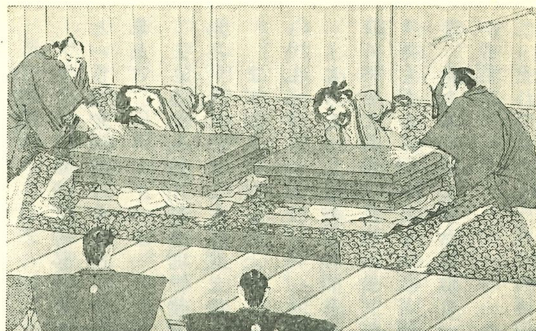
ところが『徳川禁令考』後聚巻二十三所引の「法曹後鑑」に、「牢問致方之事」という記事がある。それによると牢問というのは次のようにして行なうものである。

まず囚人に対し再三利害を申し聞かせ、いつまでも言い張っていると痛めつけるぞとおどし、うしろ手に縛り上げる。それでも白状せぬときは箒の尻で肩を敲く。

こうしてもなお言い張る場合には、薪を五、六本並べ、うしろ手にしばったまま、両膝をまくらせて薪の上に坐らせ、柱に縛りつけ、膝へ石をのせる。石を二、三枚のせても白状せねば、だんだんに増して十枚ほど積みあげる。

なお言い張る場合には、一度石をおろし、また利害説得から始めて石をのせるところまで繰り返す。

それでもなお白状せねば海老にかける。海老というのは、あぐらをかかせ、両足首を結び付



牢問の一段階（「徳川幕府刑事図譜」より）

け、足首から首へ縄をかけ、だんだんに締め寄せる。ただしこれはその方法だけであって、海老にかけることは行なっていない（つまり石をのせる段階で白状してしまうのであろう）。

　このようにしてなお無実を言い張る場合には、指示を仰いで拷問する。拷問とはうしろ手にしばって吊すことである。

　これをみると拷問というのは容疑者に肉体的苦痛を加えて白状させる手段のすべてではない。そういう各手段の最終的なものとなっている。拷問にいたる前に牢問という手段が三段階あり、しかもその第三段階の海老責めはほとんど行なわれず、石をのせる段階でとどまっているというから、拷問にいたることはなかったわけである。

　しかし享保時代に制限をうけた拷問とは、このような狭義の手段であったのだろうか。制限令には牢問については一言もふれていないが、薪の上に坐らせて石を抱かせたり、海老責めにすることと、しばって上から吊すこととのあいだに格段の相違を

認めているのであろうか。「大岡政談」では拷問の描写はほとんど石を抱かせることである。これは前記の「法曹後鑑」にもあるとおり、それ以上の手段が行なわれなかったからであるが、この作者や当時の一般の人々は、それを拷問と考えていたわけである。越後伝吉や水呑村九助などは、これによってあらぬ白状をしてしまうことになっているが、おそらく牢問というものは狭義の拷問に劣らぬ苦痛を容疑者に与えたものといってよかろう。そうするとかかる牢問を無制限に認めておいて、狭義の拷問のみを制限した意図はどこにあるのであろうか。

　私は、享保期に制限された拷問というものは、かかる狭義の手段ではなく、広義の肉体的苦痛を与える訊問法を意味しているものと想像する。牢問について一言も触れていないのは、それを無制限に容認したのではなく、かかる用語や手段が享保期にはまだなかったからだと思う。つまり享保七年に拷問を制限した意図というのは、肉体的苦痛による無実の罪の発生を防ぐことにあった。傍証明白な重罪容疑者に対してのみ用いよという制限は、そういう精神を物語っているといえよう。

　ところが拷問を制限されて不便をかこっていた与力・同心などは、いつのころからかその制限令の精神を考えず、制限令の条文をきわめて固定的・形式的に解釈し、新たに容疑者へ肉体的苦痛をあたえる訊問法を考案し、これを牢問と名付けて用いるようになったのではあるまいか。これによれば拷問にいたる前に白状してしまうから法には触れない。しかも実質的には拷問とまっ

たく同じ効果がえられる。ちょうど目明しが禁ぜられると、岡引きとか手先とかいう名称でこれを用い、あるいは常雇いではなく臨時の召使いであると称して、かかる連中を捜査に用いたのと同様、立法の精神が失われ、条規が形式的・固定的に解釈され、狡吏が法の裏をかくにいたったことを示すものといえよう。

残酷な刑罰の修正

享保時代には刑罰の残酷性が多少緩和された。その第一は連坐の廃止である。享保五年二月、老中井上正岑は町奉行大岡忠相に対し、火罪・磔・獄門・死罪・遠島等の受刑者の家族をどう取り扱っているかとただした。これに対する忠相の回答は不明であるが、まず同年十一月、遠流の刑に処せられた者の家族に対する連坐が廃止された。

ついで同六年四月には、主殺し・親殺しの科人の子供は伺いのうえ措置すべきこと、親類はかまいはないが、そのところへ預けおき、本人の判決落着の後、その悪事の企てを知らなかったことが確認されれば放免せよ。このほか、火罪・磔になった者の子供はかまわない。ただしこれらは町人・百姓そのほか軽賤の者どもに適用するものであるという申渡しがあった。従前は主殺し・親殺しの場合には、家族も獄門ないし死罪に処せられていた。今後これら幕府がとくに重くみる犯罪においても、いちいち将軍・老中の指示を仰ぐ必要はあるが、その家族は必ずしも処罰

されることはなくなったのである。おそらくその第一号と思われるのが、前に述べた深川万年町の医師中嶋隆碩夫妻を殺した下男直助権兵衛の場合であった。この直助の場合など、両親は上州にいるのであるから、息子が江戸でどんな罪を犯そうと関係はないはずである。しかし享保以前であれば獄門は免れなかったであろう。

享保期のこの改正は大いに刑罰の苛酷さを緩和したものといえよう。だいたい連坐制は家族の連帯責任によって犯罪を防止することに目的があるのであるが、当時の江戸のようにどんどん遠隔地から単身出稼ぎにくる者が多かったところでは、あまりその意味がなくなっていたといえよう。したがってこの措置は残酷性の軽減をはかるとともに、刑罰の実効を考えての措置ともいえるであろう。

もっともこのとき廃止された連坐は家族・親類等にかかる縁坐であって、地域的な連帯責任を負わせる趣旨の連坐制はなおひろく行なわれている。たとえば享保十一年には博奕取締りの高札を日本橋に立てたが、そのなかにおいて家主・名主・五人組に博奕の監視、容疑者の届出の責任を課し、もしほかからの訴人によって発覚した場合には、家主は家財取上げ、百日の手鎖、両隣五人組は家財取上げ、名主・町内へは過料という刑罰を明示している。

享保十六年には遠島の刑を制限し、死罪にすべきか遠島にすべきか考慮する程度の犯罪者は、今後重追放にせよと令した。

その追放刑についてはこれより前、享保六年二月、今後なるべく追放の刑を制限し、かわりに過料を課するよう評定所に命じている。さらに翌七年二月には諸藩に対し、悪事ある者を領内におくのをきらい、他所へ追放するということはあるまじきことである。幕府においても近年は追放せぬように取り計っていると令している。また六月には追放された者が免除を願い出た場合、三奉行・加役方で協議してこれを許し、または不許可の者については老中に報告せよと令している。耳鼻をそいで追放する者より一段軽い刑として、入墨追放の刑を設けたのもこの年である。

享保四年には旧悪に対する措置、つまり犯罪の時効についての指令がでた。これは深川森下町の藤兵衛、本所永倉町の吉兵衛、下谷金杉五丁目の市兵衛という三人が偽銀貨を造っていたことが発覚した（元禄から正徳、享保初年にかけては、貨幣の質、ことに銀貨の質がいちじるしく悪化し、そのため偽造貨幣がだいぶ出たという）。しかしこの三人はすでにやめていることが明らかとなった。そこで幕府は、殺人・窃盗などは、今はやめているといってもそれを認めるわけにはゆかぬが、貨幣偽造など、生活のために一時は悪事をしたが、その後悔い改めてやめていることが明瞭な者については、その程度により過料等の処罰ですませるように指示した。「公事方御定書」には、死罪以上の刑に相当する犯罪者や永続的指名手配中の者を除き、十二ヵ月以上経過した犯罪は咎めるにおよばぬという時効の制度を設けている。

このように刑罰の緩和措置がいろいろ実施されたが、これについては必ずしも批判がないわけ

ではない。室鳩巣は「惣て御刑罰余り寛に過候様に沙汰仕申候」と、当時の風評を書簡にのせている。浪人山下幸内は享保六年目安箱に投じた将軍吉宗への上書のなかで、幕府が過料を多く取ることを批判し、このような利を好む態度を将軍が見せるから、それが広く影響し、恥を恥とも思わぬ風潮がひろがっていると論じている。享保時代の落書をのせた「享保世話」巻一に、「閻魔王より地獄への触」として、当時の幕政を諷した箇条書があるが、そのなかの一条に、

向後は罪人科軽く成候間、訴に不レ及、死手の山、三途の川関所も、寺証文計にて通し可レ申事

というのを掲げている。前に述べた将軍・老中から三奉行への指令などは、公表されるべきものではなかったのであるが、やはり刑罰が軽くなってきていることは、一般に感じ取られたのであろう。

また牢屋の囚人の取扱いも大いに改善された。すなわち享保三年閏十月町奉行から老中水野忠之に次のような上申書が出ている。

一、囚人に食べさせる汁は、今までは桶によって牢屋のなかへつぎ込んでいたので冷えてしまう。そこで今後は桶に入れ、そのまま戸口から入れるようにする。
一、朝夕に湯を与えるほか、望めばいつでも湯を与えるようにする。
一、牢屋の掃除をさせても、人息や便所のため悪臭がただよっているので、今後二箇所ある牢

屋を一ヵ月交替に使い、囚人を入れ替えて掃除をさせれば、悪臭も消えると思う。

一、朝夕の食事や投薬のさい、与力に申し付けて吟味させるようにする。

一、新規に入牢した者は、牢の口で裸にし、懐中物を改め、そのまま裸で牢に入れ、しばらくして衣類を着せてきた。しかし近年はこれもやめている。なおよく吟味し、懐中物検査がすんだならば、さっそく着物を着せるようによく申し付ける。

一、囚人への差入物は、今までは牢役人石出帯刀方で改め、これを牢名主に渡していたが、今後は検査がすんだものは、与力立合いで直接本人へ渡すようにする。

一、与力を付けおくからは、何事も与力によく見分・吟味させ、ことの大小によらずさっそく町奉行も承知しているようにする。

一、牢屋同心・下男については前々から悪評があるが、与力を付けおくからはよく吟味させ、よろしくない者は取り替え、またことにより処罰もするようにしたい。

これを老中水野忠之に上申して承認をえた。そのさい忠之は与力二名を付けること、与力には年末に闕所金（幕府の没収した財産）から褒美を支給するように命じた。

元文三年にはさらに詳細な牢内規則が設けられたが、その主要な条項は次のとおりである。

一、衣類は無宿者の分は、例年五月上旬・九月上旬に御仕着を願えばあたえる。ただし破れればその都度あたえる。

一、宿ある囚人は右の両度宿元より届けさせる。

一、食事は当番の同心が下男に付き添い、検査をして入れさせる。

一、薬は掛りの下男に煎じさせ、一日に三度ずつ、物書当番のなかから一人付き添い、牢番同心立合い、いちいち病人の名前を呼んで渡し、牢内役人が取り計って服用させる。ただし重病人は三度にかぎらず、たびたび入れてやる。

一、茶は樽に入れ、下男に持たせ、当番同心立合い、一日三度あたえる。

一、買物はほしい物を板に記し、当番まで差し出させ、下男に申し付けて買わせ、検査のうえ渡す。

一、行水は五〜八月は一ヵ月に六度、三・四・九・十月は四度、正・二・十一・十二月は三度湯遣い所でさせる。

一、毎月四度囚人を外鞘（外格子と内格子の間）へ出し、見廻り与力・石出帯刀らが立合い、法度の品がないか、破損した箇所がないか検査する。

一、出火の節、風向きが悪ければ、揚座敷の者ならびに重病人・逆罪の者などは駕籠に乗せ、その他の囚人は数珠つなぎにしておき、牢内が危くなったならば両番所（北・南町奉行所）か回向院へ避難させる。特に急火の場合には縄をかけずに放してやる。

一、月代は一月に一度そらせる。

牢屋の制度改正に関しては次のような話が伝えられている。茶坊主の河合久円という者がある日、暮れてから城の玄関を出ようとするところで大声で唄をうたった。警衛の者が制止したがなおやめない。そこで逮捕され、獄に入れられた。やがて出獄してからもとのごとく吉宗に仕えたが、実はこれは将軍の密命によるもので、彼は獄吏等の様子をさぐったものという。また同じころ、儒者成島道筑（どうちく）に命じ、ある出獄者から牢内の様子を聴取せしめたところ、囚人の食物がはなはだしく粗末であることが判明したので、吉宗は町奉行に命じて改善せしめ、ときには魚肉なども給することにしたという。

遵法精神の涵養

吉宗は常々「をしへざる民を罪することこそなげかしけれ」と近習に語っていたと伝えられる。享保六年直助権兵衛の主殺し事件が耳に入ったとき、側近の者はきっと将軍が「にくい奴」と犯人を怒ると思ったところ、わが膝もとでこのような道にはずれた極悪人がでるとは残念だと心を痛めたという。彼は庶民教育を遵法精神の養成という観点から、特に重視していたように見える。

享保七年十月、彼が江戸郊外葛西方面に放鷹に出かけ、島根村の医者吉田順庵の家に休息したさい、そこに代々の法度書を集めた巻物を見つけた。それは順庵が近所の子供たちに教える手習の手本であった。吉宗はこれに感心し、順庵に褒美を与えるとともに、勘定奉行に命じ、かねが

ね百姓どもに法度をよく守るよう申し聞かせてはいるそうであるが、末々の者はひととおり申し渡したばかりでは心に留めて覚えている者はまれであって、そのために法度に背き、科をうけ、しかもなお自分の誤りを知らぬ者もあるのであるから、今後手習の師匠などに申し含め、主要な法度書や五人組帳などを書き習わせたり、読み覚えさせるように代官に指令せしめた。

法令の周知はまた訴訟の減少をはかるものでもあった。享保五年一月二十六日老中列座へ三奉行を呼び出して水野忠之が申し渡した指令にも、

公事出入等之儀、諸人可レ届筈之儀を不二相届一、或ハ証文等ニ至迄、麁末成仕形（そまつなるしかた）ニ而事起り候、尤右躰之儀無レ之様ニとの事、前々ゟ之御定書之内、所々ニ出有レ之候、右御定書を一所ニ書集候て、致二了簡一、向後（きょうこう）ハ如レ此と相定、此度触候て可レ然候

と、訴訟減少のために証文などに関する規則を明示すべきことを令している。またそのあとで三奉行に対し、吉宗も直々「前々ゟ被二仰出一候御条目・御定書も有レ之候得共、其品下々まで得と覚不レ申候故、公事訴訟も色々有レ之（中略）ケ様成儀共、末々迄御定メを存じ罷在候ハヽ、訴もの無レ之筈ニ候」と、法令の周知を命じている。元文二年には質田畑の証文が法令違反とならぬよう、名主・庄屋などが五人組帳を百姓らにたびたび読み聞かせ、忘却せぬよう計うべきことを命じている。

ところで享保五年一月二十六日三奉行に対する老中の指令には、次のことも申し渡している。

御仕置者之事、何々之科ハ死罪、何々之罪ハ遠嶋、或ハ追放・過料・戸〆と大概定法を相極、書立置、時に至て猶又其罪之軽重に仍而斟酌致申付可レ然事

つまりここではじめて幕府は公式に刑事関係判例集の編纂を命じたのである。

おそらくこれが享保九年六月十五日に提出された「享保度法律類寄」となったものと思われる。しかしその前書には命ぜられた年月は記してない。前書によると、吉宗は評定所に対し、すべて御仕置の法律を、何の類は何と軽重をつけ、類別に簡単に編集したものを側におきたいとの意向を告げた。

ところがその後、評議に手間取ったので吉宗から催促をうけた。そこで大岡忠相が一人で草案を作り、これを評議にかけることにした。しかし忠相も多忙でなかなかできない。かさねて催促をうけた忠相は配下の与力に草案を作らせることにした。そうして上坂安左衛門と加藤枝直を呼び、将軍からお仕置の定書を「六諭衍義の趣」に仕立てるよう命ぜられたが、どうしたらよいかわからぬので考えてみるようにと申し渡した。

そこで加藤枝直が六諭衍義を今の俗語になおし、とくに律のところばかり短く書き、この様でよろしいかというので、そのまま将軍に見せたところ、これでよいから早く作れといわれた。ところが同僚の上坂安左衛門が六諭衍義をのみこめないので相談がととのわない。そこで加藤枝直一人で作り上げた。これを評定所にかけたが別に意見もない。ただ近年発布の法令をはぶくわけ

にゆくまいとてこれを加え、享保九年六月十五日上覧に入れたところ、上意に叶ったとて嘉納されたという。

この前書と享保五年一月の指令とをくらべると、編纂の目的に多少の違いはあるが、別々の命令ではなく、同じものをさしていると考えられる。五年一月に命をうけて九年六月に提出しているのであるから、内容が短いわりに長い年月を要したことになるが、はじめ評定所一同に命ぜられ、ついで大岡忠相が一人でやることとなり、次に二人の与力が草案を作ることになり、ついに加藤一人でやることになったとあるから、この間、かなりの年月を要しているはずである。したがって五年一月の指令の結果が「享保度法律類寄」となったとみてよかろう。

ところで五年一月の令と前書とを合せてみると、この判例集を編纂させる目的が途中で変わってきたのではないかと思われる。それは「六諭衍義の趣に仕立候様」という注文が加わったことで、これは五年一月の令にはまったくみえぬところである。

六諭とは一孝順父母、二尊敬長上、三和睦郷里、四教訓子孫、五各安生理、六毋作非為の六箇条の徳目よりなる一種の教育勅諭で、明の時代（通説では清の世祖順治九年〔一六五二〕に頒布というが、すでに明時代に行なわれていたという）に発布されたものである。これを范鋐（年代不明、一説に明末清初の人という）が敷衍註解したものが六諭衍義である。これを琉球の学者程順則が持ち帰って板行した。それを享保四年薩摩藩主島津吉貴が吉宗に献じた。吉宗はこれを庶民教育に役立た

せようと思い、その和訳を室鳩巣に相談したが、これには中国の俗語が混じっているので鳩巣には困難であった。そこで俗語に通じている荻生徂来が命をうけ、同六年九月その和訳を作った。
吉宗はこれを要約して仮名になおすことを室鳩巣に命じた。それにいろいろ将軍が注文をつけ、ようやく翌七年四月に完成。これを寺子屋の師匠をしている石川勘助という能書家に清書させ出版した。これを「六諭衍義大意」と名付け、幕府はこれを江戸じゅうの手習師匠に手本に使うよう命じたのである。

この六諭衍義には、六諭各条の解説のあとに、それと関連ある律令をのせている。吉宗は鳩巣に「六諭衍義大意」を作らせるさい、その律令の部分は自分自身で考えて稿を作り、それを鳩巣の稿のなかに入れさせようとした。しかし中国と日本の相違があるためうまくゆかず、結局その部分は削除し、律令なしで刊行されたのである。

判例集の編纂に途中から「六諭衍義の趣に仕立候様」という注文がついたのも、おそらくこれと関係があるのではあるまいか。つまり吉宗の「六諭衍義」に対する関心は、単に六条の徳目を庶民に教諭するだけのものではなく、そういう道徳を根底においた遵法精神の養成にあったものと思われる。さればこそ彼はみずから律令の部分の稿を作り、これを「六諭衍義大意」のなかに入れさせようとしたのである。しかし所詮、外国の法令はそのままでは日本に適用しえず、これを削除せざるを得なかった。

そこでかねてから編纂を命じている幕府の主要法令集に注文をつけ、「六諭衍義」にならった形で分類させ、やがてはこれに道徳的訓解をつけ、庶民に法令を周知せしめるのみならず、遵法の精神を日常道徳から説こうとしたのではないかと推測するのである。

ところで「享保度法律類寄」は次のような類別構成をとっている。

逆罪附不仁（一一条）、火附（一条）、盗賊（一一条）、人殺（三条）、巧事・謀書・謀判・強訴・越訴（一〇条）、捉背（一二条）、密通（五条）、不念（三条）、牢溜欠落附破御仕置（一二条）

この九類七十八箇条に、評定所が近年の発令ゆえ省略しがたいとて付加した、

博奕（一条）、酒狂人（三類四条）、引負金（一条）

の五類八箇条を加え、十四類八十六条より成っている。吉宗はこれを嘉納したのであるが、一見したところ、はたしてこれが六諭衍義の趣にかなっているか否かわからない。

とにかく体裁のうえから言うと、「享保度法律類寄」はこの前後にいくつか編纂された私撰の判例集とも異なり、また「公事方御定書」とも違う。通例「公事方御定書」編纂の起源は、享保五年一月の三奉行に対する指令にあるといわれ、「享保度法律類寄」の延長・発展したものが「公事方御定書」であると考えられているが、内容的にみても「公事方御定書」は「享保度法律類寄」を参考にはしていないように思われる。享保九年六月完成以後、吉宗がこれをどう利用したか、あるいは単なる座右の参考書にしたにとどめたのか、この点は判明しない。しかし私はこれを法

令周知・遵法教育の資料にしそこなったのではないかと思っている。

「御定書百箇条」の成立

享保時代、というよりむしろ江戸時代における幕府の編纂した法典としては、とくに「公事方御定書」(俗に「御定書百箇条」)が有名である。これは着手年月は明らかでないが、勘定奉行杉岡能連が命を受けて主任となり、評定所一座と相談しつつ編纂し、元文三年三月一応その草案を作った。これを吉宗に見せたところ、この草案をもととして追加すべきことは追加せよと命ぜられた。この年七月杉岡能連が死去したので、その後は評定所一座で相談したらしいが、翌四年三月上下二巻のものとして吉宗へ再提出した。これを吉宗がみずから検討したのであろう、翌五年五月いろいろの注文をつけて、また評定所一座へもどした。そうして寺社奉行牧野貞通・町奉行石河政朝・勘定奉行水野忠伸の三人に編纂主任を命じた。

この後もこの三人はなにかにつけ吉宗の指示を仰ぎ、吉宗もまた重要な注文をつけている。たとえば寛保元年六月、百姓一揆の罰則を「逃散百姓御仕置之事」と題していたのを、同年七月に「地頭江対し強訴、其上致二徒党一逃散之百姓御仕置之事」と改めさせた。またその罰則の但書として「吟味之上地頭ニも不レ宜品も有レ之候ハヽ、一等軽ク可二申付一事」とあるのに対し、寛永二十年の令によると、地頭に非分がある場合、年貢さえ皆済してあれば、百姓は立ちのいてかまわな

いとある。これに従うべきではないかという意見を出した。

しかし牧野貞通らは、代官や地頭の仕置が悪いならば、そのところにいて願うべきことは幾度も願うべきであるのに、勝手に立ちのくのは不届きであるから罰すべきであるとて、多少但書を改め、「地頭申付非分有レ之、未進も於レ無レ之ハ、品ニより一等も二等も軽く可二相伺一事」として提出した。吉宗も原則的には三人の意見をいれて、代官・領主側に悪政があっても逃散した場合には罰することに同意したが、なお但書の表現を修正し、「地頭申付非分有レ之ハ、其品ニ応シ、一等も二等も軽く可二相伺一、未進於レ無レ之ハ重キ咎に不レ及事」ということに決定させた。

かくして寛保二年三月末にいたって「公事方御定書」は完成した。その後も追加または改正は逐次おこなわれていったが、延享二年九月にいたり、追加はかぎりもないことであるから今後はこれをやめ、追加すべき分は例書として添えておくことにした。

御定書の体裁は上下二巻から成り、上巻は八十一条、司法関係の触書等諸令をおさめ、下巻がいわゆる百箇条であって、百三条五百余項目からなり、判決の基準となるべき諸判例を集めたものである。従前の判例といっても、そのうち享保以前の例が採用されたのは約四分の一、他の四分の三は、享保時代に制定または改訂したものであるから、単なる判例の類別編集というよりは、享保時代を通じておこなった大きな法典制定事業とみるべきである。

ところで右に述べたように大岡忠相は、この編纂の主任には加わっていない。もちろん評定所

一座として協議には参与したであろう。またこれに輯録された諸判例のなかには、彼が町奉行あるいは寺社奉行としてくだした判決も幾多入っている。しかし彼が直接関係するようになったのは、この御定書が完成してのち、寛保二年六月寺社奉行牧野貞通が所司代に昇進したときからであり、それからの追加および延享二年以降の例書の作成には直接参与している。

彼が参与した御定書の追加のなかでとくに重要なのは、田畑永代売買禁令の罰則緩和である。この罰則は寛永二十年三月に設けたものであるが、寛保元年牧野貞通らは御定書に入れるべき原案として、ほとんど従前どおりのものを出した。吉宗はこれに満足せず、延享元年五月、当時御定書担当者となっていた大岡忠相らに対し、次のような意見をつけて諮問した。すなわち従来、田畑を永代売りした者は所払いとし、当人がすでに死んでいるときは子を同罪とすることに定められているが、永代売り禁止の精神は容易に田畑を売らせないことにある。そこで百姓は暮しに差し詰ると田畑を質に入れ、これを流地にしている。元来田畑を失いたい者はないはずであるが、年貢などが納められず、よんどころなく禁令を忘れたのであるから、今後所払いせずとも過料でよろしかろうという意見である。

これに対し忠相らは、仰せのごとく田畑を売る者はよんどころなく売ったと思う。しかも田畑を質に入れるほど生活に苦しい者は、一度質に入れたらこれを受け戻す手段もなく、流地になってしまう者が多いという。これはつまり売買と質入と名目が変わっているのみで実質は同じであ

る。それゆえこの度、永代売りの罰則を廃止してはどうかと進言した。

しかし吉宗は、これを廃止すると百姓は目前の利益のみを考えてやたらに売るようになってよろしくない。そのうえこんど罰も軽くした。また金の必要な者は、今までのように質入れすればよいのであるとて、この進言をしりぞけ、結局、罰則は残し、ただし軽減して過料とすることにしたのである。田畑永代売買の禁令は、これ以後江戸時代を通じて存置される。しかし吉宗らも認めているように、質地として流してしまうという形で、実質的には田畑の移動ははげしく行なわれ、この禁令は無意味になっている。

この祖法ともいうべき禁令を廃止してしまおうと提案した大岡忠相らの意見は、さすがに現実的であるというべきである。忠相は享保七年（一七二二）ごろから延享二年（一七四五）まで、地方(じかた)御用掛として勘定奉行と同様、関東地方の幕領の代官の一部を支配していたので、当時の農村の実情には通じていたと思われる。また、彼の支配をうけていた川崎宿の名主田中丘隅(きゅうぐう)も「民間省要」においてこの問題を取り上げ、この禁令は無理があり、百姓にとってかえって不利をまねいているから廃止すべきだと論じているので、あるいはそういう意見の影響を受けたのかもしれない。

さてこのようにして制定された「公事方御定書」は三奉行以外は秘密とせられたものの、評定所・諸奉行所においてはもちろん、遠国奉行所等においても、公然とではないが大いに参考とさ

れ、判決を規制していったものと考えられる。ところが年とともに奉行たちがこの判例条文に拘泥する弊害が生じてきた。寛政元年評定所一座に対し、御定書というものは奉行たちが判決案をつくるための尺度であって、犯罪というものはさまざまの形であらわれるものを、しいて法に当てはめようとして牽強付会の解釈をするのは、御定書の趣意に背くものであるという警告が出されている。これはおそらく寛政改革の遂行にさいし、松平定信が評定所や奉行らの弊害を匡正しようとしたものであろう。

しかしその効果はあまりなかったようである。寛政三年、師匠の金を盗んでにげた者が捕えられた。御定書には、かかる欠落奉公人の場合、十両以上は死罪、十両以下は入墨敲、ただし犯人が盗んだ金品を弁償し、主人が助命を願う場合には江戸払いとして命は助けると定めてある。この男の場合、師匠は助命を願ったが、盗んだ金は使ってしまって全額の弁償はできなかった。これについて一部の奉行は、金も少額ながらもどり、被害者もそれで満足しているのであるから、助命してやっても御定書の精神に反するものではないと主張したが、多数の意見は、全額弁償しえねば御定書の明文によって死罪とすべしという主張であって、とうとうこの者は死罪となった。これなどまったく御定書の文面に拘泥し、立法の精神を忘れた形式主義というべきである。

前に述べた目明しの場合も、またおそらく拷問の場合も、またこの御定書の運用においても、享保期における法の精神・目的というものが見失われ、表面的・形式的な解釈がくだされる傾向

が時とともに濃厚になっていったように思える。いわゆる大岡裁きの特色は、法規の文面や形式に拘泥せぬ、融通性に富み、時宜をえた、人情にもとづく裁きぶりにあるのであるが、後世大岡越前守の名においてこのような裁判の理想像ができあがった理由の一つは、享保時代における裁判・刑罰の現実的な改革と、その後の法文拘泥・形式化というところにあるものと言いうるであろう。

町奉行の民政

町奉行大岡越前守というと、もっぱら名裁判官として語り伝えられているが、町奉行の職務は裁判ばかりではない。いうまでもなく江戸時代は三権分立などではないから、幕府の奉行、ことに寺社・町・勘定の三奉行は司法官であるとともに、立法官・行政官でもあった。すでにその司法官としての事績、それに合せて立法官としての面も述べたが、大岡忠相を考える場合、行政官としての活躍ぶりも見逃すわけにゆかない。江戸の町奉行という職は、単に地方行政としての市政という以上の意味をもっており、ことに彼の関係した江戸の町に対する諸政策は、当時将軍吉宗を中心として遂行された享保改革における主要政策の一部であった。そこでそれらの諸政策、あるいは忠相の当面した問題などについて略述してみよう。

新しい商人統制策

享保改革、あるいは将軍吉宗というとすぐ倹約令といわれるほど、緊縮政策は享保期の特色と

して考えられている。その緊縮政策の一環として、大岡忠相がまず当面せねばならなかったのは、通貨問題であった。

元禄時代になって幕府は財政収支の不均衡をかくしきれなくなり、これを補うため貨幣を悪鋳・増発した。しかしこれがかえって財政に悪影響をおよぼし、物価も騰貴し、また財政が窮乏したので、さらに貨幣を悪鋳・乱発するという悪循環を繰り返し、ついに正徳元年までに金は慶長金・元禄金・乾字金の三種、銀は慶長銀・元禄銀・宝永銀・永字銀・三宝字銀・四宝字銀の六種、善悪大小さまざまの貨幣が流通するという混乱状態となった。正徳四年、新井白石が懸命の努力をもって慶長金銀と同質の正徳金銀発行を実現したが、これによる統一はまったく見通しのたたぬまま享保となった。

享保に入ると幕府当局はいっそう強力に急速に通貨を統一し、その流通量を収縮することに努めた。そこで問題となったのが両替屋である。だいたい幕府当局はこのころにかぎらず、貨幣問題混乱の根源は両替屋仲間にあるとにらんでいた。事実両替屋は元禄以降の通貨混乱に乗じてかなりうまい儲けがあったようである。その数も雨後の筍のようにいちじるしく増加し、享保初年には江戸じゅうで千軒をはるかに越えていたものと見られる。新井白石が幕府にだした改貨建議にも「天下の利権は両替の者共の掌の中に落候」と述べている。一部には両替商何人かを罪すれば混乱もおさまろうという意見もあった。白石自身も内心そう思っていたらしく、室鳩巣に両替

商三十人ぐらいを処刑すれば効果があると語っている。鳩巣は三十人が五十人でも磔にしたらよかろうと勧めているが、さすがにそういうことは実行できなかった。

大岡忠相も町奉行として通貨統一の使命を遂行するさい、白石らと同じような観念で江戸本両替屋仲間と対している。問題としては旧貨の回収、なかでも乾字金の回収の遅延がいちじるしかったが、それ以上に神経をつかったのは金銀相場である。幕府は金遣いなので金が高いのはあまり苦情をいわなかったが、銀の高いのはきらった。ところが正徳四年の貨幣改鋳以降だんだん銀相場が高くなり、享保に入るとその趨勢をはやめた。幕府は金一両に対し銀六十匁を標準としていたが、享保三年になると一両四十匁台となり、はなはだしいときには三十七匁にまで騰った。

こういう傾向は当然町奉行の看過すべきところではなく、忠相らはきびしく本両替屋に干渉した。江戸本両替仲間の記録「両替年代記」にこのころの奉行との交渉が具体的に記してあるが、それによるとこの事態に対する町奉行と両替屋の見解はいつまでも平行線をたどっていた。両替屋の言い分は、銀相場騰貴は大坂の銀が高いことの影響だというのであるが、奉行は両替屋が不当な私利をむさぼろうとして相場を変動させるのだといって常に叱りつけている。しかし両替屋も断然抵抗し、自分たちはそのような不正をしていないのに、このようにきびしく干渉されては営業できぬからしばらく商売をやすむ。脇々で不正なことをしている者をどんどん取り締ってほしいといって、享保三年十一月の中ごろから一斉休業をしてしまった。十二月末になって町奉行

は多少譲歩して、公定の六十匁でなくとも、五十四、五匁のところで取引きするようにいったが、それでも相場は成り立たない。

翌年正月四日大岡忠相が銀三枚（一枚は四十三匁）両替えしたいといったが、銀はないと断られてしまった。忠相はほんとうに銀が必要だったのか、あるいは打診か。またいやしくも本両替屋に銀三枚がないはずはないのであるから、両替屋側の態度ははなはだ強硬だったのである。どうやらこの争いは奉行側が負けて、同年三月からは相対（自由）相場ということに押し切られてしまった。相場は通貨統一がほぼ完成する同六年ごろから、当局の意図する六七匁あたりに落ち着いた。

元文元年五月にいたって、幕府は当時の不況を打開するため、正徳金銀の質を落した、元文金銀を発行し、数量を増した。こういう通貨の変動があると必ず相場もゆれる。このときも銀相場が騰り、六月には四十九匁になった。そこで六月二十六日、大岡忠相は本両替屋を残らず奉行所に呼び出した。ところが両替屋たちはなんのかのと理由をつけて本人は出頭せず、名代の者ばかり出した。忠相はこれを咎めてことごとく牢へ入れてしまった。おどろいた両替屋の主人たちがいろいろ嘆願したがどうしても許さない。八月十二日忠相が寺社奉行に昇進し、この一件が後任の稲生正武の手に移ってから、ようやく同月十九日に釈放された。この間入牢五十三日。主人側も嘆願すること数十度におよんだという。

このような両替屋との交渉をみていると、大岡忠相という人はけっして人情味あふれる奉行ではない。通貨の安定・統一という至上命令に忠実な幕吏である。忠相のもつこういう二面はまた享保改革の性格のなかにも指摘しうるのである。

次に忠相らに課せられたのは消費生活抑制のための商業統制である。享保五年と六年の二度にわたって、三奉行は老中から、食糧をむだにせず、酒・菓子などを増産させぬように、また諸商品をこれ以上多く製造することは、人々が分限を越えて消費することになるから、新規の品はもちろん禁止し、在来の商品も増産させぬようにとの指令をうけた。そこで町奉行大岡忠相と中山時春が考えたのは、商人に組合を結成させ、その組織の力で幕府の指令を守らせることであった。この二人は同六年八月末に案をつくって将軍の許可を得、さっそく町年寄を通じて商人組合の結成・登録に着手した。その対象となった業種は、主として奢侈的・嗜好的商品の製造または販売をおこなう九十六種の商人や問屋であった。そうして同年十一月には次のような規則を発布した。

一、諸商人・職人は組合を結成し、月行事を定め、これを登録すること。

一、新規に開業する者は必ず届け出、組合帳面にのせること。組合不加入者があれば仲間から届け出ること。

一、組合加入者が商売をやめるか、転業または転職の場合も届け出ること。

一、組合はけっして人数を限定しているのではないから、新規営業を妨げてはならぬこと。

商人が同業組合を結成することは江戸においても早くから行なわれていた。しかし当局はそれらの仲間が価格協定や販売制限など「一味之申合」をすることをしばしば禁じている（ただしこれは組合の結成自体の否定ではない）。ところが大岡忠相らは、かかる同業組合の団結力を積極的に利用し、その組織を通じて当局の指令の遵守を徹底させようとはかった。つまり前々は禁じていた「一味之申合」を逆に幕府のために利用しようとしたのである。このように商人の同業組合を公認したことは、商人の勢力を増大させたという点で、当時から後世へかけて、識者の批判するところとなっているが、とにかく従来にない新しい商業統制策であった。

享保八年ごろになると物価統制が問題となってきた。このころから米価がだんだん下落の傾向をみせてきた。ところがこれに対し諸物価、ことに日常生活必需物資の価格がさがらない。これはとくに俸禄米を売って生活する武家の経済に響く問題である。そこで同八年十月大岡忠相・諏訪頼篤両町奉行連名で老中に意見書をだし、日常生活必需品を取り扱う商人に対し、問屋・仲買・小売の者まで幾組かの仲間を結成させ、月行事を定め、月々相場を書き出させること、不時に高値になったときは仲間で吟味させ、その理由を申し出させることなどを提案した。しかしこのときにはその主要部分については保留となった。

翌九年二月になって江戸の町に対し、去年からだんだん米が安くなっているにかかわらず、他の物価が高いが、酒・酢・醤油・味噌などは米をもって造るのであるから、米の値段に当然準じ

てさげるべきである。その他の商品も、米から造るのではないが、手間賃などいずれも飯米を基準としているのであるから、これまた米に準じて安く売り出すべき道理である。もしこれに従わないならば、三月一日から詮議をとげ、処罰するであろうという旨の物価引下令を発した。そうして四月末には不当に燈油を高騰させたとて、水油問屋らに対し、忠相の係りにて金千両あまりの過料を課している。

ついで五月に入り、真綿・布・繰綿・絹紬(きぬつむぎ)・晒・法令綿(ほうれいわた)・木綿・米・水油・蠟燭・蠟・魚油・茶・醤油・薪炭・煙草・味噌・酢・塩・酒・紙・畳表の二十二品目を取り扱う問屋、またはこれらの商品を産地や大坂から直接仕入れる商人に組合を結成すべきことを命じた。前年の忠相らの提案は、小売までを組合結成の対象としようとしたものであるから、それにくらべるとこの指令は多少範囲が小さくなっているが、とにかく前年の意見がここで実現されたとみるべきであろう。ただしこの問屋組合の結成はあまり順調にはすすまず、ようやく十一年四月にいたって、水油・魚油・繰綿・真綿・酒・炭・薪・木綿・醤油・塩・米・味噌・生蠟・下蠟燭(くだり)・紙の十五品を取り扱う問屋、または直荷請業者の登録が決定した。そうして今後新規に問屋・直荷請をする者はもちろん、所替(ところがえ)・廃業等の場合も届け出るよう命じたのである。もっとも六年の奢侈品・嗜好品の場合のように、組合結成・月行事の登録まではいたらなかった。

幕府にとって物価統制はこれで解決したのではなく、むしろここに始まるというべき問題であ

ったが、忠相らによって新しい商業統制方式が享保六年ないし十一年に企画・実施されたことは注目すべきことである。

米相場とうちこわし

右に述べたように享保八年ごろから米価がだんだん下落する傾向をみせはじめた。米価変遷の跡をたどってみると、元禄以降は通貨の混乱、放漫な財政支出、風水害や富士山の噴火などによる凶作等のために全般に米価は高かった。享保に入ってもはじめのうちは依然高く、ことに五年から七年にかけては風水害などがあったため、大坂における米相場は米一石銀七十匁から八十匁という元禄以来の最高を示した。ところが八年以降平穏な年がつづくと米価はたちまち四十匁ほどにさがり、さらに十二年以降はぐんぐんさがって、十五、六年にはついに二十二匁と、最高時の四分の一に近い値となってしまった。

そこで前に述べたように物価引下政策も実施したが、一方、米価安定に幕府は懸命の努力をした。その力点は大坂堂島の米市場におかれたが、江戸においても十四年にいたって米の入荷統制をはかった。江戸に入ってくる米は、伊勢町・本船町・小舟町・堀留町・小網町・堀江町付近のいわゆる「河岸」にある米問屋が引き受けていたが、この問屋に対し、下り米問屋・関東米穀三組問屋・地廻米穀問屋・河岸八町米仲買・脇店という組合をつくらせ、その業務を分割させた。

これ以外に勝手に米を江戸に入れることを禁じて入荷を制限し、米価調節をはかったのである。しかし大坂においても江戸においても、当局の努力にもかかわらず米価は低落の一途をたどるばかりであった。

米がこのように暴落していったのは、米作が比較的順調であったことなど自然的条件もある程度関係していたであろうが、それより大きく影響しているのは、米が大坂・江戸の市場、ことに大坂に集りすぎたからである。だいたい当時の大名は大なり小なり貨幣に欠乏していた。とくに享保時代の幕府の政策によって、貨幣の流通量がいちじるしく縮小した。またきびしい緊縮政策によって幕府財政支出が抑制された。この結果、諸藩の貨幣欠乏はいっそうはなはだしくなり、少しでもよけい年貢米を大坂に送って貨幣を得ようとする。ところがこれを購入する商人の側も不況のため資金がない。そこへ思惑も加わって、市場に米がだぶつき、相場はさがる一方だったのである。当局がいかに米価調節に努力しても、問題の根源をなしている緊縮政策を修正せぬかぎり解決の途はなかったのである。

ところが享保十七年夏、瀬戸内海沿岸を中心とする地方に突如として蝗（いなご、ばった、一説には「うんか」であったともいう）の大群が来襲した。畿内以西、ことに中国・四国の西部、九州の東部地域の稲作は甚大な被害をうけた。その損害量はおそらく四百万石（当時の日本全体の米産額はだいたい三千万石）を超したと推定しうる。飢民二六五万人、餓死者一万二千人、牛馬の損

害一万五千頭におよぶという大災害であった。多くの藩が領内の底をはたくように米を大坂へ送ってしまっていたので、各地の打撃はいっそうひどかったのである。

大坂市場にあふれんばかりであった米もなくなってしまった。十六年暮から十七年正月へと、市場で越年した米は約二百万石といわれたのに、十七年から十八年への越年米はわずか十八万石にすぎなかった。相場も暴騰し、十八年に入ると銀百目から百五十目にもなった。町民のあいだには不安の念がたかまり、将軍上洛・徳政・金銀吹替（貨幣改鋳）などの噂がみだれとんだ。

関東地方はこの年も作柄がよかったのであるが、大坂の影響はただちにおよんだ。十七年暮には江戸から被害地への米廻漕を制限し、また関東に知行地をもつ旗本の米を浅草の蔵に買い込んだ。しかし町民の不安は日に日につのっていった。十七年暮から十八年正月にかけて、しばしば多数の者が町奉行所に集団で押しかけ米価引下げを陳情した。なかには生活に苦しいから牢屋に入れてくれなどと申し出る者もあった。集団陳情は徒党禁止令にふれるなどと奉行たちが警告しても効果はなかった。こういう勢いにおされ、奉行は江戸じゅうの米屋に対し貯蔵米売出しを命じ、米を隠匿する者を告訴するよう令した。さらに米の売出しは小売店にかぎらず、問屋でも仲買でもかまわず町民に売るように命じた。

このころ幕府の御用米商をしていた米の大問屋高間伝兵衛が、大量の米を買い占めて隠しているという噂が立った。不穏な空気を察した伝兵衛はあわてて正月二十三日、米二万石を払い下げ

ることを幕府に申請し、その許可をえた。しかし時すでにおそく、二十五日夜、約千七百人の者が伝兵衛方を襲撃した。そうして家屋・家財・帳簿等を破壊・破却してしまった。

江戸時代、大都市におけるいわゆる「うちこわし」が起こったのはこれが最初であった。老中などはこれを重大視し、かねがね集団訴訟にでている連中を関係ありとみて、それらを厳罰に処すよう町奉行に指令した。しかし町奉行大岡忠相・稲生正武はこれに反対し、ただ説諭するにとどめた。やがて伝兵衛方襲撃の首謀者と目される者三人を捕え、一人を重遠島、二人を重追放に処した。百姓一揆の処罰にくらべるとかなり軽い処分というべきである。

通貨統一・物価引下げ・米価調節などは、一町奉行の力のみで解決しうる問題ではないのであるが、とにかくどうもさすがの大岡忠相も、こういう方面においては刑事裁判などのように明快な措置がとれなかったようである。落書などを見ても、杢右衛門伝兵衛の寃罪をはらしたころには「結構成物　大岡越前守、日光の彫物」（「享保世話」巻三）などとあるが、この「うちこわし」のころになると、

米高間壱升弐合をかゆにたき
　大岡くわれぬたった越前

一、大岡はかさかき女郎　〇もふ勤はならぬ。（「楓林腐草」）

日光の彫物からかさかき女郎へと、ひどく転落したものである（なおこの落首の下の句は、落

語の「三方一両損」の落ちに取り入れられている）。

隠し売女の取締り

頽廃した風俗を矯正するということは享保改革における重要な政策の一つとして考えられているが、その遂行をもっぱら担当したのが大岡忠相ら町奉行であった。

風俗上の問題となったものにまず心中がある。心中は元禄ごろから異常な流行をした。それらは近松門左衛門の世話浄瑠璃の好材料となり、曾根崎心中・天網島などの名作が今に伝えられている。幕府はこれを享保七年の暮から取り締ることとし、まずかかる事件を出版し読み売りすることを禁じた。翌年二月には情死者の死骸は取り捨てて葬儀をゆるさず、もし一方が存命しておれば死刑、二人とも死に損じた場合は三日間晒物としたうえ、非人手下（ひにんてか）とすることに定め、またこれを絵双紙や歌舞伎狂言などに作ることを禁じた。

賭博の禁制は享保以前からしばしば繰り返されているが、この時代にもその取締りにかなり努力している。江戸においては享保十一年に日本橋に高札を立て、この正月からやめた者はゆるすが、やめぬ場合にはときとしては死罪、あるいは遠島等の重罰に処す。密告者には褒美に銀二十枚を与える。家主・名主・五人組には違反者告訴の義務を課し、もしこれをおこたって他から訴えられた場合には処罰すると告示した。この高札の文面を板に書きつけ、目立つところへ貼って

おくように名主に命じた。武家屋敷において博奕を打った者も遠島に処すこととしている。町奉行がこれを提案するとき「是程ニ不レ被ニ仰付一候而ハ、諸博奕十ノ物一ツ二ツも減シ申間敷候」という註釈を付け札として出している。しかしこのような処罰をもっておどかしても賭博はやまなかった。三笠付(みかさづけ)・取退無尽(とりのきむじん)・前句付(まえくづけ)・冠付(かむりづけ)・なぞ付などとさまざまに姿を変えてあらわれ、取締り当局を手こずらしたのである。

賭博とならんで町奉行に手をやかせたのは隠し売女、つまり私娼の取締りである。江戸において新吉原以外に遊女やこれに類似した者をおくのは前々から禁ぜられていたが、なかなか守られない。そこで享保五年には奉行配下の者ばかりでなく、新吉原の者にも摘発に当らせることにした。同七年には違反者の罰則を公示したが、それに付け加えて、罰則はかくのごとくではあるが、吟味のうえ、遊女を抱えた者は死罪に処す場合もあると告示している。

室鳩巣の書簡によると、享保五年のころ新右衛門という者が抱えていた隠し売女を久右衛門という者が盗みだし、そのうえで抱え主に交渉して自分にくれといった。しかし新右衛門は承知しない。そうしているうちにその女が町奉行中山出雲守のところに駈込訴えをし、久右衛門に渡すよう、新右衛門に命じてほしいと願った。中山時春はこれを裁判し、女を盗んだ久右衛門が一番罪が重いとして判決案を作って将軍に出した。しかし吉宗はこれを見て、奉行の裁き違いであるとし、法度にそむいて隠し売女をおいた新右衛門こそ一番罪が重いとて、これを遠島に処すよう

命じ、久右衛門はかまいなく盗み得にさせた(どうも中山時春という奉行は、直助権兵衛や遊女瀬川の仇討を裁いたことなどの事績もあるが、前に述べた正徳時代の裁判においても、またこの例をみても、問題の本質を取り違えたような裁き方をしており、あまり有能でなかったように思える)。

また翌六年にも松枝町にすむ三郎兵衛という者が隠し遊女きちという者をさそいだしたが咎めを受けず、きちは親もとへ帰るなり、三郎兵衛のところへ行くなり当人の心次第となった。これが判例となり、御定書のなかに入れられている。

享保十三年十一月大岡忠相は、女房を私娼にした者の処罰案を提出した。それは深川大和町にすむ定七という者が貧困のため、女房きよに合意のうえで売春させた。こういう例はその九年以前にもあり、そのときは夫を家財取上げ・追放の刑に処しているが、今後の判例を今回定めたいとて、家財没収のうえ、重く敲きに処すという案である。このときはこの案が承認された。しかし延享二年になって吉宗はこれを改め、商売をし暮しも成り立っている者が、無理に不同意の妻に売春させた場合は死罪、ただし、飢渇におよぶような貧困者の夫婦が合意のうえ売春をし、余罪のない場合には糺明におよばずということにした。

このように将軍自身取締りに苦心し、ある程度効果もあったようであるが、それが少しゆるめばたちまち私娼窟は激増する。享保時代直後の宝暦時代には、はや深川・品川の全盛を見るにい

たったのである。

町火消いろは四十七組

おそらく元禄よりやや前ごろからかと思われるが、江戸の人口はいちじるしく増大していった。享保年間になるとだいたい町奉行支配下だけで五十万人、これに大名・旗本などの武家とその奉公人、および僧侶などを加えると百万人には達していたと推定されている。家数も町方だけで十三万軒弱におよんだといわれる。このような大人口をかかえると、そこにおのずからさまざまな社会問題が生じてくるが、大岡忠相が町奉行として取り扱った問題で、とくにのちのちまで名高いのは火事対策である。

火事は江戸の花などともいわれ、さながら名物のごとくなっている。享保時代にも、明暦三年の大火のような一挙に江戸を全滅させるほどの大火はなかったが、連年相当の火災がおこっている。ことに享保六年には正月から三月までのあいだに比較的大きな火事が六度もあり、類焼軒数は武家・町家・寺社をふくめて延べ十四万千三百六十軒に達している。前記のごとく当時の江戸の町家は十三万軒弱というから、軒数からいえば六度の火災で町家を全部焼き払ってなおあまることになるのである。

これらの消火にあたるのは大名・旗本の役であった。享保三年からは町人も消火にあたらせる

こととし、風のはげしいときの出火には、風上二町・風脇左右各二町、計六町から一町につき三十人ずつ必ず火災現場にかけつけて消火するよう命じた。風がさほどはげしくない場合にも、一町三十人ではなくとも五、六人以上は必ずいあわせた者がかけつけることとされた。この町火消には小家屋など破壊する権限も与えられた。ついで五年八月になると、江戸の各町は「い」組から「す」組まで四十七組（ただし「へ」「ら」「ひ」はきらったのであろう「百」「千」「万」と称した）に、それぞれ地区別の火消組合を設け、各組その地区の消火にあたることになった。江戸っ児の象徴といわれる火消組合はここに成立したのである。しかし四十七組ではあまりに分け方がこまかく、一組合で消火にあたったのでは往々にして力のおよびかねることがあった。そこで享保十五年からはこれを十組に再編成した。

享保八年には火の見櫓の制度を設けた。火の見櫓は前々からあり、また屋根の上に登って火を見張ることも行なわれていたようであるが、このときから高さは町家の屋根より九尺高くし、二町四方を見通しうるようにすること、火の番を二人定め、風のはげしいときには一人は火の見の上に登り、一人は番人の登ったことを拍子木で町内に知らせ、これとともに火消組合は出動準備態勢に入り、町民は火の元に注意すること、また放火を警戒するため裏通りへの往来人などを調べること、もし火の見の番人が煙か光を認めたならばすぐ下の者に知らせ、その場所へ行って調べさせ、出火と判定したならば鳴り物で町内に知らせること、などの規則を設けた。

このころ当局は放火についてかなり神経をとがらせていた。そのため前に述べたように火付盗賊改めの飯田惣左衛門配下の者は、二度もつづけて無実の者を放火犯にしてしまうという失態を演じている。しかし奉行所は町人に対し、たとい間違ってもかまわないから怪しいと思ったら捕えよという指令を繰り返している。そうして享保四年には放火犯人逮捕者に褒美として銀二十枚、さらに七年には三十枚を与えることとしている。

防火に関してもいろいろと施策・発令をみているが、その一つに防火地帯の設定がある。享保二年二月神田の護持院が焼失すると、そこに再建を認めず、これを小石川の護国寺と合併してしまい、護持院の跡は永久に火除地と定めた。同十五年には湯島切通し・本郷・小石川丸山付近の焼跡を、十七年には牛込御門内をそれぞれ火除地とした。

これより前、享保六年十二月、町奉行は江戸繁華街中心部に防火地帯を設けようとし、西河岸町・呉服町・本材木町一、二丁目・本銀町・本石町付近の町家の撤去を命じた。しかしこれにはその辺の住民が困って、しきりに取り止めを嘆願した。そこで今後火事があってもけっして類焼せぬようにする。もし類焼した場合には地面を取り上げるという条件で居住を認めることとした。さらに奉行所は、日本橋ぎわから南は本船町・品川町・裏河岸、西は御堀端の町、北は本石町一丁目から四丁目、東は伊勢町通り、この一帯から出火し飛火した場合には、その一町全体を取り上げる旨を令した。

次には家屋の瓦葺き・土蔵造りの奨励がある。享保五年四月の町触れにおいて、従来普請のさい、土蔵造り・瓦葺きを遠慮しているようであるが、今後は勝手次第おこなってよいと令した。はじめは遠慮するにおよばぬという程度であったが、だんだん積極的に奨励し、ついには強制するようになった。

すなわち享保十四年十一月の令をみると、前々年麹町に対しては土蔵造りを命じておいたにかかわらず、このたび検査させたところ、茅葺き・藁葺き・杉皮葺き等の小屋があり、蠣殻（かきがら）屋根も過半は下地を塗らず、ただ蠣殻ばかりおいてあって不届き千万である。これにより茅葺き・藁小屋等は撤去させ、あと普請するさいには土蔵造塗屋に申し付け、地主あるいは借地人には過料を課した。また蠣殻屋根は来年三月までに下地を全部塗らせることとした。麹町の名主どもは支配の町々不埒につき、押込めを命じた。

このように、かねて土蔵造りを命じてある町々へは検査の者をまわし、違反があれば麹町と同様の措置をとる。もし来年三月までに塗家ができぬものは、家を撤去せよと命じている。なかなかきびしい防火建築令である。

表屋は土蔵（どうぞ）こそ普請しませうが
裏屋のものは蔵（暮）しかねます　（「享保世話」巻一）

火事はその後も江戸名物の地位を失わないが、「いろは」四十七組の町火消をはじめ、享保時

代の江戸の防火策はかなり画期的であったといえよう。

江戸の人口の膨脹は貧民の増加という問題も発生させた。享保六年には、現在はなんとか暮してゆける者でも、火事にでもあえばたちまちその日も過ごせなくなると思われる者を調査し、ついでそれらの者が類焼の場合、数日間扶助米を給することとし、今後も名主・家主・五人組の責任において、このたび届け出た者と同様の者があればさっそく訴え出るべきことを令した。また当人あるいは家族の者が重病で生活困窮している者についても扶助することとした。類焼困窮者の調査・届出の命令は七年、八年と繰り返されている。

享保七年十二月には小石川薬園に養生所を設立した。これは小石川伝通院前にすむ小川笙船（しょうせん）という町医者が、貧窮の病人のため施薬院を設立してほしいという意見を目安箱に投じ、これによって設けられたもので、町奉行が管理した。町じゅうの極貧の病人、独身で養生しえぬ者、あるいは一家病気の者は、同所において治療を受けることを許し、入所治療中は生活の扶助、夏冬の衣類、夜具なども支給し、自宅から治療にかようことも許した。翌八年には看病人はあっても貧困のため、療養費に事欠く者は入所治療を認めた。ここでは当時の名医といわれた望月三英なども、難病の者の治療におもむき、さらに官医も町医もひろくここで自己の伎倆を試みることを許している。

忠相の農政

大岡忠相の事績としては江戸の市政のほかに農政がある。町奉行が農政をおこなったというといささか意外に聞こえるかもしれぬが、忠相は享保七年六月地方御用掛という役をかねるよう命ぜられ、代官岩手藤左衛門を支配した。ついで十四年七月には川崎宿の名主で農政巧者の聞こえのある田中丘隅が支配勘定格（支配勘定というのは勘定所の下級役人、丘隅はそれと同格という身分にされたわけである）として用いられたさい、これを支配した。また同年八月には同じく農政巧者たる簑正高が能役者から支配勘定に登用され、忠相に付属した。その後、川崎平右衛門が名主から登用され、やはり忠相の支配をうけている。このように彼は当時有数の農政熟達者をその配下として、幕府直轄領の一部を管理した。この役は寺社奉行になっても続き、延享二年（一七四五）五月まで二十三年間にわたってこれを勤めている。

忠相が地方御用掛に任ぜられた翌月、幕府は江戸日本橋に高札を立て、諸国の幕府領または私領と入り組んでいる場所においても、新田になるべき場所があれば、そのところの代官・領主ならびに百姓と話し合い、いずれも納得したならば、新田をつくる方法をくわしく絵図に書き記し、五畿内は京都町奉行所、西国・中国筋は大坂町奉行所、北国筋・関八州は江戸町奉行所へ出願することと令した。つまりこれによって新田開発を大いに勧誘しようとしたのである。

これまで幕府は新田開発にはあまり積極的ではなかった。享保五年・六年二度にわたって、新田開発はよいことではあるが、古田畑や秣場への障碍となることがしばしばあるからよく気をつけるように三奉行らに指令している。つまりやたらに新田を開くと、それのため本田に水が十分ゆかなくなったり、あるいは肥料供給源としての秣場や入会地を開発によって減少させることをきらったのである。

ところが七年に入ると急に積極的になった。その年の春ごろであろうか、上総・下総のなかに開発しうる土地がかなりあることを浪人が目安箱に投書した。そこで役人を派遣して調べさせたところ、はたして五、六万石も新田となりそうなところがあった。そこで勘定所の主要な役人は、浪人すら気づくところにこれまで気づかなかったとて、奉行以下七月中ごろから末まで自発的に将軍への目通りを遠慮したという。勘定方役人の新田開発への意気込みを示すものといえよう。

また同じ年の春ごろ、勘定吟味役萩原美雅が大井川治水工事を命ぜられた。そのさい将軍吉宗はじきじき美雅に対し、細部についてはいちいち指令をうける必要はなく、経費も申し出ればすぐ支給するよう勘定所に命じておくと申し渡した。美雅が現場へいってみると、経費が予想外にかかりそうなので、ふたたび将軍の指示を仰いだところ、このようなことに心配なく工事せよと命ぜられた。そこで工事をおこなった結果、かなりの新田はえられたが経費もまた厖大で、これによってこの年旗本への切米支給がうまくできなくなったという。

ここにいたって首脳部が急に新田開発に力を注ぎはじめたのは、幕府財政収支がこのころもっとも悪化し、ここで根本的な打開策を遂行せねばならなくなったからである。そこで七年五月には老中月番・合議制の慣例を破って水野忠之を勝手掛老中として財政に専念せしめ、七月にはまったく前例のない「上げ米」を諸大名に対し高一万石につき百石の割で出すよう「御恥辱を不ㇾ被ㇾ顧」命じ、かわりに参勤在府期間を半年に縮めた。これによって急場をしのぎつつ、根本的な解決策として着手したのが年貢増徴と新田開発である。

大岡忠相の地方御用掛就任はこのようなときであった。将軍・老中らが忠相の才腕に期待するところ大であったことが察せられよう。ことに前述の日本橋の高札は、忠相がこれに就任した一ヵ月後という時期から考えても、彼と密接な関係をもっているといえよう。出願を江戸・京都・大坂の町奉行所としたのは、この三都の大商人の資本投下による大規模な新田開発を予想しているわけである。忠相はその江戸商人の新田開発促進の使命を就任早々課せられたのである。

忠相が関係した主要な開発としては、享保八年の武蔵野新田がある。これは支配下の代官岩手藤左衛門に命じて着手させ、その後川崎平右衛門が受け継いで百姓を定着させたという。また同十九年に完成した越後北蒲原郡紫雲寺潟の干拓は、直接幕府によって行なわれたものではないが、幕府も経費一万両のうち二千両を貸与しており、その窓口となったのは江戸町奉行所である。「一話一言」「新編相模風土記稿」によると、相州酒匂川の治水は、はなはだむつかしく、紀州

から吉宗が連れてきて幕臣とした治水土木の名手、紀州流という治水技術を関東にもたらしたといわれる井沢弥惣兵衛為永も手を焼いたところであった。これを大岡忠相が命をうけ、田中丘隅を用いて見事堅固な堤防を築きあげたという。

　要するに大岡忠相は単に裁判官としてすぐれていたというだけではなく、享保改革という幕府支配体制強化の主要政策にたいてい関与していたことが知られるのである。つまり将軍吉宗のすぐれた手足となって、広い方面にわたって活躍したのである。

名奉行の意味

　大岡忠相という人は、その町奉行昇進のきわだった早さといい、その後の享保改革の諸政策における活躍ぶりといい、また旗本からまったく異例の寺社奉行昇進といい、たしかにはなはだすぐれた才腕をもった役人であり、将軍吉宗のなみなみならぬ信任を得、その抜擢をうけた人であった。後世長く名奉行と仰がれ、語り伝えられているのも決していわれなしとしない。

　しかし「大岡政談」などで描き出されている名奉行大岡越前守の面影と、歴史の流れのうえにのせてみた大岡忠相とはやや趣を異にしている。前に述べたように、名裁判官物語の主人公としての大岡越前守は、時とともに潤色が加えられて、庶民の日常生活に密着している家主、つまり庶民を支配する権力機構の最末端としての存在の理想像が投影している部分が多分に認められる。しかしまた享保時代における裁判や法律の改正・運用において、そこに理想的名裁判官の映像が考えだされる根拠は十分にあるといえる。

　だが大岡忠相の活躍は裁判官ばかりではなかった。その他の民政面において、たとえば商業統

制政策などにおいて、彼はけっして人情味あふれる政治家ではなかった。呼び出した両替屋の主人がこなかったといって、名代の者をいきなり牢のなかへぶち込んでしまって、五十日以上も出さないようなことをした人である。かの人情味とこの苛酷さとはどのように彼のなかで統一していたのであろうか。

ここでやや目先をかえて、名裁判官物語のなかで名奉行として伝えられているのは、大岡忠相一人でなかったことを思い出してみよう。彼と前後する時代の人として、中山出雲守・稲生下野守・松浦河内守・依田豊前守・土屋越前守などの名が実録物などに名奉行としてでている。このなかで、中山出雲守という人は信頼しうる文献にあらわれた行動ぶりからみると、どうもあまり有能とも思えない。しかし他の人々には能吏であったことを否定すべき根拠はないのみならず、むしろなかなか有能な人たちだったように思える。

こういう人たちはまだ沢山いるのであるが、いずれも大岡忠相の光のかげにかくれてしまって、今日では享保時代についての専門書でもなければ名前も出てこない。しかし享保時代は名奉行輩出の時代といえるのである。いったいなぜこの時代に名奉行が輩出したのか。さらに名奉行というのは歴史的にどういう意味をもつ存在であったのであろうか。

まず名奉行輩出の表面的理由をあげれば、将軍吉宗による人材の登用である。たとえば大岡忠相は、伝えられる山田奉行時代の境界論裁判は信じがたいが、普請奉行をわずか一年で、四十一

歳の若さで町奉行に任ぜられたのはたしかに吉宗による抜擢である。依田政次も小納戸という将軍近侍の役を勤めていたとき認められ、役方昇進コースにのせられたという。格式からいえば小納戸から町奉行への途はありえないので、これも吉宗の登用といいうる。

だが吉宗の登用がもっともはっきりあらわれているのは勘定奉行である。勘定奉行という職は、幕府の格式が固定してのちは、町奉行よりやや格の下の地位であるが、中級の旗本が書院番士あるいは小姓組番士をふり出しに役方コースを昇進してたどり着く一終着点であった。一部はそれから町奉行に移り、あるいは大目付・留守居へと昇進する者もあった。勘定奉行の支配下には勘定衆・代官など、幕府の財政・民政の実務に携わる役人がいるが、これから奉行に昇進する途はなく、せいぜい勘定組頭どまりであった。それら勘定方役人たちは、こういう職務を原則として父子代々世襲していったのである。

ところが五代将軍綱吉のときになってはじめてこの格式が破られ、貞享四年に佐野正周、元禄九年に荻原重秀と二人、勘定衆出身の奉行が用いられた。しかしその後はまた番士出身の奉行のみ続いた。

やがて享保十六年（一七三一）以降になると勘定奉行の出身経歴がかなり変化した。すなわち、この年杉岡能連・細田時以、十九年に神谷久敬、寛保三年（一七四三）に萩原美雅と十三年間に四人も勘定役出身の奉行が用いられた。また神尾春央・桜井政英・逸見忠栄は勘定役出身ではない

が、その父祖は勘定方役人であり、当人も腰物方（こしものかた）・納戸頭（なんどがしら）など財務関係の職をへて勘定奉行になった人である。寛文二年（一六六二）勘定奉行となった妻木重直から享保十四年任命の松波正春まで、六十八年間三十四人の奉行のうち、前述の佐野・荻原の二名を除いて他はことごとく番士出身である。これに対し享保十六年から延享元年まで十四年間十二人の奉行のうち、番士出身は五名、勘定役出身が四名、その他の財務職経験者が三名と、勘定奉行における財務・民政練達者の進出が享保時代後半期には実にいちじるしいのである。

　こういう実務練達者の活躍によって、貨幣統一・治水土木・新田開発・年貢増徴・財政安定等の諸政策が遂行され、いわゆる享保改革も一応その成果をあげえたのである。もちろん彼らも三奉行の一員として大岡忠相らとともに評定所の中核を構成し、またその支配下の人民に対し裁判官としての役割も果たしている。

　これらの人々は有能なるがゆえに抜擢されたのであるが、その共通点として政治技術者という性格を指摘しうる。彼らは学者・理論家ではなく、実務家として多年の経験のなかから新しい民政技術をつくりあげた。もちろん試行錯誤も幾度か繰り返したであろうが、その編み出した技術が享保改革の諸政策となっているわけである。

　当時こういう人々を地方巧者（じかたこうしゃ）と称した。奉行にならなかった人のなかにも、たとえば享保三年から十七年まで勘定吟味役をつとめた辻守参は「辻六郎左衛門上書」で知られ、地方の聖といわ

れた。また同八年吉宗がとくに紀州藩から幕府に召し出した井沢為永は、紀州時代から治水土木に功績を残し、関東に紀州流の治水技術をもたらした人として名高い。同六年から十七年まで代官として活躍した小宮山昌世も地方の聖といわれ、「田園類説」等の著書がある。能役者から登用されて大岡忠相の支配下に入った簑正高には「農家貫行」の著がある。また同じく大岡忠相の支配をうけた田中丘隅は「民間省要」の著者として知られている。

　こういう地方の学つまり農村統治に関する広汎な技術は元禄のころから発達し、これに関する著述も数多く見られるが、こういう技術が政治のなかに取り入れられ、その技術者の地位が向上し、その意見が政治の中枢に反映しうるようになったのが享保時代である。

　大岡忠相もこういう政治技術者の一人といいうる。民政面において、たとえば防火・救貧等の諸施策、ことに商人の同業組合の団結力を積極的に利用して商業統制をおこなおうという方策などを生み出したのも、いずれも忠相らの苦心に成る政治技術である。とくに司法制度の面においては技術の確立が顕著である。訴訟制度の改善・判例の確立・刑罰の改正・犯罪捜査の改革等、幾多後世への前例を設けたのである。

　近世初期においても、江戸の町奉行から京都所司代をつとめた板倉勝重、あるいはその子で同じく所司代をつとめた板倉重宗などは名奉行といわれている。また松平正綱・伊丹康勝・伊奈忠次などは勘定奉行として、幕府の農民統治・財政基礎の確立に大いに活躍した。こういう人たち

は幕府の全国支配体制を固めるためのすぐれた技術者といえる。伊奈忠次などは検地や治水土木に伊奈流という技術を作りあげたと伝えられる。

しかし幕府の支配秩序が確定してのちは、幕府政治におけるかかる技術・技術者の地位・役割ははなはだ低下した。しかも進歩がなかった。寛文・延宝期つまり十七世紀後半に始まり、元禄ごろ、つまり十七世紀の終りから十八世紀初頭にかけて顕著になった社会の発展、幕府支配の弛緩、財政の窮乏に直面して、新しい政治の技術・技術者が必要となった。いわゆる人材の登用、名奉行の輩出はこういう事情のもとに生じたものである。

大岡忠相という人はしばしば機知に富み、臨機応変・当意即妙をえた裁きをする人として描かれている。しかし忠相の歴史的役割はむしろそのような政治担当者の恣意を規制する法規・法則を定めるところにあったのである。ただ彼らいわゆる名奉行の登場によって弛緩した行政機構が振粛され、硬化していた政治運営が刷新されたがため、いかにもそれら名奉行たち、ことにその象徴というべき大岡忠相の行動が融通性・柔軟性に富んでいたと見られているのであろう。

ところでこれら名奉行たちの使命はいうまでもなく幕府支配体制の強化にあった。それゆえたとえば裁判の改善・刑罰の緩和などにおいて、一見いかにも人民のためをはかっているような面もあるが、それはあくまでも幕府のため、将軍のため必要な施策だったのである。それゆえ当然忠相らの行動には人民抑圧の面も出ているのである。前に述べた享保時代の商業統制における忠

相の態度など、かなりきびしいものであった。しかるになぜ後世描かれる大岡越前守にはそういう一面が出てこないのであろうか。ここに彼と相対比すべきものとして神尾若狭守春央という人について少し述べてみよう。

神尾春央は享保改革の後半期に吉宗に登用され、とくに時の勝手掛老中松平乗邑のよき補佐役として、年貢増徴・財政再建に活躍した名勘定奉行である。神尾という家は俸禄わずか二百俵の小身の旗本で、春央の父は終生無役、その前もあまり大した役にはついていない。

春央は宝永元年（一七〇四）十八歳のとき腰物方となり、その後桐間番（きりのまばん）に移ったが、また腰物方にもどるなど、長いあいだ低い職にとどまっていた。彼が職について二十二年たった享保十一年四十歳のとき、ようやく細工頭にのぼり、それからは昇進が早く、賄頭（まかないがしら）をへて十八年には納戸頭となって布衣を許されるとともに、加増をうけて四百俵を給せられた。

いつのころその才腕が認められたかわからないが、元文元年（一七三六）には勘定吟味役、すぐ翌年には勘定奉行、従五位下若狭守となり、以後十六年在職して宝暦三年（一七五三）に死去した。この間しばしば加増をうけて俸禄は千五百石に達し、享保八年足高の制が設けられて以降、勘定奉行として第二番目の高禄者となった。彼の死後ほどなく、「御勘定所取計ひ、御代官勤方等、万事之儀、神尾若狭守相勤候節之通心得可レ申候」という指令が繰り返し出されているように、勘定奉行の模範とされたのである。

ところがこの人は後世の評判ははなはだ悪い。「甲子夜話」には、彼が部下の堀江荒四郎（この人も年貢増徴・隠田摘発のベテランだったと伝えられる）を伴って中国筋を検地して歩いたとき、

　東からかん（雁／神尾）の若狭が飛で来て
　　野をも山をも堀江荒しろ（四郎）

という落首がその地方で作られたと載せている。また春央は老中松平乗邑と相談して、五摂家領へ踏み込んで検地をしたので公家側を憤激させ、これが延享二年将軍代替りと同時に乗邑の罷免・処罰される一因となったというような話も作られている。経世学者本多利明の「西域物語」には、幕府役人の過重な年貢徴収を非難するさいの代表として神尾春央をあげ、彼が「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」と放言したと記している。

享保改革における活躍ぶりから見て、町奉行では大岡越前守忠相、勘定奉行では神尾若狭守春央が幾多輩出した名奉行といわれる人たちを代表するといってよかろう。その神尾春央の場合、勘定奉行という職掌からいって、徴税吏がすべてではない。御定書の編纂には関係しなかったが、当然奉行として、また評定所一座として裁判にも加わったはずである。その他の民政面においても仕事はしたであろう。ところがそういう方面の業績はすべて消えて、神尾若狭守という名は苛酷な年貢徴収とともに残っている。これに対し大岡忠相も、地方御用掛として当然年貢増徴の責

任は果たしたであろうし、また商業統制などにはしばしば述べるようにかなり強引な抑圧的態度をとっている。ところが忠相においてはそれらは忘れられて、公正な人情味ある裁判官として名が残っている。いわば治められる人民の立場からいって、神尾若狭守は悪玉の象徴であり、大岡越前守は善玉の代表となっているのである。この大岡越前守と神尾若狭守、善玉と悪玉二つをあわせみるとき、いわゆる名奉行の全姿がそこにとらえられるといえよう。

主要参考文献

「大岡政談」の刊本としては、古く『帝国文庫』『有朋堂文庫』に収録されており、今次大戦後、雄山閣からも出版されている。

「大岡政談」の原典については本文中にも述べてあるが、その主要なものは次のとおりである。

板倉政要（写本）

本朝桜陰比事（井原西鶴著。刊本としては中央公論社発行『定本西鶴全集』第五巻収録等がある）

本朝藤陰比事（刊本としては国書刊行会叢書『近世文芸叢書』小説第五に収録）

隠秘録（写本、内閣文庫蔵）

板倉大岡両君政要録（写本、東京大学図書館蔵）

大岡忠相の伝記としては、沼田頼輔『大岡越前守』（明治書院）がもっとも詳しいが、記載事実に多少不確実なところがある。高橋磌一「大岡越前守」（三一書房刊『歴史家のみた講談の主人公』所収）は主として沼田の著によって、手ぎわよく短くまとめたものである。

「大岡政談」の内容の考証は右の伝記中にも少し記してあるが、そのほか次のようなものに見えている。

三田村鳶魚『史実と芝居と』（青蛙房）

同　『実説芝居ばなし』（同）

南方熊楠『伝吉お六の話』（『南方熊楠全集』四）

大岡忠相の伝記に関する基本史料としては、

寛政重修諸家譜（大正年間、栄進社・国民図書刊、現在続群書類従完成会にて再刊中）

がある。また忠相の時代の幕府の裁判・行政に関する主要史料としては、

徳川禁令考　前・後集（吉川弘文館・創文社）

御触書寛保集成（岩波書店）

享保撰要類集（写本）

東京市史稿

などがあげられる。

辻　達也『享保改革の研究』（創文社）、同『徳川吉宗公伝』（日光東照宮）、同『徳川吉宗』（吉川弘文館）、あるいは岩波講座『日本歴史』近世3などは、忠相の活躍した時代的背景を考える参考となるであろう。

大岡忠相略年譜

年号	西暦	年齢	忠相事歴	関係記事
延宝五	一六七七	1	江戸に生まる。	
貞享一	八四	8		徳川吉宗生まる。
三	八六	10	大岡忠真の養子となる。	
元禄八	九五	19		幕府通貨悪鋳（財政窮乏露呈）。
一三	一七〇〇	24	養父忠真死。忠相家督相続（一九二〇石）、寄合となる。	徳川光圀死。
一五	〇二	26	書院番士となる。	赤穂浪士の復讐。
宝永一	〇四	28	徒頭に昇り、布衣を許さる。	
二	〇五	29		吉宗、紀州藩主となる。
四	〇七	31	使番となる。	富士山噴火、宝永山出現。
五	〇八	32	目付となる。	
正徳二	一二	36	山田奉行となり、従五位下能登守に叙せらる。	幕府、勘定吟味役を復活。評定所に勤務精励を命ず。
四	一四	38		幕府、通貨改良。
享保一	一六	40	普請奉行に転ず。	吉宗八代将軍となる。新井白石ら失脚。
二	一七	41	町奉行に昇進、越前守と改む。	
三	一八	42		江戸両替屋株仲間制定。新金銀通用令施行。
四	一九	43		借金銀相対済令発布。
五	二〇	44		刑法典成文化着手。江戸町火消組合創設。

年号	西暦	年齢	忠相事歴	関係記事
享保六	一七二一	45		刑罰連坐廃止。吉宗、奉行の裁判親覧。諸国人口調査。目安箱設置。江戸商人組合結成。六諭衍義和解・大意作成。
七	二二	46	地方御用掛を兼務。	幕府、財政改革本格化。新田開発奨励。諸大名に上げ米を課す。小石川養生所設立。年貢定免制励行。
八	二三	47	職務精励の賞を受く。	足高制定。
九	二四	48	地方御用兼務褒賞。	享保度法律類寄成る。物価引下令。
一〇	二五	49	二千石加増（三九二〇石）。	このころから米価下落。幕府米価調節に着手。
一一	二六	50		江戸諸問屋登録令。
一二	二七	51		幕府、年貢増徴。
一四	二九	53		天一坊処刑。借金銀相対済令廃止。
一六	三一	55		上げ米令廃止。
一七	三二	56		近畿以西、蝗害による大凶作。
一八	三三	57		江戸に「うちこわし」発生。
元文一	三六	60	寺社奉行に昇進。二千石加増。役料と合せて一万石格となる。	幕府、貨幣改鋳。
寛保二	四二	66		公事方御定書成る。江戸大洪水。
三	四三	67	御定書追加の評議に参与。	
延享一	四四	68		田畑永代売買の罰則緩和。御触書寛保集成完成。
二	四五	69	地方御用掛免除。	吉宗隠居。家重九代将軍となる。
寛延一	四八	72	奏者番兼務。役料分を本俸に加増。陣屋を三河国西太平におく。	
宝暦一	五一	75	寺社奉行兼務免除。十二月十九日死去。	吉宗死去。田沼意次、将軍側衆となる。

辻 達也（つじ・たつや）

1926年（大正15年）に生まる.
1948年（昭和23年）東京大学文学部国史学科卒業.
現在，横浜市立大学文理学部教授.
文学博士．専攻，日本近世史.
著書『享保改革の研究』
『徳川吉宗公伝』
『徳川吉宗』
『封建時代後期の社会思想』（新日本史講座）
『江戸開府』（中央公論社版「日本の歴史」13）

大岡越前守
中公新書 56
© 1964年
検印廃止

昭和39年10月30日初版
昭和55年1月30日19版

著 者 辻 達也
発行者 高梨 茂

本文印刷 三陽社
表紙印刷 トープロ
製 本 小泉製本

発行所 中央公論社
東京都中央区京橋2-8-7
振替東京2-34電話(561)5921代

価380円



日本史

日本人の内と外 — 司馬遼太郎 山崎正和
日本人と日本文化 — 司馬遼太郎 D・キーン
神々の体系 — 上山春平
続・神々の体系 — 上山春平
日本の神々 — 松前 健
神武東遷 — 安本美典
騎馬民族国家 — 江上波夫
邪馬台国 — 大林太良
倭 国 — 岡田英弘
年代を測る — 木越邦彦
古墳の発掘（増補版） — 森 浩一
帰化人 — 上田正昭
古代国家と軍隊 — 笹山晴生
采 女（うねめ） — 門脇禎二
聖徳太子 — 田村圓澄
苗字の歴史 — 豊田 武
古代東北の覇者 — 新野直吉
女帝と道鏡 — 北山茂夫

承香殿の女御 — 角田文衞
義経伝説 — 高橋富雄
平家伝説 — 松永伍一
出家遁世 — 目崎徳衛
山 伏 — 和歌森太郎
町 衆 — 林屋辰三郎
敗者の条件 — 会田雄次
南蛮史料の発見 — 松田毅一
回想の織田信長 — 松田毅一 川崎桃太 編訳
秀吉と文禄の役 — 松田毅一 川崎桃太 編訳
豊臣秀吉 — 岡本良知
徳川家康 — 北島正元
徳川幕閣 — 藤野 保
江戸時代 — 大石慎三郎
江戸城 — 村井益男
江戸の刑罰 — 石井良助
大岡越前守 — 辻 達也
吉 原 — 石井良助
江戸の町 — 岸井良衞
東海道五十三次 — 岸井良衞

山陽道 — 岸井良衞
悪名の論理 — 江上照彦
鎖国の思想 — 小堀桂一郎
解体新書 — 小川鼎三
幕末の薩摩 — 原口虎雄
薩摩藩英国留学生 — 犬塚孝明
幕末の長州 — 田中 彰
幕末の志士 — 高木俊輔
戊辰戦争 — 佐々木克
唐人お吉 — 吉田常吉
大君の使節 — 芳賀 徹
徳川慶喜 — 松浦 玲
高杉晋作 — 奈良本辰也
坂本龍馬 — 池田敬正
勝 海舟 — 松浦 玲
木戸孝允 — 大江志乃夫
大久保利通 — 毛利敏彦
西郷隆盛（上下） — 井上 清
岩倉具視 — 大久保利謙
大村益次郎 — 絲屋寿雄

ある明治人の記録 — 石光真人編著
海商三代 — 西村通男
自由民権 — 後藤 靖
博徒と自由民権 — 長谷川昇
秩父事件 — 井上幸治
内村鑑三 — 亀井俊介
幸徳秋水 — 飛鳥井雅道
明治の反逆者たち — 江上照彦
高橋是清 — 大島 清
小泉三申 — 小島直記
内藤湖南 — 三田村泰助
日本人の病歴 — 立川昭二
天 武 朝 — 北山茂夫
加賀騒動 — 若林喜三郎
大久保一翁 — 松岡英夫
明治維新の遺産 — T・ナジタ 坂野潤治訳